

新宿区移動等円滑化促進方針

～バリアフリーに配慮した らくに歩けるみち らくに過ごせるまち～



令和3(2021)年11月

新宿区

新宿区移動等円滑化促進方針の 策定にあたって



これからの社会では、高齢化の進展や障害者を取り巻く環境の変化を踏まえ、高齢者、障害者等の誰もが円滑な移動を確保できるよう区内全域でバリアフリー化を進めることが重要な課題となっています。

こうしたことから、新宿区では、新宿駅や高田馬場駅をはじめとする鉄道駅の周辺を中心に、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を、高齢者や障害者等の皆様のご意見を伺いながら進めてきました。

平成 30 年に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、区市町村が「移動等円滑化促進方針」を定めることができる制度が創設されました。これを受けて新宿区は、区内全域におけるバリアフリーに関する取組を一層促進させるため、高齢者、障害者等の円滑な移動の確保の方策をまとめた「新宿区移動等円滑化促進方針」を策定しました。

この方針は、令和2年に制定した「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」を踏まえ、新宿区の総合的なバリアフリー化の方針として示しています。

方針の策定にあたり、多大なるご尽力をいただいた新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会の委員の皆様、まちあるきワークショップ、パブリック・コメント等を通じて貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に、心から感謝申し上げます。

区は、この方針に基づき、関係事業者や区民の皆様とまちのバリアフリーに関する課題を共有し、共にバリアフリー化に取り組むことで、全ての人が、これまで以上に快適に移動することができるまちの実現を図ってまいります。

今後とも、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和 3(2021)年 11 月
新宿区長 吉住 健一

目次

第1章 移動等円滑化促進方針の策定にあたって

1 移動等円滑化促進方針について	2
1-1 策定の背景と目的	2
1-2 移動等円滑化促進方針とは	3
1-3 移動等円滑化促進方針によるユニバーサルデザインまちづくりの推進	5
2 検討プロセス	7
2-1 検討体制及び策定の経過	7
2-2 取組みの概要	8
3 新宿区の概況	9
3-1 人口等の状況	9
3-2 公共交通の状況	11
3-3 道路の状況	13
4 交通バリアフリー基本構想の取組み	17
4-1 交通バリアフリー基本構想に基づく特定事業計画の実施状況	17
4-2 特定事業計画以外の実施状況	23

第2章 全体方針

1 移動等円滑化促進方針の位置づけ	26
2 基本方針	27
3 移動等円滑化促進地区・生活関連施設・生活関連経路の設定	28
3-1 移動等円滑化促進地区の設定	28
3-2 生活関連施設の設定	29
3-3 生活関連経路の設定	30
4 バリアフリー化促進に関する事項（移動等円滑化の促進に関する事項）	35
4-1 バリアフリー化促進に向けた整備方針	35
4-2 バリアフリー化促進に向けた配慮事項	41

第3章 地域別方針

1	四谷地域	66
2	笹筥地域	70
3	榎地域	74
4	若松地域	78
5	大久保地域	82
6	戸塚地域	86
7	落合第一地域	90
8	落合第二地域	94
9	柏木地域	98
10	新宿駅周辺地域	102

第4章 移動等円滑化促進方針の実現に向けて

1	こころのバリアフリー等のソフト施策	110
1-1	こころのバリアフリーの促進	110
1-2	情報提供	114
1-3	その他のソフト施策	116
2	移動等円滑化促進方針策定後の進め方	118
2-1	移動等円滑化促進方針の周知啓発	118
2-2	新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく手続きにおける関わり方	119
2-3	バリアフリー法に基づく届出制度	120
2-4	移動等円滑化促進方針に基づく整備の確認	121

資料編

1	参考資料	124
2	用語解説	132

第1章

移動等円滑化促進方針の策定にあたって

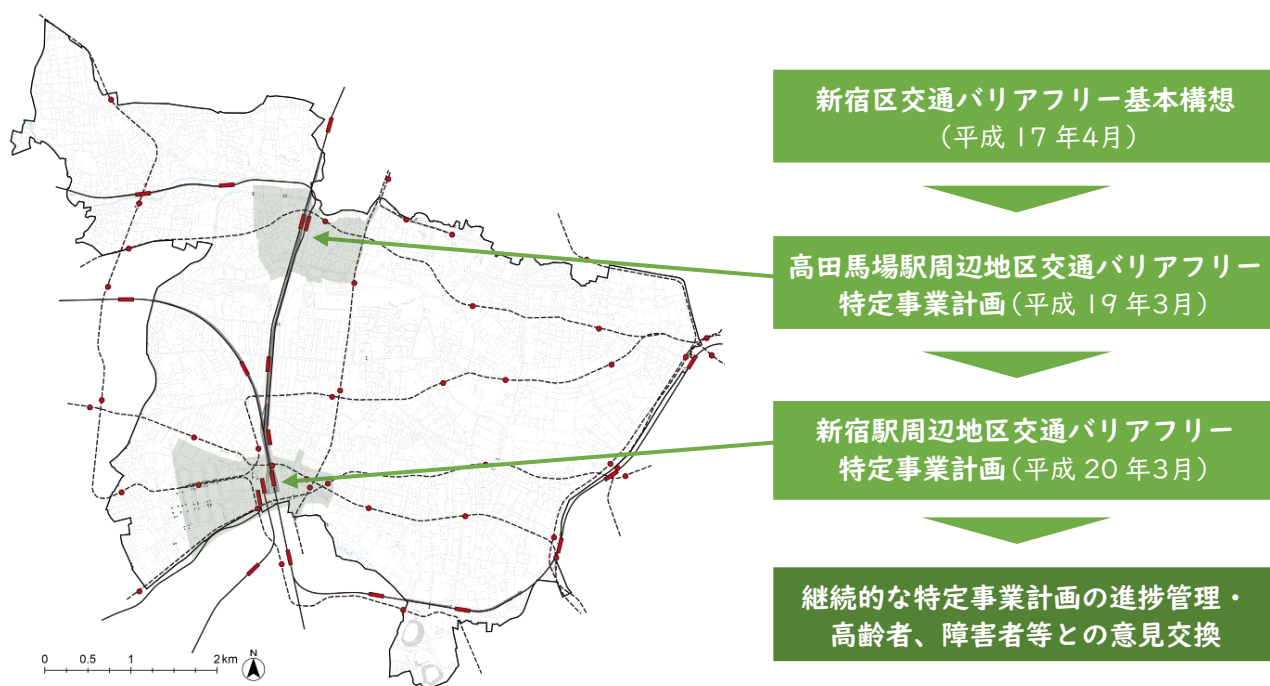
Ⅰ 移動等円滑化促進方針について

Ⅰ-Ⅰ 策定の背景と目的

新宿区（以下、区）では、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下、交通バリアフリー法）※」に基づく、「新宿区交通バリアフリー基本構想（以下、基本構想）※」を平成 17 年 4 月に策定しました。策定後は、鉄道事業者や道路管理者が基本構想に即して作成したバリアフリー※化を実施するための計画である「交通バリアフリー特定事業計画（以下、特定事業計画）※」について、平成 19 年 3 月に高田馬場駅周辺地区、平成 20 年 3 月に新宿駅周辺地区で定め、鉄道駅・バス（公共交通特定事業計画）、道路（道路特定事業計画）、信号機（交通安全特定事業計画）のバリアフリー化をそれぞれ進めてきました。

特定事業計画策定後は、高齢者、全ての障害者及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける方など（以下、高齢者、障害者等）の当事者との意見交換など、継続的に取り組んできました。

■ 交通バリアフリー法に基づく取組みの流れ



基本構想及び特定事業計画に基づいて、新宿駅周辺や高田馬場駅周辺を中心にバリアフリー化を進めてきたところですが、高齢化の進展や観光客の増加なども踏まえ、区内全域で面的なバリアフリー化を進めることが求められています。

このような中、平成 30 年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）※」が改正され、区市町村が移動等円滑化促進方針を定めることができる制度が創設されました。移動等円滑化促進方針では、道路や駅等の旅客施設、建築物等の具体的な施設のバリアフリー化事業の調整が難しい段階においてもバリアフリー化の重要性を打ち出すことが可能です。

これを受けて区では、区全体のバリアフリー化に関する「新宿区移動等円滑化促進方針（以下、促進方針）」を策定し、全ての人が安全に、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちの実現を図ります。

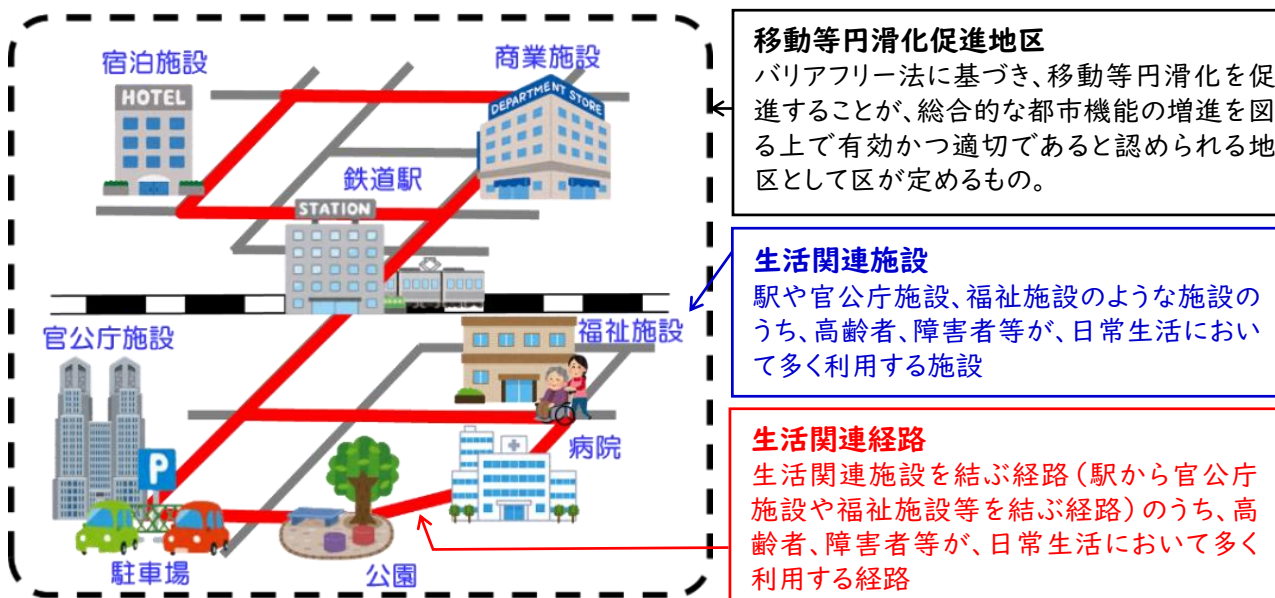
1-2 移動等円滑化促進方針とは

移動等円滑化促進方針とは、鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を区市町村が示すものです。

これを踏まえ、区全体において一層のバリアフリー化を図るため、促進方針では、施設と経路の連続性を確保することや、ソフト施策等、区全域における総合的なバリアフリー化の方針として示します。

■ 移動等円滑化促進方針に示す事項

バリアフリー法で規定する事項	対応する内容
移動等円滑化の促進に関する 基本的な方針	位置づけ、取り組むべきバリアフリーの考え方
移動等円滑化促進地区の 位置及び区域	移動等円滑化促進地区の位置、 地区の範囲、境界設定の考え方
生活関連施設及び生活関連経路並びに これらにおける 移動等円滑化の促進に関する事項	生活関連施設・生活関連経路の設定、高齢者、障害者等の当事者意見を踏まえたバリアフリー化促進に向けた配慮事項
移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の 理解の増進 及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の 協力の確保 に関する事項	住民その他の関係者における障害の理解や協力の必要性・重要性、取り組むべきこころのバリアフリー※の考え方
行為の届出 に関する事項	旅客施設、道路の新設等の際の届出に関する事項
情報の収集、整理及び提供 に関する事項	バリアフリーマップ※等の作成・活用に向けた施設等からの情報収集の取り組み
その他 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために 必要な事項	上記以外のソフト施策、地域特性に応じた施策等



1-3 移動等円滑化促進方針によるユニバーサルデザインまちづくり※の推進

区では、区、区民、施設所有者等が協力・連携して、全ての人が安全に、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる「ユニバーサルデザインまちづくり」を推進するため、令和2年3月に「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例（以下、UD条例）」を制定しました。

UD条例では、高齢者、障害者等の**誰もが円滑に施設を利用**できるよう、出入口、廊下、階段、便所等の項目について整備基準を定め、事前協議や届出等の制度により、個々の施設の整備強化を行っています。これに加えて促進方針では、そのうち主要な施設と道路をつなぐ経路等について、バリアフリー※歩行空間ネットワーク化の実現を目指し、**誰もが円滑な移動を確保できるような面的・一体的なバリアフリー化**を図ることで、区全体において、ユニバーサルデザインまちづくりを一層推進していきます。

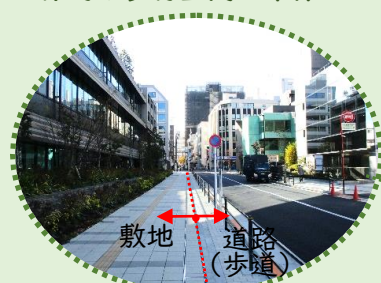
■ バリアフリー歩行空間ネットワークのイメージ

【面的・一体的なバリアフリー化の例】

- 道路から敷地まで連続した視覚障害者誘導用ブロック※の設置



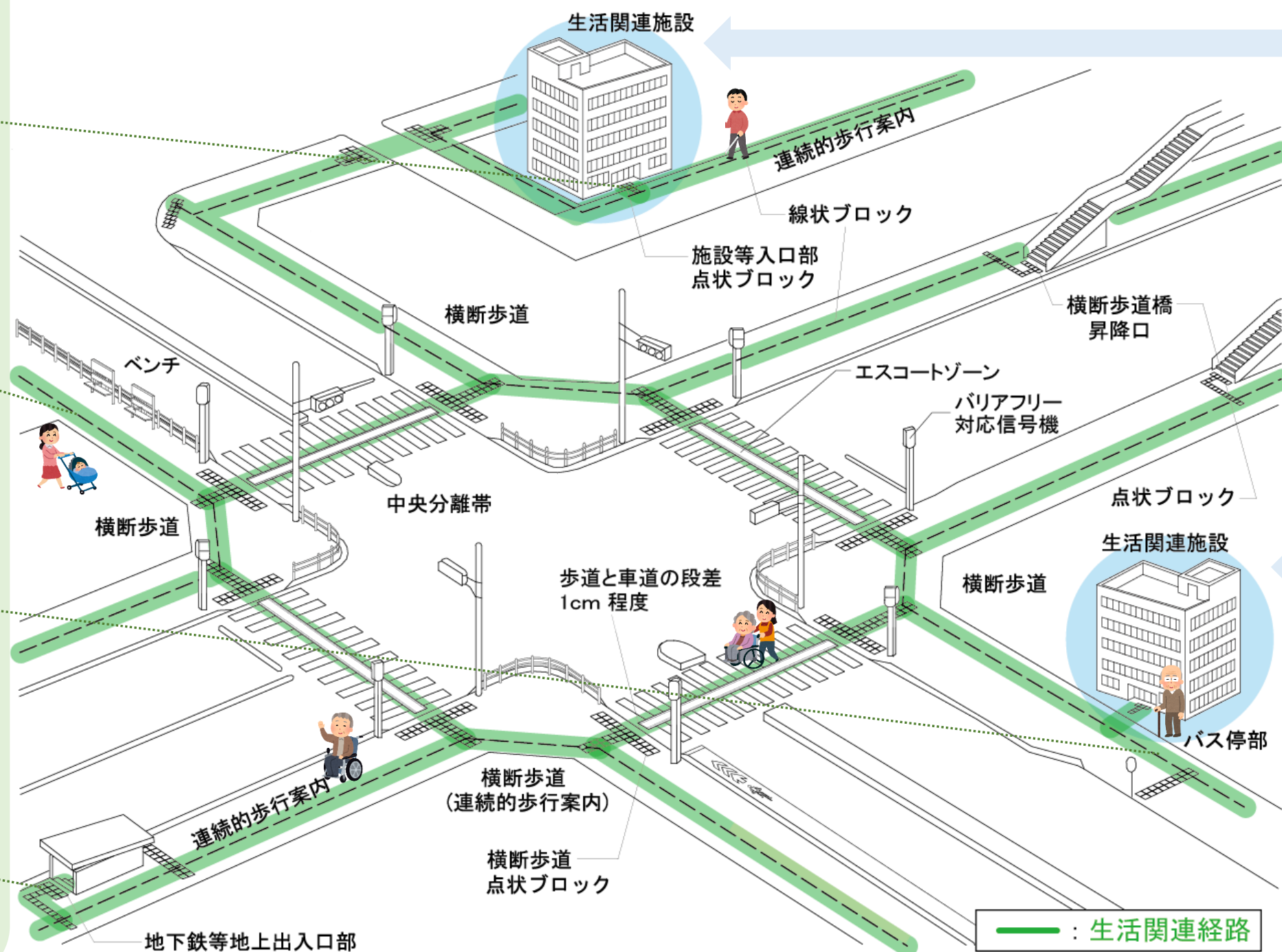
- 道路と敷地に段差のない一体的な歩行空間の確保



- 沿道敷地内にも歩行空間やバスの待機場所の設置



- 民間敷地等も活用した鉄道駅のバリアフリールート※の整備



【UD条例の整備基準の主な項目例】

- 出入口の有効幅



- 廊下の有効幅や表面の仕上げ



- 階段の有効幅や手すり



- 便所の大きさや設備



2 検討プロセス

2-1 検討体制及び策定の経過

促進方針の策定にあたっては、新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会（以下、協議会）を中心に、高齢者、障害者、子育て世代の方等の当事者から地域のバリアフリー※に関する意見や課題を収集し、検討を進めました。

■ 検討体制



■ 策定の経過

検討の フロー	時期	会議等	主な内容・検討事項
予備 基礎 調査 検討	H31 4 月	第1回協議会	○協議会の設置 ○策定の背景・検討の進め方
	～R2 3 月		○実態調査の実施
当事者 意見の 収集 基本 方針・ 骨子 の検 討	4 月	第2回協議会	○実態調査結果報告 ○策定に向けた基本的な考え方（生活関連施設の検討） ○今後の進め方
	8 月	第3回協議会 当事者団体等 ヒアリング・ アンケート調査	○促進方針の骨子案（構成・定める事項） ・促進方針の基本方針（理念・目標） ・生活関連施設の決定・生活関連経路の検討 ・地域別方針の区分の検討と現状整理 ○まちあるきワークショップの実施方法
促進 方針 （た た き 台）	9 月		○区全域のバリアフリー課題の確認
	10 月	まちあるき（6回）	○地域別に鉄道駅・道路・公園・建築物等のバリアフリー課題の確認・意見交換
	11 月	まちあるきまとめ	○まちあるき意見をまとめ、地域別の課題や、整備項目別に配慮すべき事項を整理
	R3 1 月	第4回協議会	○まちあるきワークショップ等の結果報告 ○促進方針（たたき台）の検討 ・全体方針（区全域に共通する方針） ・移動等円滑化促進地区・生活関連施設・生活関連経路の決定 ・地域別方針の区分の決定と内容の検討
促進 方針 （素 案）		こころのバリアフリーに関する意見交換	○こころのバリアフリー等に関する課題やコロナ禍におけるバリアフリー上の困りごとなどを確認
	3 月	第5回協議会	○促進方針（素案）の検討 ・全体方針（修正案） ・地域別方針 ・その他の事項（こころのバリアフリー・届出等） ○パブリック・コメントの実施について
	7 月 8 月	パブリック・コメント	○促進方針（素案）について意見募集
促進 方針 （案）	10 月	第6回協議会	○パブリック・コメント結果報告 ○促進方針（案）の検討 ○策定後の進め方（策定後の周知啓発など）
	11 月	促進方針の策定	
周知 促進 方針	12 月	説明会	○区内のイベント等と連携した促進方針の周知啓発

2-2 取組みの概要

(1) 当事者団体等ヒアリング・アンケート調査

実施時期	令和2年8月～9月
ヒアリング参加者	32名：高齢者、障害者、子育て関係団体（4回に分けて実施）
アンケート回答数	67票：高齢者、障害者、子育て関係団体
調査項目	施設のバリアフリー※について、移動時のバリアフリーについて 情報のバリアフリーについて、こころのバリアフリー※について、その他

(2) まちあるきワークショップ※

実施時期	令和2年10月～11月（現地確認6回・まとめ1回）
参加者	区民等62名、区職員13名、事務局28名（※延べ人数）
対象地域とテーマ	四谷地域「オリパラに向けて整備された最新バリアフリー事例」 若松・榎・筆筈地域「来訪者の多い観光地や大学病院周辺のバリアフリー」 戸塚・大久保地域「福祉関連施設が多く立地したまちのバリアフリー」 落合第一・第二地域「坂道と共存する暮らしのまちのバリアフリー」 新宿駅周辺（西）・柏木地域「超高層ビルが林立した副都心のバリアフリー」 新宿駅周辺（東）地域「歌舞伎町や百貨店を中心とする繁華街のバリアフリー」
実施状況	  現地確認の様子 意見交換の様子

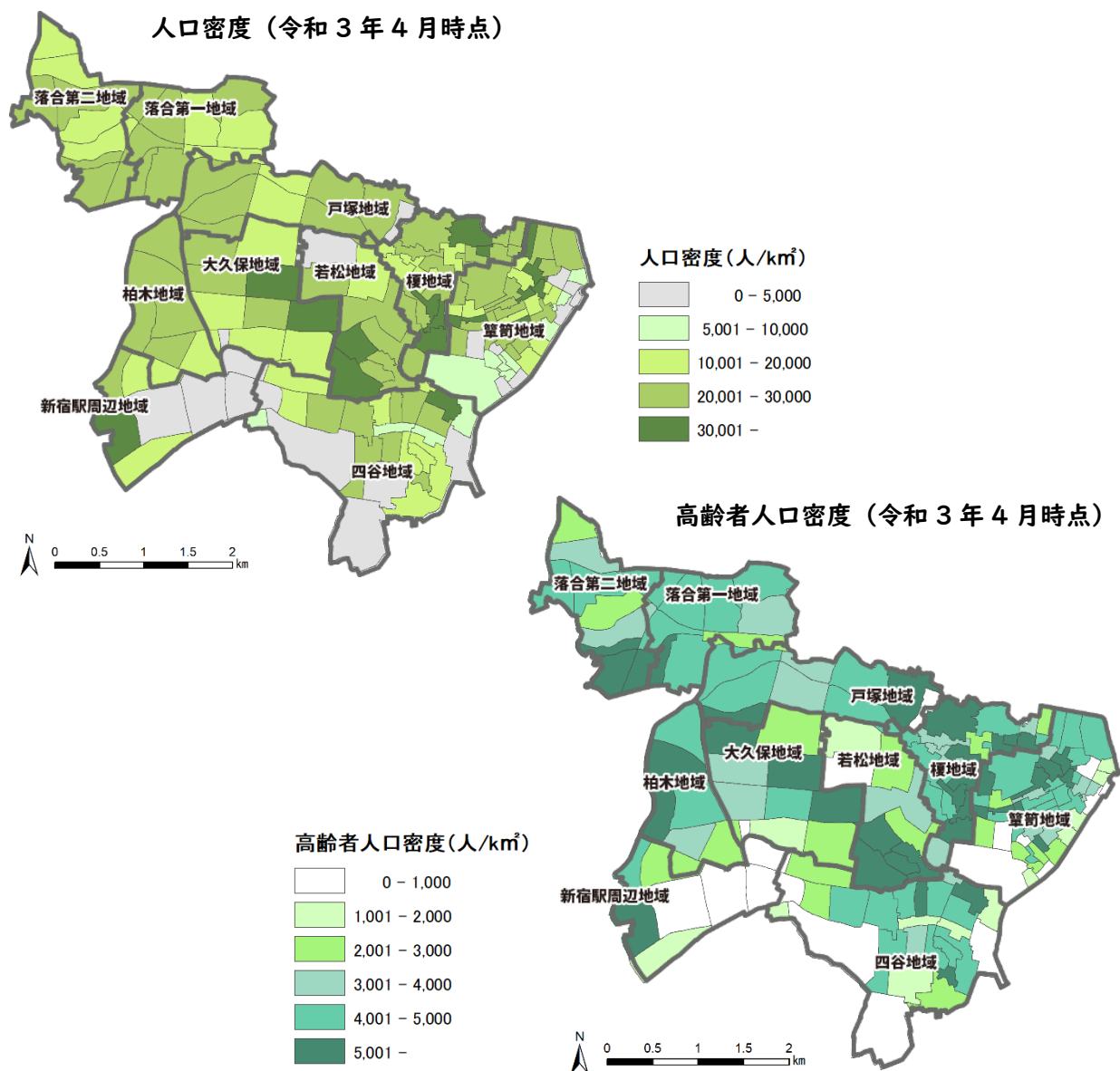
3 新宿区の概況

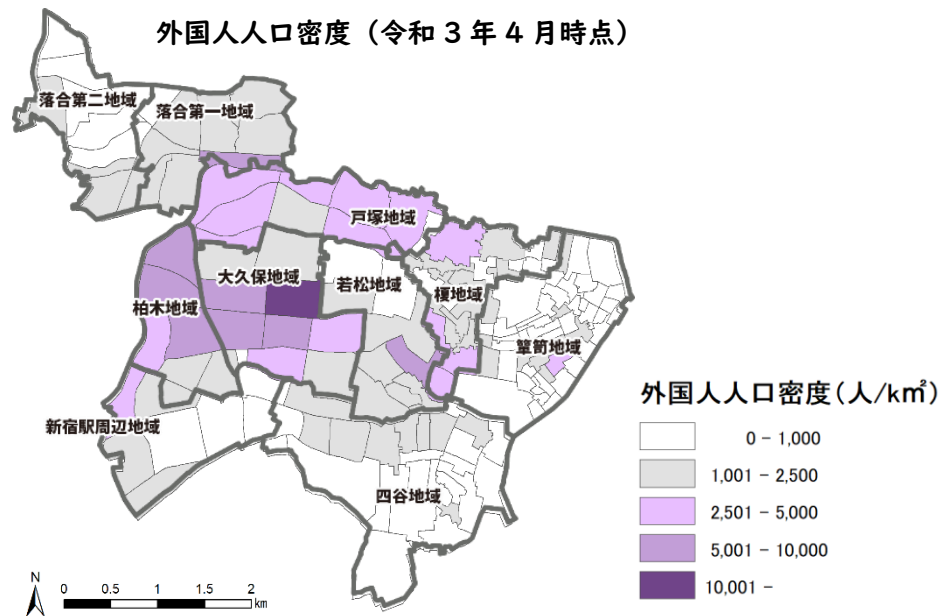
3-1 人口等の状況

- 総人口: 344,577 人 (令和 3 年 4 月時点)
- 高齢者 (65 歳以上): 67,382 人 (19.6%) 子ども (15 歳未満): 31,124 人 (9.0%) (令和 3 年 4 月時点)
- 身体障害者数: 11,033 人 知的障害者数: 1,717 人 (令和 2 年 4 月時点) 精神障害者数: 3,512 人 (令和 2 年 3 月時点) (各手帳所持者数)
- 外国人人口: 38,354 人 (令和 3 年 4 月時点)
- 昼間人口: 775,549 人 昼夜間人口比 2.3 倍 (出典: 平成 27 年国勢調査)
- 都内における外国人旅行者の 53.8% が新宿・大久保を訪問 (出典: 平成 31、令和元年東京都調査)

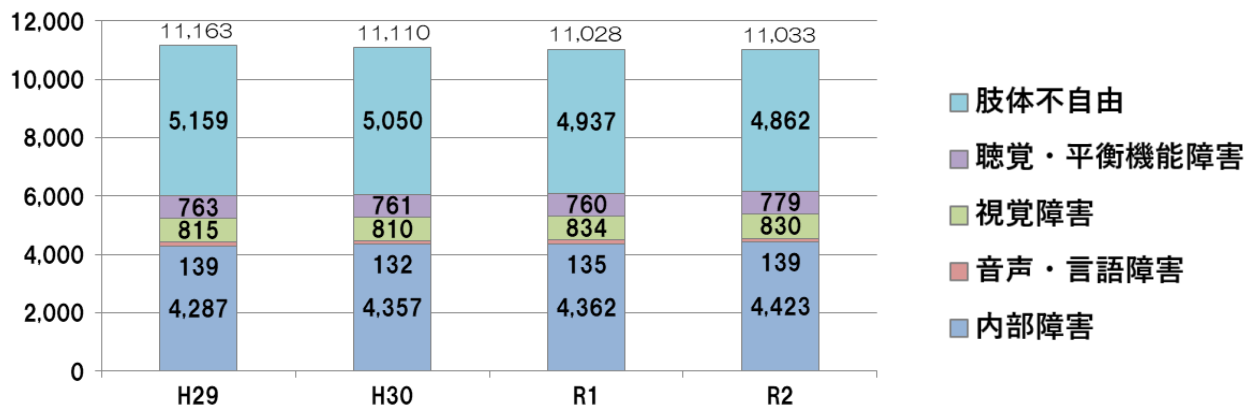
各属性の傾向

- **人 口**: 新宿駅周辺や特定の施設 (大学・行政施設・公園等) のある地域を除き、全区的に人口密度は高い。
- **高齢者**: 戸塚・若松地域の団地のあるエリアなどで、特に高齢化が進んでいる。
- **外国人**: 大久保地域・柏木地域は、外国人人口密度が特に高い。
- **障害者**: 各障害の手帳所持者数はおおむね横ばいだが、知的障害者 (愛の手帳所持者) や精神障害者が増加傾向にある。

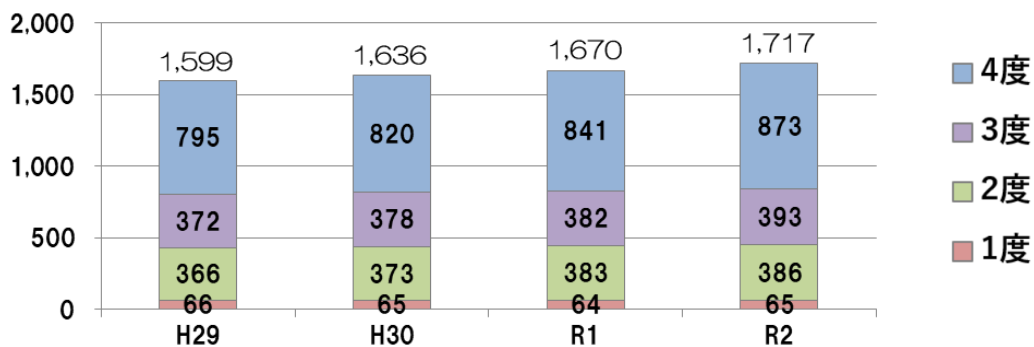




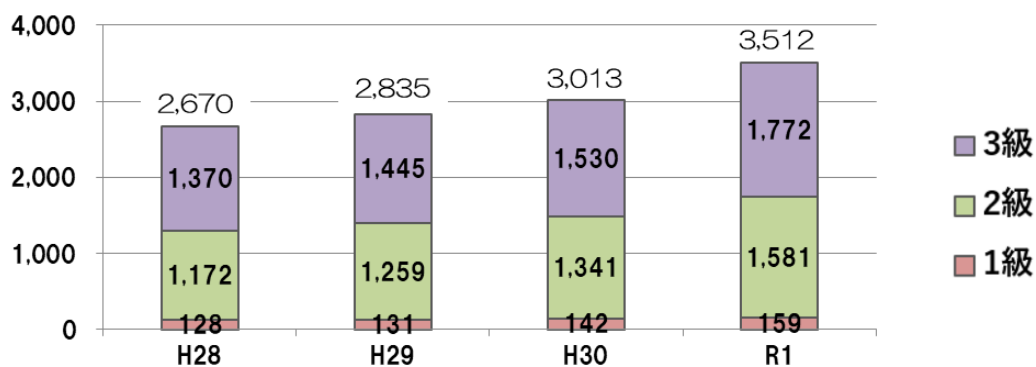
身体障害者手帳所持者数（身体障害者）の推移（人）（各年度 4 月 1 日時点）



愛の手帳所持者数（知的障害者）の推移（人）（各年度 4 月 1 日時点）



精神障害者保健福祉手帳所持者数（精神障害者）の推移（人）（各年度末日時点）



3-2 公共交通の状況

(1) 鉄道

- ・ 6 事業者 49 の鉄道駅(区境に接する駅含む):鉄道駅は全て 1 日あたりの平均乗降客数 5,000 人以上(区内には、鉄道駅とは別に、2 つの軌道停留場(都電荒川線)がある)(令和 3 年 3 月時点)
- ・ 各路線の 1 日あたりの平均乗降客数の合計(令和元年度)

新宿駅:361 万人(新宿三丁目駅、西武新宿駅を加えると 404 万人)

高田馬場駅:92 万人 飯田橋駅:41 万人 市ヶ谷駅:38 万人 四ツ谷駅:33 万人

- ・ 地上からホームまで、高齢者、障害者等が円滑に移動することができる経路(以下、バリアフリールート※):

区内全ての鉄道駅で、1 以上(以下、1 ルート)整備済み(令和 3 年 3 月時点)

- ・ 車椅子使用者用便房等:区内全ての鉄道駅で整備済み(令和 3 年 3 月時点)

- ・ ホームドア※の整備:41 駅で整備済み。ホーム数では 93 線/130 線(鉄道駅ホームの約 72%)

(令和 3 年 3 月時点)

■ 鉄道駅及び軌道停留場の立地状況



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号)3 都市基交第 138 号(以降同様)

(2) バス

■ バス事業者のバリアフリー※に関する各社アンケート調査結果の主な概要

車両の バリアフリー状況	・ ノンステップ化が完了している事業者が多い ・ 「リフト付き／エレベーター付きリムジンバス」※を導入予定
停留所の バリアフリー状況	・ 上屋の設置や停留所でのローマ字表記等の推進 ・ バス接近表示システム※、二次元バーコード※によるバス接近情報がわかる携帯サイトの導入
ソフト対策の 実施状況	・ サービス介助士※の資格取得や障害者体験、こころのバリアフリー※研修の実施 ・ 車両内への筆談具を常備。一部事業者では車内モニターで周知を図っている
利用者からの要望	・ ベビーカー利用者のスロープ板使用の要望がある
認識している課題	・ ガードレールと車両扉の位置が合わず、スロープ板が出しにくい停留所がある ・ 乗務員のソフト面の対応が不足しており、個人のスキルに差が生じている
今後予定している バリアフリーに 関する事業・取組み	・ フルフラットバス※の導入 ・ 老朽化した上屋の建替え ・ ワンステップバス※をノンステップバス※へ置き換え 
今後予定している ソフト対策	・ こころのバリアフリーの継続・強化 (声かけ・サポート運動※の実施、ヘルプマーク※の周知徹底・定期的な研修等) ・ 多言語対応、系統番号のナンバリング化

(3) タクシー

■ タクシー事業者のバリアフリーに関する各社アンケート調査結果の主な概要

車両の バリアフリー状況	・ 都内で 13,500 台のユニバーサルデザインタクシー※(以下、UD タクシー)が導入済み(令和 3 年 2 月時点)
利用者からの要望	・ 障害者団体より、乗車拒否の根絶・円滑な対応について要望がある
認識している課題	・ スロープ板設置に時間を要してしまうため、車椅子使用者に不便をかけている
今後予定している バリアフリーに 関する事業・取組み	・ UD タクシーの更なる普及促進 ・ 実習を含めたユニバーサルドライバー研修※を実施し、高齢者、障害者等の多様なニーズ及び障害を理解し、利用者への支援の充実を図る

※UD タクシーとは、健康な方はもちろん、車椅子使用の方、ベビーカー利用の家族、高齢者、妊娠中の方など『誰もが利用しやすいタクシー』の総称です。一般のタクシーと同様に街中で呼び止めても利用でき、予約も可能です。また、運賃料金は一般のタクシーと変わりません。



(出典：(一社)東京ハイヤー・タクシー協会ホームページ)

3-3 道路の状況

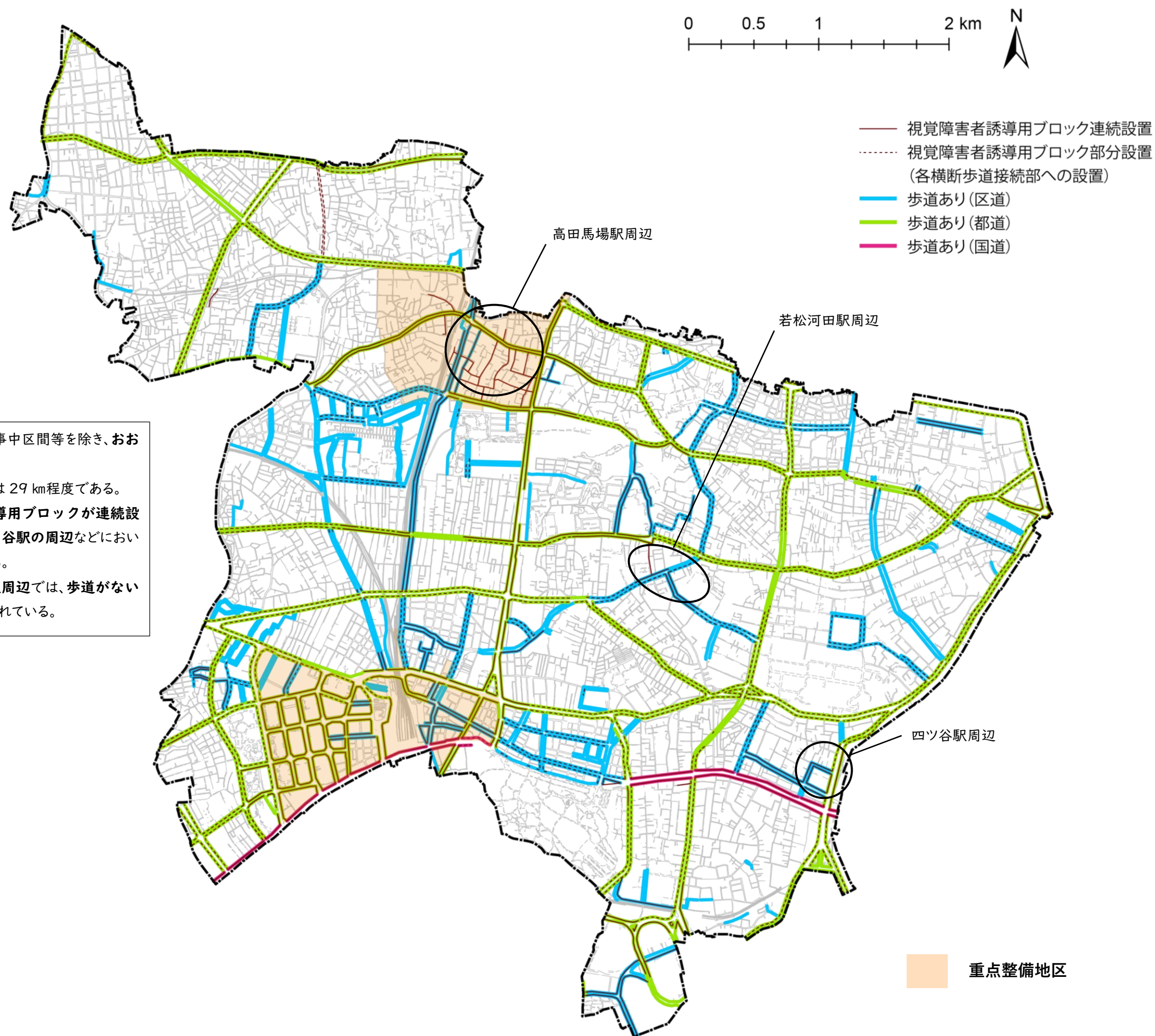
(1) 歩道及び

視覚障害者誘導用ブロック※

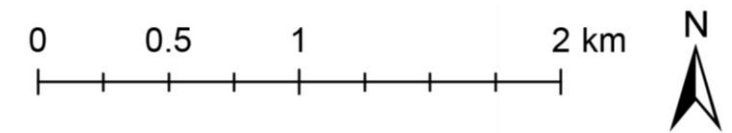
(以下、誘導用ブロック) 設置状況

(令和3年3月時点)

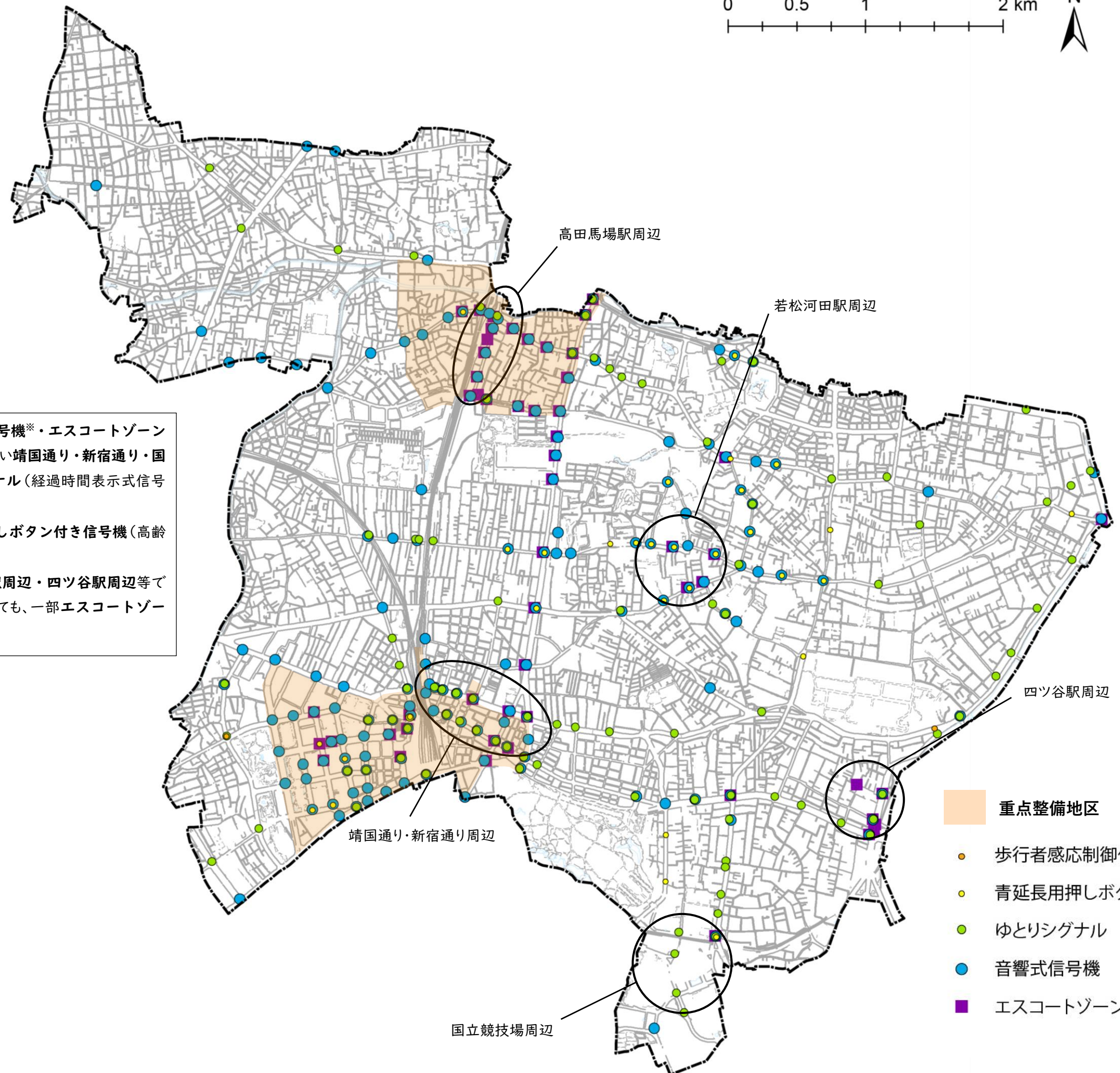
- ・都道・国道では全区間に歩道があり、工事中区間等を除き、おおむね誘導用ブロックが設置されている。
- ・区道のうち、歩道が設置されている路線は29 km程度である。
- ・区道では、重点整備地区※を中心に誘導用ブロックが連続設置されており、その他、若松河田駅や四ツ谷駅の周辺などにおいても、誘導用ブロックの設置が進んでいる。
- ・視覚障害者施設が立地する高田馬場駅周辺では、歩道がない道路でも誘導用ブロックが連続設置されている。



(2) バリアフリー対応信号機※・
エスコートゾーン※の設置状況
(令和3年3月時点)



- ・重点整備地区※を中心に音響式信号機※・エスコートゾーンが整備されているほか、歩行者の多い靖国通り・新宿通り・国立競技場周辺等ではゆとりシグナル(経過時間表示式信号機)※が設置されている。
- ・若松河田駅周辺では、青延長用押しボタン付き信号機(高齢者等感应式信号)※が多い。
- ・視覚障害者施設がある高田馬場駅周辺・四ツ谷駅周辺等では、信号機のない横断歩道においても、一部エスコートゾーンが整備されている。



4 交通バリアフリー基本構想の取組み

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

4-1 交通バリアフリー基本構想※に基づく特定事業計画※の実施状況

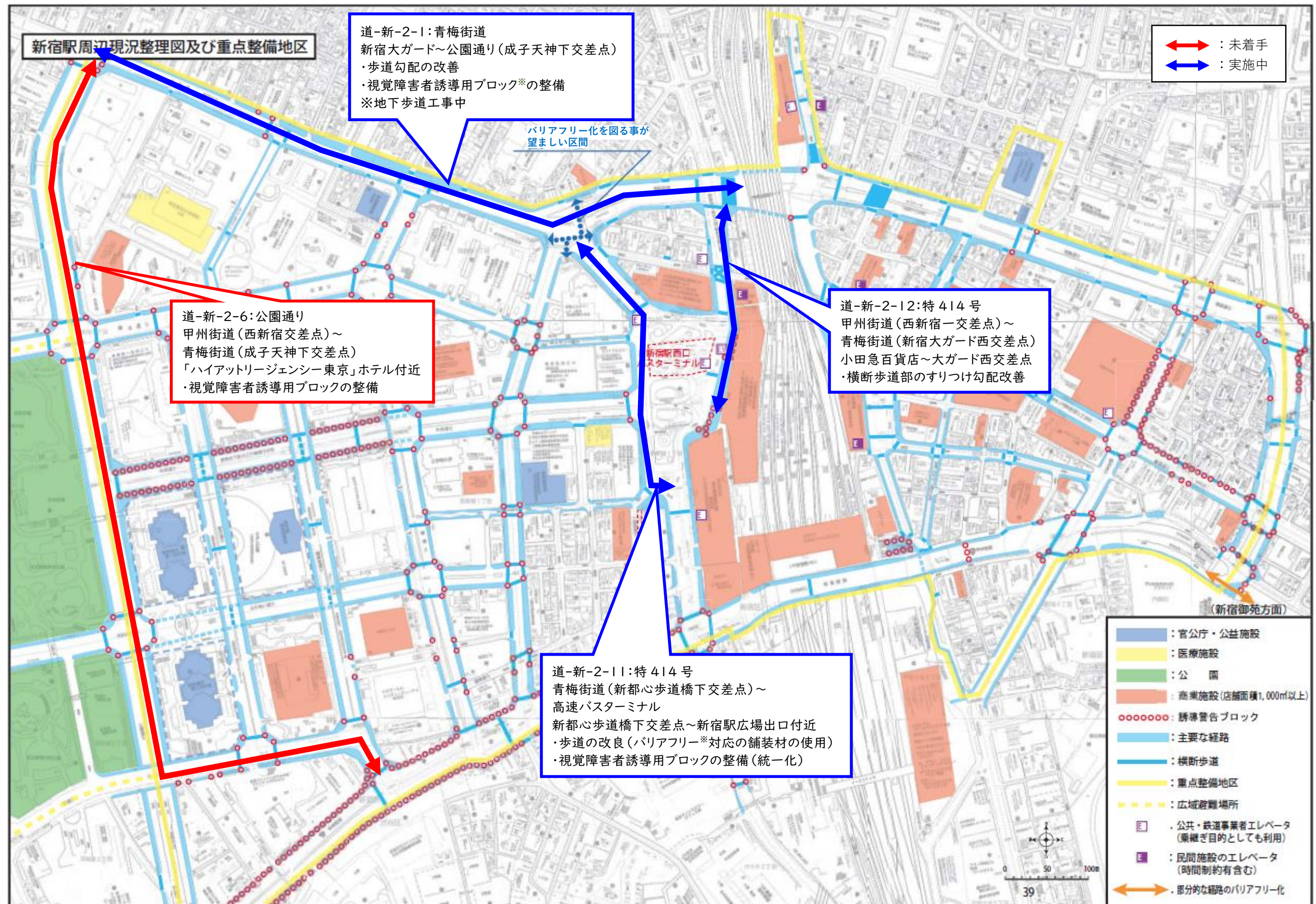
基本構想に基づき、新宿駅周辺、高田馬場駅周辺の重点整備地区※において具体的な事業計画である特定事業計画を作成し、鉄道駅・バス・道路・信号機等のバリアフリー※化を進めてきました。一部の事業を除き、多くの事業が完了又は継続（事業期間以降も継続的に実施するソフト施策等）となっています。

■ 特定事業計画の実施状況（令和2年3月時点）

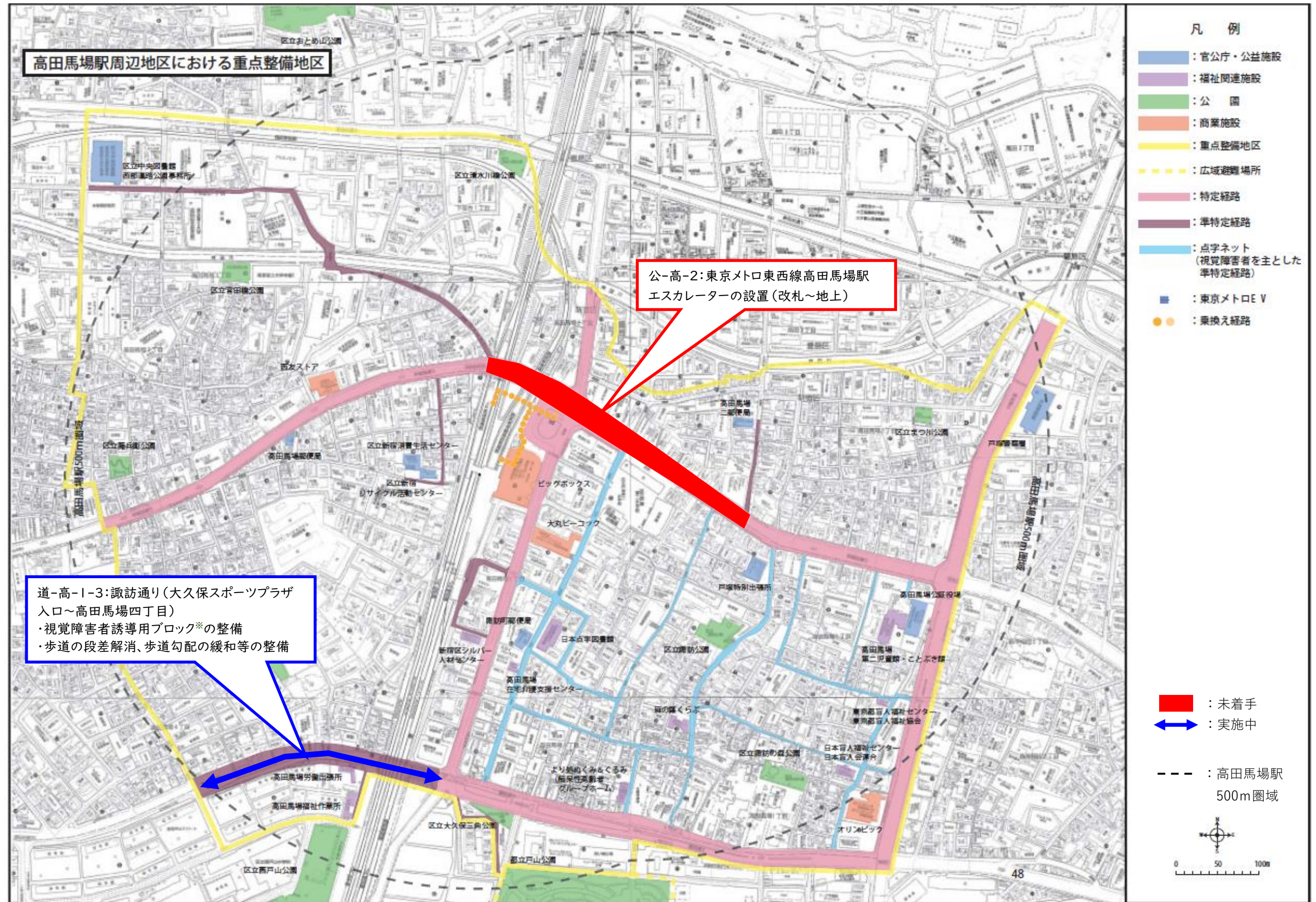
事業種	地区	分類	事業数	完了	継続	実施中	未着手	着手率	実施率
公共交通	新宿駅周辺地区	鉄道	22	10	12	0	0	100.0%	100.0%
		バス	11	5	6	0	0	100.0%	100.0%
	高田馬場駅周辺地区	鉄道	8	3	4	0	1	87.5%	87.5%
		バス	4	2	2	0	0	100.0%	100.0%
道路	新宿駅周辺地区	国道	2	2	0	0	0	100.0%	100.0%
		都道	15	11	0	3	1	93.3%	73.3%
		区道	9	9	0	0	0	100.0%	100.0%
	高田馬場駅周辺地区	都道	3	2	0	1	0	100.0%	66.7%
		区道	6	6	0	0	0	100.0%	100.0%
交通安全	新宿駅周辺地区	—	2	1	1	0	0	100.0%	100.0%
	高田馬場駅周辺地区	—	2	1	1	0	0	100.0%	100.0%

事業種別	事業種	着手率	実施率
	公共交通特定事業	97.7%	97.7%
	道路特定事業	97.1%	85.7%
	交通安全特定事業	100.0%	100.0%
地区別	地区	着手率	実施率
	新宿駅周辺地区	98.4%	93.4%
	高田馬場駅周辺地区	95.7%	91.3%

■ 未完了の特定事業（新宿駅周辺地区）



■ 未完了の特定事業（高田馬場駅周辺地区）

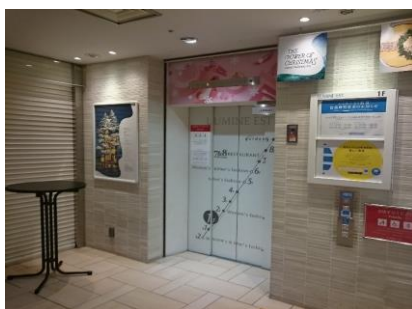


4-2 特定事業計画※以外の実施状況

区ではこれまで、新宿駅及び高田馬場駅周辺における特定事業計画以外のバリアフリー※化についても、高齢者、障害者等の当事者と意見交換を行うとともに、各事業者の主体的な取組みにより、以下のとおりバリアフリー化が進んできました。

(1) 鉄道

今後の課題	新宿駅周辺	・鉄道営業時間に合わせたエレベーターの運行、乗継の経路や地下通路のバリアフリー化 ・便所の機能の分散化、案内・サインの充実 ・ホームと車両の段差解消、ホームドア※の整備 ・車椅子スペース設置車両の増設
	高田馬場駅周辺	・鉄道3駅（JR、東京メトロ、西武）の乗換のスムーズ化 ・各事業者間のサインの連続性 ・車椅子使用者用便所の設備、位置や機能の案内の充実 ・ホームドアの整備
対応状況	新宿駅周辺	■ 新宿ターミナル協議会の方針に基づき、新宿駅周辺の基盤整備事業の一環として、エレベーター整備や車椅子使用者用便所の改修・増築・機能分散、券売機の更新、案内表示の充実が進んでいる。 ■ 東西自由通路の開通により、新宿駅周辺における東西の歩行者回遊性が向上した。 ■ 東口・西口階と南口階の高低差解消について、改札内外でエレベーター整備が進んだことや民間エレベーターの始終電対応により、車椅子使用者の迂回距離が短縮している。 ■ ホームドアの整備が進み、合わせてホームと車両の段差解消が行われている。 ■ 鉄道事業者各社における新型車両の導入にあたり、車両への車椅子スペースの設置が進んでいる。
	高田馬場駅周辺	■ 意見が多く出されていた鉄道3駅間の利便性の高い乗換の経路のバリアフリー化については、まちづくりと連携して引き続き取り組んでいくとともに、車椅子使用者用便所の更新や乗換案内の表示がされている。 ■ ホームドアは令和2年度に全てのホームで整備済み。



民間エレベーターの始終電対応
(JR 新宿駅東口周辺)



新宿駅東口・西口階～南口階間のエレベーター整備(7・8番線)



エレベーターナンバリングや
バリアフリールート※案内の充実



バリアフリー対応券売機
(都営新宿線新宿三丁目駅)



ホームドアの整備
(西武新宿線高田馬場駅)



一般便所への機能分散
(都営大江戸線新宿駅)

(2) バス

今後の課題	新宿駅周辺	・時刻表など、案内情報の改善
	高田馬場駅周辺	・正着※しやすいバス停への構造の改善や正着の徹底
対応状況	新宿駅周辺	- 案内表示は、更新にあたり各社で見やすさの向上を図っている。 - デジタルサイネージ※を活用した運行情報表示の導入が進んでいる。
	高田馬場駅周辺	バスの正着については、各社継続的に乗務員指導を実施している。



都バス総合案内（都営大江戸線
新宿西口駅改札前）



多言語対応による運行情報表示
（新宿駅西口バスターミナル）

(3) 道路

今後の課題	新宿駅周辺	- 舗装材や誘導用ブロック※の仕様の統一及び連続性の確保 - 民間施設出入口の段差解消 - 新宿駅西口周辺の歩道及び歩道橋のバリアフリー※化
	高田馬場駅周辺	高田馬場駅前早稲田通りガード下の混雑緩和
対応状況	新宿駅周辺	- 区道では、歩道改修にあたり誘導用ブロックの輝度比※確保や可能な範囲で民地との段差解消を検討している。また、新宿駅周辺の駐輪施設を充実し、放置自転車台数を減少させている。 - 新宿駅西口周辺の都道において、立体交差の垂直移動に関するバリアフリー化及び歩道整備にあたり振動軽減タイプのインターロッキングブロック※への改修が進んでいる。
	高田馬場駅周辺	早稲田通りガード下の混雑緩和に向け、無電柱化※事業に合わせ一部歩道拡幅が行われた。



誘導用ブロックの輝度比が確保
された歩道整備（新宿駅東南口）



路上駐輪施設整備による
放置自転車削減（靖国通り）



早稲田通りガード下の歩道拡幅
（高田馬場駅前）

これらの重点整備地区※におけるバリアフリー化の成果について、利用者の意見としても利便性が向上していることへの一定の評価が得られています。促進方針においても、引き続き新宿駅周辺及び高田馬場駅周辺のまちづくりの動きと連携し、ハード・ソフト両面から取組みを進める必要があります。

第2章

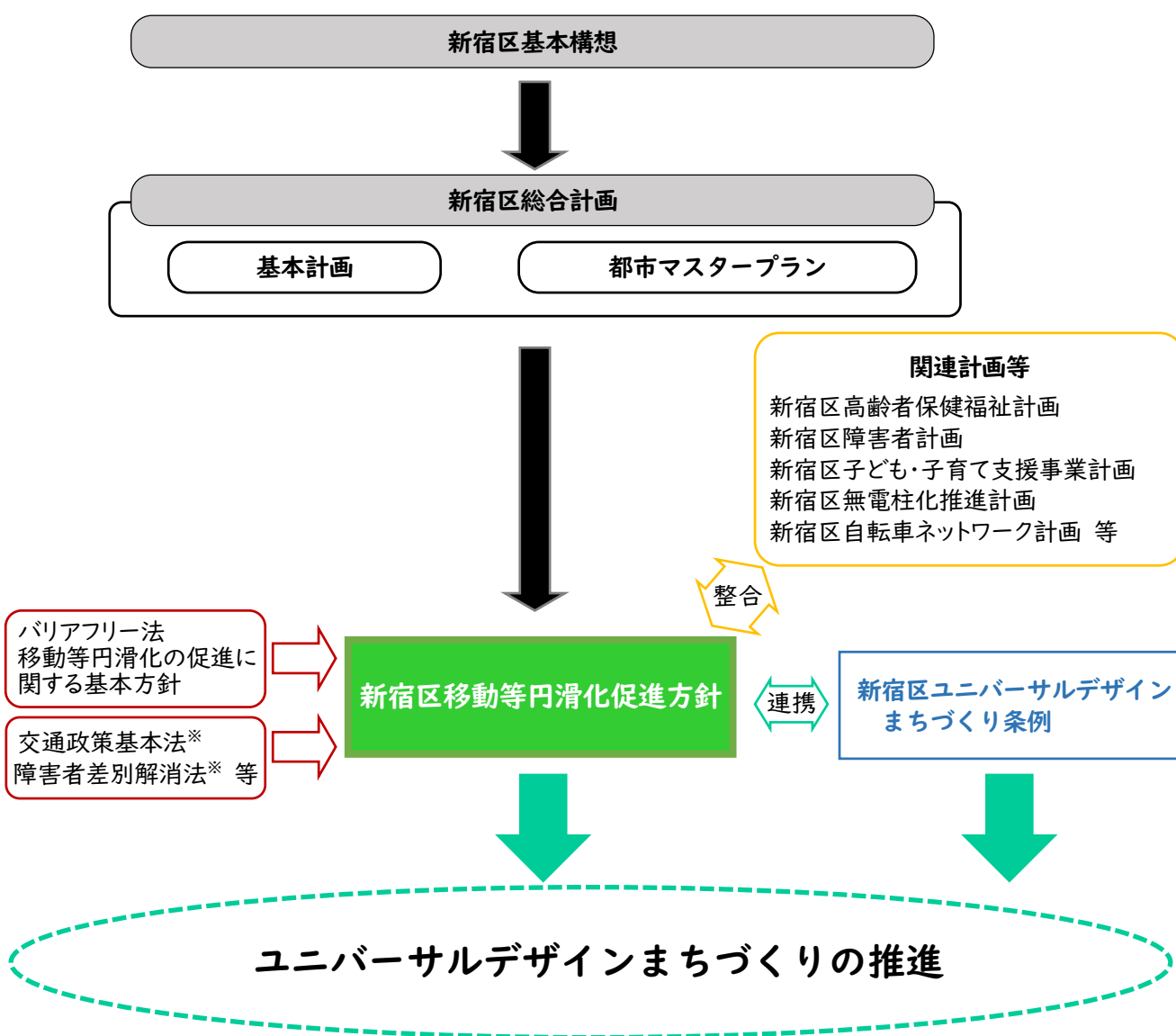
全体方針

I 移動等円滑化促進方針の位置づけ

区では、「新宿区基本構想」を実現するために、施策の方向性を示した行財政運営の指針である「基本計画」と都市計画に関する方針である「都市マスタープラン」の性格をあわせもつ「新宿区総合計画」を策定しています。

促進方針は、バリアフリー法※及び国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針※」に基づき、新宿区総合計画を踏まえ、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいユニバーサルデザインまちづくり※を推進するとともに、関連計画や条例等との整合を図り、総合的な区のバリアフリー※化に関する方針として示すものです。

■ 移動等円滑化促進方針の位置づけ



2 基本方針

区では、都市マスタープランにおいて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその後も見据え、新宿に住む人、働く人、訪れる人など、誰もが移動しやすく利用しやすい快適な都市空間の形成に関する内容の拡充について示しています。

これを踏まえ、促進方針では、以下の基本方針に基づき取組みを進めていきます。

■ 移動等円滑化促進方針の基本方針

- ・ 区全域のバリアフリー水準の底上げを目指す
- ・ ハード・ソフトが一体となった取組みの推進
- ・ 新宿の多様性を活かし、各地域の特性に応じたバリアフリー化の推進
- ・ ユニバーサルデザインまちづくりの実現を目指す当事者参加の促進
- ・ こころのバリアフリー※の取組み実践による区民等の障害理解・啓発の推進
- ・ 多様な関係者の連携・調整による長期的課題への挑戦
- ・ 継続的な取組みの推進と進行管理

3 移動等円滑化促進地区・生活関連施設・生活関連経路の設定

3-1 移動等円滑化促進地区の設定

バリアフリー法※（第二条二十三）における移動等円滑化促進地区の要件：

- ①生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ②生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設※について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。
- ③当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

新宿区は全域に鉄道駅や利用者の多い施設が分散しており、区全域が移動等円滑化促進地区となる要件を満たしています。一方、施設の立地状況や道路の整備状況、来街者・区民等の利用者層の状況、まちづくりの動向等は地域によって違いがあります。

そこで、区全域をバリアフリー法に基づく移動等円滑化促進地区（鉄道駅の周辺や、高齢者、障害者等の利用者が多い施設の周辺でバリアフリー※化を促進する必要がある地区）に位置づけるとともに、区のまちづくりの方針を示す都市マスタープランの地域区分と整合を図った地域別のバリアフリー方針を定めます。

■ 都市マスタープランの地域区分



3-2 生活関連施設の設定

バリアフリー法（第二条二十三 イ）における生活関連施設の定義：

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

生活関連施設は、バリアフリー法の定義を踏まえ、病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場など、多数の者が利用する施設の中から、不特定多数の利用が想定される施設を対象とし、以下に示す考え方にに基づき設定します。

- ・ 高齢者・障害者等が多く利用する施設
- ・ 公共的な施設で、広く一般に利用される施設
- ・ 大規模な商業施設や宿泊施設等、一定規模以上の施設

設定の結果は、以下の表のとおりです。

■ 生活関連施設の設定

分類	生活関連施設	施設数
01 旅客施設	全ての鉄道駅・停留場（都電）・バスターミナル	52
02 公共施設・郵便局	区役所・都庁・特別出張所・警察署・税務署・郵便局（ゆうゆう窓口のある局（元集配局））・その他（鉄道駅付近の郵便局・年金事務所・行政評価事務所・都税事務所・法務局）	37
03 福祉施設	高齢者・障害者・子育て支援施設（通所施設・居住施設・高齢者在宅サービスセンターは除く）・社会福祉協議会	45
04 保健施設・病院	保健所・保健センター・病院・研究所	18
05 文化・教養・教育施設	映画館・劇場・ホール・図書館・生涯学習施設・スポーツ施設・大学（ホール等を有する）・特別支援学校・大規模なミュージアム	45
06 商業施設	大規模小売店舗・ショッピングセンター（1000㎡以上）	50
07 宿泊施設	客室数100以上のホテル又は旅館	46
08 都市公園等	0.4ha以上の都市公園・運動場	18
09 駐車場	届出路外駐車場※のうち、都市計画駐車場・公益財団が管理する駐車場	5
10 大規模建築物	事業用大規模建築物（5万㎡以上）のうち、集客施設（レストラン街・ホールなど）があるもの	8
11 その他	鉄道駅へのバリアフリールート※を構成する建築物・区指定の避難所・投票所となっている施設（学校等）	60
合計		384

※商業施設や宿泊施設、都市公園等、大規模建築物については、バリアフリー法等で対象となる施設のうち、協議会における意見を踏まえ設定しました。なお、384施設の一覧は、「第3章 地域別方針」に記載しています。

3-3 生活関連経路の設定

バリアフリー法※（第二条二十三 ロ）における生活関連経路の定義：生活関連施設相互間の経路

区全域に鉄道駅や利用者の多い施設が分散し、多様な移動が想定されることを踏まえ、歩行空間ネットワークを形成する観点から、バリアフリー※化すべき経路として、都市マスタープランに定める主要な道路（広域幹線道路・地域幹線道路・地区内主要道路・主要区画道路）は全て生活関連経路に設定することとします。

さらに、その他道路（区画道路）に面する生活関連施設へアクセスする経路については、主要な道路から派生させ、ネットワークの連続性に配慮して生活関連経路に設定します。

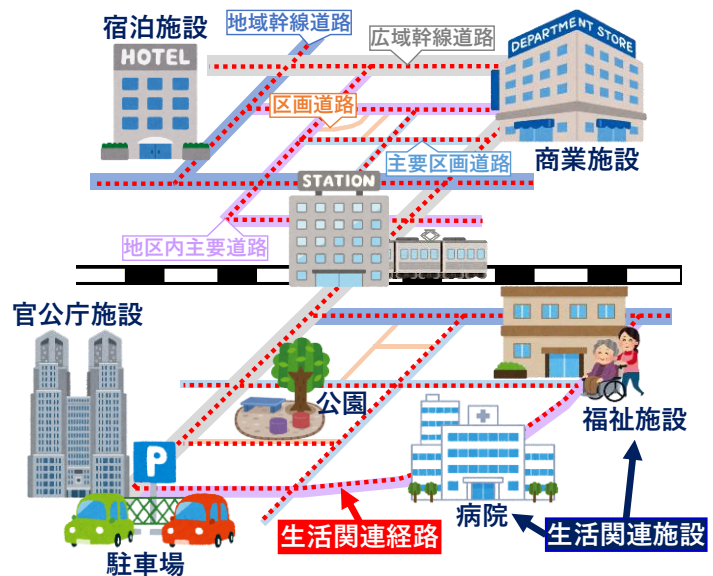
道路管理者は、生活関連経路のバリアフリー化を実施する必要があります。

また、新宿駅周辺の歩行者動線である地下経路も生活関連経路に設定します。

なお、国が指定する特定道路※は全て生活関連経路に設定します。

※特定道路：生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路（国土交通大臣が指定）で、道路の新設又は改築を行う際に道路移動等円滑化基準※（省令）又は地方公共団体の条例への適合義務が生じるもの。（平成20年12月指定、令和元年7月追加指定）

■ 生活関連経路の設定イメージ



■ 生活関連経路の考え方

促進方針における経路種別	都市マスタープランによる位置づけ	道路の状況	整備に向けた考え方
主要経路	広域幹線道路 地域幹線道路 地区内主要道路	歩道あり 概ね幅員8m以上	道路移動等円滑化基準への適合を基本として整備を推進する
	地区内主要道路 主要区画道路	歩道なし 概ね幅員6～8m程度	道路移動等円滑化基準の経過措置※を踏まえて整備を推進する
アクセス経路	区画道路	歩道なし 概ね幅員4～6m程度	道路の状況と生活関連施設の利用特性を踏まえた対策を検討する
地下経路	なし	新宿駅周辺の地下通路ネットワーク	移動の利便性の更なる向上や案内誘導の充実を図る (鉄道事業者・道路管理者等の連携)

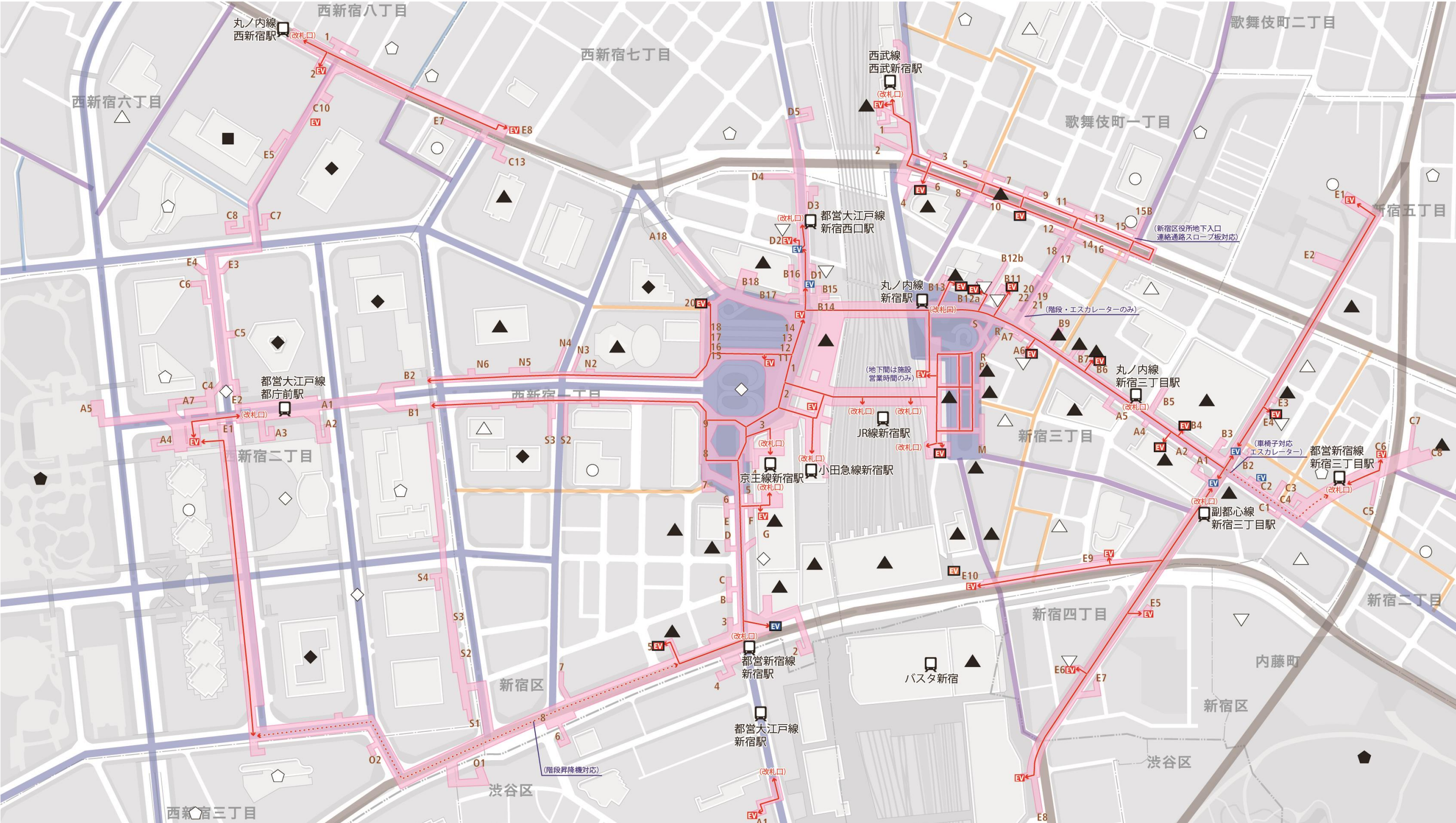
※広域幹線道路、地域幹線道路、地区内主要道路、主要区画道路、区画道路のそれぞれ一部が特定道路に指定されています。特定道路の整備における考え方については、当該道路の都市マスタープランによる位置づけにより、上記の表の「整備に向けた考え方」が該当します。

次ページより、生活関連施設・経路の全体図を示します。

生活関連施設・経路
(全体図)



新宿駅周辺拡大図・地下通路バリアフリールート※



生活関連施設

- 旅客施設
- 公共施設・郵便局
- 福祉施設
- 保健施設・病院
- 文化・教養・教育施設
- 商業施設

生活関連経路

- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 区画道路
- 地下通路

エレベーター

- 地上～地下間
- 地上間
- 地下間
- バリアフリールート
- 係員対応が必要なルート

- EV 枠なし：始終電間または24時間利用可
- EV 枠あり：時間制限あり

(令和3年3月時点)

第1章

第2章

第3章

第4章

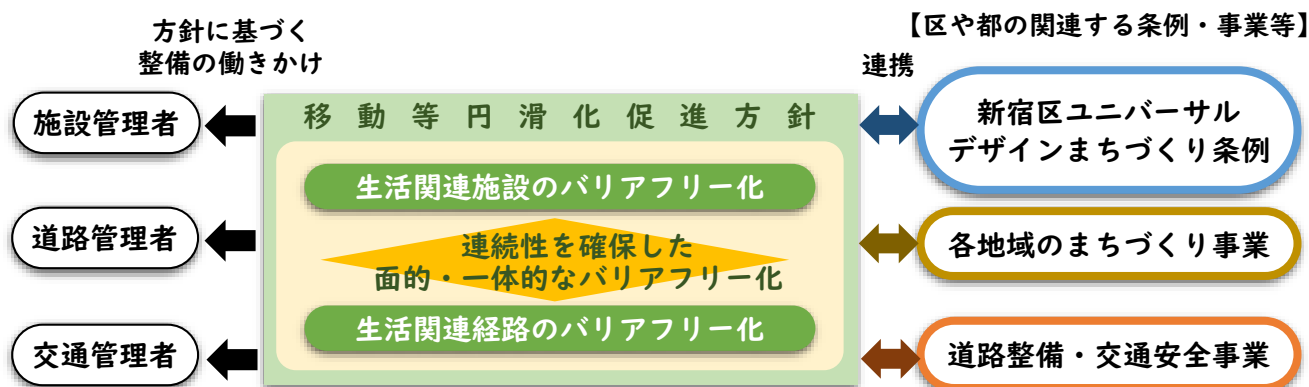
資料編

4 バリアフリー化促進に関する事項

(移動等円滑化の促進に関する事項)

生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー※化を進めるにあたっては、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者及び建築主などの施設管理者や道路管理者、警視庁及び各警察署などの交通管理者（以下、施設管理者等）に、促進方針に基づく整備を働きかけるとともに、区や都の関連する条例・事業等との連携が欠かせません。本項では、主な施策との連携による面的・一体的なバリアフリー化促進に向けた整備方針を示します。

■ 働きかけ・連携イメージ



4-1 バリアフリー化促進に向けた整備方針

(1) 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例と連携したバリアフリー化

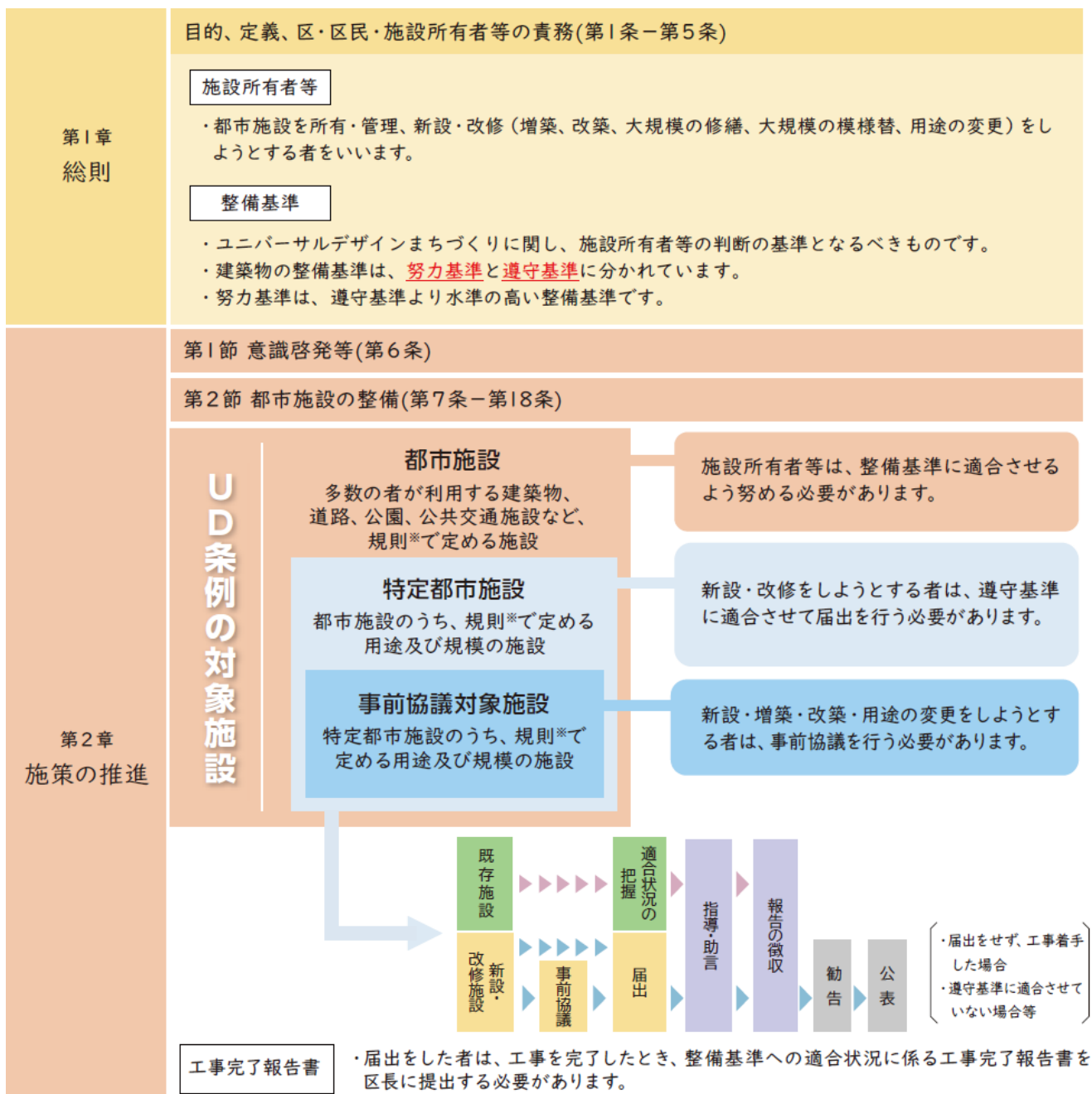
UD条例では、事前協議や届出、工事完了報告の制度により、条例で定める整備基準に適合させるよう努め、施設整備の強化を行っています。

また、ユニバーサルデザインまちづくり※に関する施策を円滑に推進するため、特に大規模で不特定多数の者が利用する施設の新設等については、学識経験を有する者や区民等で構成される「ユニバーサルデザインまちづくり審議会」での意見を聴くこととしています。

促進方針で設定した生活関連施設については、全てUD条例の対象であり、UD条例に基づいて施設のバリアフリー化を行うとともに、促進方針では面的・一体的なバリアフリー化について、UD条例に基づく届出や事前協議の機会をとらえて働きかけていきます。特に、生活関連経路との連続性を確保するよう、必要に応じて道路管理者や交通管理者との調整や、促進方針に基づいた整備について、高齢者、障害者等の当事者参加による意見を反映するよう努めます。（詳細は「第4章 移動等円滑化促進方針の実現に向けて」に記載）



■ UD 条例の概要

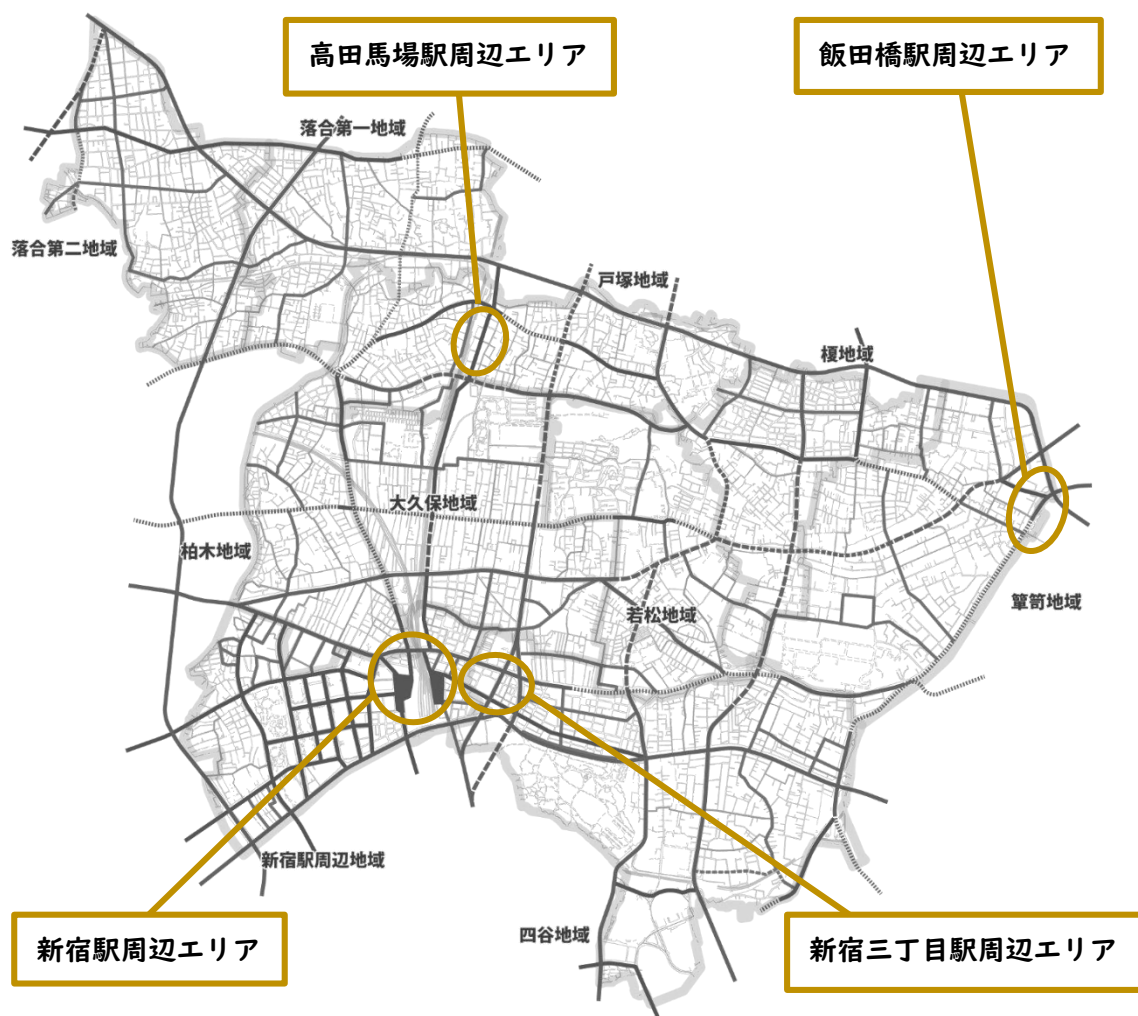


(2) 各地域のまちづくり事業と連携した一体的なバリアフリー※化

区内では、面的な基盤整備に向けた検討を進めている地域があります。これらの地域では、行政や地元住民等が参加する検討会などが設置され、地域の課題とまちの将来像を共有しながら、道路や施設等の改良が進められることが期待されます。

これらの取組みに際し、構造的に解決が困難なバリアについて、まちづくりの中で一体的に改善していくことを推進するとともに、高齢者、障害者等の意見を反映することにより、整備効果を高めていくことが望めます。4-2で示すバリアフリー化促進に向けた配慮事項や地域別方針等を踏まえ、事業の各段階において、継続した当事者参加の機会を設けるよう働きかけていきます。

■ <参考>区が鉄道事業者や道路管理者等と鉄道駅周辺の都市基盤について、検討を進めているエリア
(令和3年3月時点)



(3) 道路整備・交通安全事業等と連携した道路のバリアフリー※化

生活関連経路については、道路移動等円滑化基準※への適合を目指すことが基本となりますが、歩道のない道路も多く、実状に応じた整備を進める必要があります。幹線道路はバリアフリー化が進んでいる一方、交差点での横断距離が長く、高齢者や視覚障害者にとっては不安があります。地区内主要道路など歩道の狭い道路では車椅子使用者のすれ違いなどが難しく、歩行空間の確保や歩道における混雑の緩和が課題となっています。歩道のない道路では歩行者・自転車・自動車それぞれの利用状況を踏まえた交通安全対策を検討し、目的となる生活関連施設まで安全に誘導する必要があります。

このように、道路の幅員や利用実態によって、特に重視する事業が異なってくると考えられます。経路種別ごとの特に重視する事業内容は以下のとおりです。

■ 経路種別ごとの重視する事業内容の例

経路種別	都市マスタープラン 位置づけ	道路の状況	整備に向けた 考え方	特に重視する事業内容の例
主要経路	広域幹線道路 地域幹線道路 地区内主要道路	歩道あり 概ね幅員 8m以上	道路移動等円滑化基準への適合を基本として整備を推進	・ 交差点におけるバリアフリー整備（縁石ブロック※整備、誘導用ブロック※連続設置、巻込み部の拡幅、エスコートゾーン※の整備、音響式信号機※の整備、青延長用押しボタン付き信号機※の整備、平坦性確保、車止め※設置） ・ 沿道敷地と連携した歩行空間や滞留空間の確保 ・ 無電柱化※の推進による安全で快適な歩行空間の形成 ・ スムース歩道※による歩道連続化 ・ 自転車通行空間の整備
	地区内主要道路 主要区画道路	歩道なし 概ね幅員 6～8m程度	道路移動等円滑化基準の経過措置※対応を基本として整備を推進	・ 歩行者通行空間の整備（路側帯※幅の拡幅とカラー化、誘導用ブロック設置、ガードパイプ又は車止め設置） ・ 沿道敷地と連携した歩行空間や滞留空間の確保 ・ 無電柱化の推進による安全で快適な歩行空間の形成 ・ 自転車通行空間の整備
アクセス経路	区画道路	歩道なし 概ね幅員 4～6m程度	道路の状況と生活関連施設の利用特性を踏まえた対策を検討	・ 車両減速対策（狭さく、カラー化） ・ 交通規制による安全対策（ゾーン30※、時間制限等）
地下経路	なし	新宿駅周辺の地下通路ネットワーク	移動の利便性の更なる向上や案内誘導の充実	・ 誘導用ブロックの連続設置 ・ 上下移動のバリアフリー経路の案内充実

効果的に生活関連経路のバリアフリー化を促進するためには、既存の道路整備に関する事業や交通安全に関する事業等の機会をとらえ、4-2で記載するバリアフリー化促進に向けた配慮事項や地域別方針の内容を、事業実施の際に取り入れることが重要です。

また、無電柱化の整備に合わせて、沿道の生活関連施設と連携した歩行空間を確保するなど、施設と経路の一体的なバリアフリー化を区全域で推進します。

次ページに生活関連経路のバリアフリー化に関連する道路整備・交通安全事業の位置図を示します。

道路整備・交通安全事業位置図

東京における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画) (H28.3)

概ね 10 年間で優先的に整備すべき路線として、区内で 3.6km (一部隣接区を含む) の都市計画道路※を位置づけている。

新宿区自転車ネットワーク計画 (H31.3)

区道については、46.3km の整備対象路線を定め、令和 10 年度までに自転車ナビマーク・ナビライン※等の整備を行うこととしている。

東京都道路バリアフリー推進計画 (H28.3)

令和 6 年までに約 180 km の都道をバリアフリー化することとしており、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺、観光施設周辺、避難道路、駅と生活関連施設を結ぶ経路等を位置づけている。

東京都無電柱化推進計画 (H31.3)

東京都内の都道について、令和 2 年度までに整備計画延長 806km の無電柱化整備を行うこととしている。

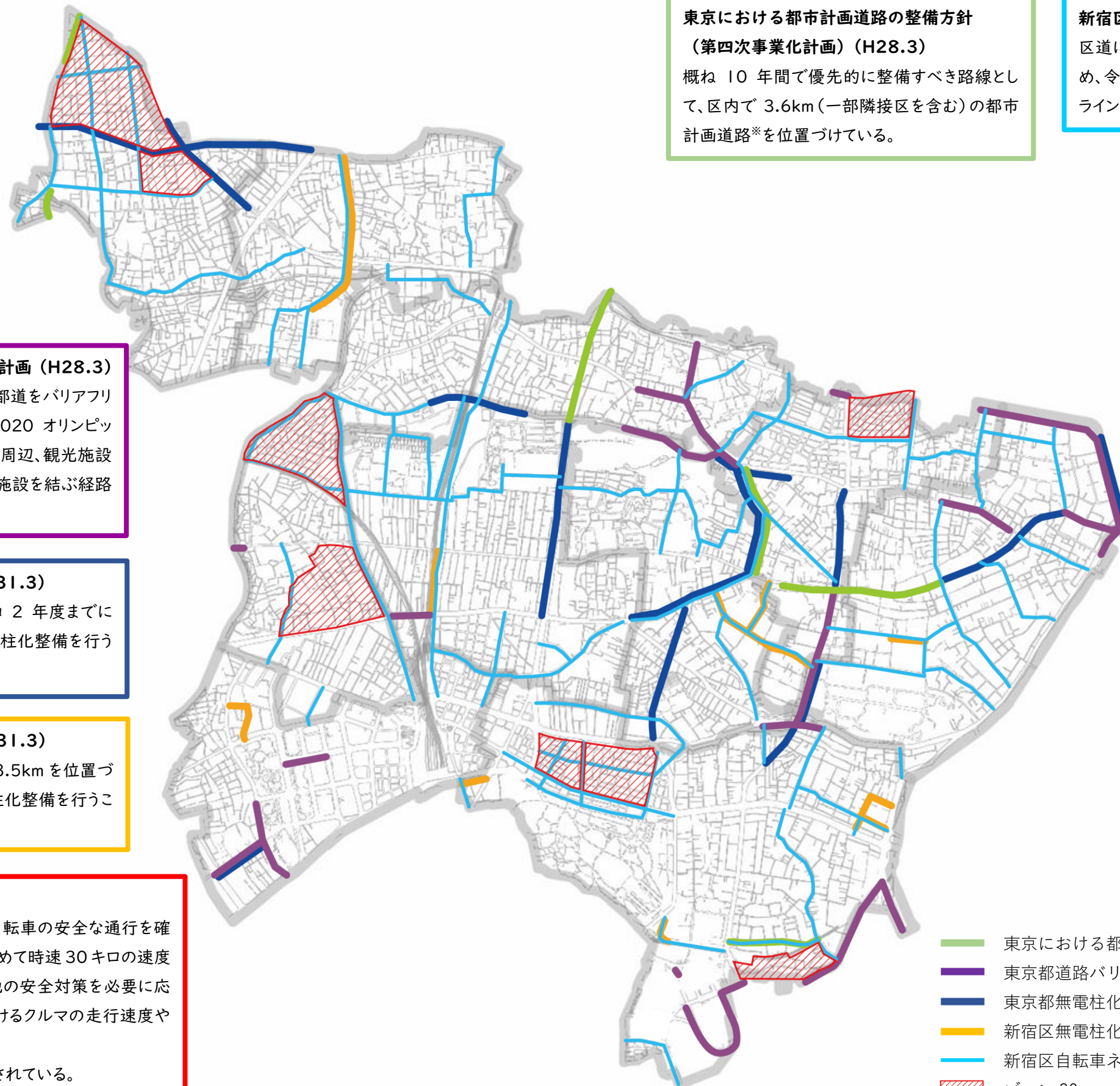
新宿区無電柱化推進計画 (H31.3)

優先整備路線として 14 路線、3.5km を位置づけ、令和 10 年度までに無電柱化整備を行うこととしている。

ゾーン 30 (警視庁)

生活道路※における歩行者や自転車の安全な通行を確保するため、区域(ゾーン)を定めて時速 30 キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内におけるクルマの走行速度や通り抜けを抑制するもの。

これまでに区内で 8 箇所整備されている。



- 東京における都市計画道路の整備方針での優先整備路線
- 東京都道路バリアフリー推進計画での優先整備路線
- 東京都無電柱化推進計画区間
- 新宿区無電柱化推進計画での優先整備路線
- 新宿区自転車ネットワーク計画での整備対象路線 (区道)
- ▨ ゾーン 30

4-2 バリアフリー※化促進に向けた配慮事項

バリアフリー化の促進のため、まちあるきワークショップ※や団体ヒアリング等を開催し、高齢者、障害者等の当事者の方々や、施設管理者の方々から多くの意見を伺いました。

それらの意見を踏まえ、促進方針では、生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化促進に向けた配慮事項として、面的・一体的なバリアフリー化などの整備に関する事項（ハード面）と、こころのバリアフリー※・人的支援などのソフト施策に関する事項（ソフト面）に分けて示します。

さらに、バリアフリー法※に基づき国土交通省が作成した「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（昭和58年策定、令和3年改訂）」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン（平成14年策定、平成23年改訂）」など、関連するガイドライン（以下、ガイドライン等）において、望ましい整備や目安として示されている内容と、ガイドライン等には示されていないが、高齢者、障害者等の当事者が配慮して欲しい内容に分けて整理しました。

施設の新設若しくは改修や日頃の維持管理の際などに、施設管理者等がガイドライン等と併せて、可能な限りバリアフリー化促進に向けた配慮事項を踏まえ、必要に応じて隣接する施設管理者や道路管理者と事前に整備内容を調整し、連続的なバリアフリー化を図ることが重要です。

特に道路管理者は、道路改修等の有無に関わらず、配慮事項を踏まえたバリアフリー化を積極的かつ計画的に実施する必要があります。

また、区では、学識経験者や区民、事業者、障害者団体等の意見を踏まえて作成した「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例 施設整備マニュアル」（以下、UD条例に基づく施設整備マニュアル）で示す、今後社会的に目指していくべき、より望ましい水準等について、施設の新設若しくは改修の際に活用し、ユニバーサルデザインまちづくり※を推進しています。

まちあるきワークショップや団体ヒアリング等で出た意見で、UD条例に基づく施設整備マニュアルに対応する内容についても参考に記載しました。

次ページより、バリアフリー化促進に向けた配慮事項について、＜施設別＞、＜項目別＞に示し、当事者意見を踏まえた望ましい整備内容や課題のある整備内容の例を紹介します。

＜施設別＞

- (1) 鉄道駅
- (2) バス
- (3) タクシー
- (4) 道路・信号機
- (5) 建築物・駐車場
- (6) 公園

＜項目別＞

- (7) 施設と道路の連携
- (8) 視覚障害者誘導用ブロック※
- (9) 階段・エレベーター等
- (10) 便所（トイレ）
- (11) 標識・案内設備

(1) 鉄道駅

これまで各鉄道事業者の主体的な取組みにより、以下に示すホームドア※やエレベーターの整備など、利用者の利便性の向上が図られました。今後は、関係法令やガイドライン等の改正内容も踏まえ、より一層のバリアフリー※化に努めることが求められます。

【鉄道駅におけるバリアフリー整備状況（区境含む区内 49 駅 令和 3 年 3 月時点）】

ホームドア	： 41 駅整備済み
地上からホームまでのバリアフリールート※（1 ルート）	： 区内全駅で整備済み
車椅子使用者用便房	： 区内全駅で整備済み

① ホームドア及びホームと車両の段差や隙間

高齢者、障害者等が安全で快適に移動できるよう、利用者の多寡にかかわらず区内全駅でホームドアの整備を推進する必要があります。特にホームドアを整備する際は、ホームの形状等を踏まえ、車椅子使用者等が単独で乗降できるよう、バリアフリー整備ガイドラインで示されているとおり、可能な限りホームと車両の段差や隙間の縮小にも取り組むことが重要です。

■ ホームドア未整備の路線・ホーム数（令和 3 年 3 月時点）

	駅名	主な路線名	ホーム数	備考
JR 東日本	新宿駅	埼京線他	4	
		成田エクスプレス他	2	
		中央線（快速）	4	
		中央本線特急	2	
		中央・総武線	2	
		山手線	2	
	大久保駅	中央・総武線	2	令和 3 年度完了予定
	四ツ谷駅	中央線（快速）	2	〈区境〉
		中央・総武線	2	〈区境〉
	飯田橋駅	中央・総武線	2	〈区境〉
小田急電鉄	新宿駅	各駅停車ホーム	2	令和 3 年度完了予定
		特急ロマンスカー	2	
		降車ホーム	3	
西武鉄道	下落合駅	新宿線	2	利用者数 10 万人未満
	中井駅	新宿線	2	利用者数 10 万人未満
東京メトロ	落合駅	東西線	2	利用者数 10 万人未満

バリアフリー化促進に向けた配慮事項

ハード面 (面的・一体的なバリアフリー化に関する事項)	ホームのかさ上げやくし状ゴムの設置等により、可能な限りホームと車両の段差や隙間を縮小する。車椅子使用者が単独で乗降しやすいように段差、隙間を縮小する整備の目安値は、段差 3cm、隙間 7cm である。(公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインより)
--------------------------------	---

●:ガイドライン等に表示されている内容 ★:ガイドライン等に表示されていない内容 太字:高齢者、障害者等の意見の多かった内容

(参考)

UD 条例に基づく施設整備マニュアルに対応する事項

・全てのホームにホームドアを整備する。

<例>



◎ホームの一部かさ上げにより車両との段差を解消している



◎くし状ゴムの設置により車両との隙間を解消している



◎ホームドアを整備している

◎:望ましい整備内容

② 移動等円滑化経路 (バリアフリールート・乗換ルート)

区内の鉄道駅では、全ての駅で各ホームから地上までのバリアフリールートが整備されており、いわゆる1ルート確保が実現しています。しかし、目的地によってはエレベーターの経路が遠回りであったり、乗換のために地上を経由する必要があるなど、利便性に課題が残る駅も多くあります。

国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針※」を踏まえ、高齢者、障害者等に迂回による過度な負担が生じないように、可能な限り2ルート目のバリアフリールートの確保に取り組んでいく必要があります。また、周辺施設の状況を踏まえたバリアフリールートの最短化や、各鉄道間の乗換のバリアフリールート(以下、乗換ルート)の利便性向上に努めることも重要です。特に構造的に実現が困難なものについては、駅周辺におけるまちづくりや周辺の民間施設開発との連携により取り組んでいく必要があります。

■ 階段又はエスカレーターのための出入口や改札、乗換の経路（令和 3 年 3 月時点）

	路線名	駅名	出入口又は改札	乗換の経路
JR 東日本	山手線	高田馬場駅	戸山口	西武新宿線乗換専用口
	中央・総武線	大久保駅	南口	—
	中央線（快速）	四ツ谷駅	赤坂口等	赤坂口
	中央・総武線			
	中央・総武線	市ヶ谷駅	—	地下鉄乗換専用口
京王 電鉄	京王線	新宿駅	ルミネ口	JR 連絡口・ルミネ口
	京王新線		新都心口等	改札内乗換（京王線）
西武 鉄道	新宿線	西武新宿駅	北口	—
	新宿線	高田馬場駅	早稲田口	早稲田口
				JR 線乗換専用口
東京メトロ	丸ノ内線	新宿駅	荻窪方面改札	—
		新宿御苑前駅	2 番（四谷区民センター方面）出口	—
		新宿三丁目駅	池袋方面改札及び出口等	改札内乗換 （丸ノ内線⇄副都心線）
	副都心線		渋谷駅方面改札	
	南北線	四ツ谷駅	2 番（四谷税務署方面）出口等	3 番（JR 方面）出口
	有楽町線	市ヶ谷駅	5 番（法政大学方面）出口等	赤羽岩淵方面改札内
	南北線		赤羽岩淵方面改札及び出口等	
	有楽町線	飯田橋駅	新木場方面改札及び出口等	A3（JR 方面）出口
	南北線		目黒方面改札及び出口等	B2a（JR 方面）出口
	東西線		A1（飯田橋合同庁舎方面）出口等	A3（JR 方面）出口
	東西線	神楽坂駅	中野方面改札及び 2 番 （牛込筆筈区民センター方面）出口	—
		早稲田駅	西船橋方面改札及び出口等	—
		高田馬場駅	西船橋方面改札及び出口等	2 番（JR 方面）出口
		落合駅	西船橋方面改札及び出口等	—
	副都心線	東新宿駅	B3（新宿ここから広場方面） 出口側地下 1 階⇄改札間	—
都営 地下鉄	新宿線	新宿三丁目駅	C2（京王フレンテ方面）出口等	新宿駅方面乗換経路
		曙橋駅	A1（四谷三丁目駅方面）出口等	—
		市ヶ谷駅	本八幡方面改札及び A3 出口等	—
	大江戸線	中井駅	A1（山手通り方面）出口	—
		西新宿五丁目駅	A2（西新宿シニア活動館方面）出口	—
		都庁前駅	A1（京王プラザホテル方面）出口等	—
		国立競技場駅	A5（JR 千駄ヶ谷駅方面）出口等	—
		新宿西口駅	D5（西武新宿駅方面）出口	D5（西武新宿駅方面） 出口
		新宿駅	都庁前方面改札	改札内乗換（京王線）
		東新宿駅	A1（歌舞伎町方面）出口	—
		若松河田駅	若松口	—
		牛込柳町駅	西口	—
		牛込神楽坂駅	A3（東西線神楽坂駅方面）出口等	—
		飯田橋駅	都庁前方面改札及び C1 出口	都庁前方面改札

バリアフリー化促進に向けた配慮事項

ハード面 (面的・一体的なバリアフリー※化に関する事項)	- 鉄道駅周辺におけるまちづくりや周辺の民間施設開発と連携し、鉄道駅における迂回が大きい出入口や乗換の経路のバリアフリー化を進める。 ★誘導サイン等の標識・案内設備は、当事者の意見を反映した継続的な改善を図る。
ソフト面 (こころのバリアフリー※・人的支援等に関する事項)	- 職員は、地上を経由する乗換ルートなども含め、バリアフリー化された経路を理解し、利用者に適切に案内できるようにする。 - 特にバリアフリールート※や乗換ルートがわかりにくい駅では、紙によるマップなどを配布できるようにする。

●:ガイドライン等に表示されている内容 ★:ガイドライン等に表示されていない内容 太字:高齢者、障害者等の意見の多かった内容
※エレベーターや案内表示の仕様などについては、(9)(11)を参照。

(参考)

UD 条例に基づく施設整備マニュアルに対応する事項

- 地上を経由する乗換ルートなども含め、バリアフリー化された経路について各ホーム間の連続的な誘導がされるよう、事業者間で連携・調整して案内を表示する。
- 近くの歩道や通路等からエレベーターのある駅出入口の案内がわかりやすいよう表示を工夫する。

<例>

エレベーター



◎乗換の経路にエレベーターが設置され、バリアフリー化されている



◎民間敷地の活用により、新たにバリアフリールートが確保されている



△地上を経由する乗換ルートに案内がなくわかりにくい

◎:望ましい整備内容
△:課題のある整備内容

③ その他の設備等

バリアフリー化促進に向けた配慮事項

ハード面 (面的・一体的なバリアフリー※化に関する事項)	・鉄道車両内における車椅子使用者・ベビーカー利用者用のスペースを増やす。 ★ 拡幅改札は、車椅子使用者・ベビーカー利用者等の動線を考慮し、一般改札の利用者との錯そうが生じないように、エレベーターからのスムーズな移動が可能な位置に設ける。 ★ 電車の到着に合わせ、ホーム上のエレベーター位置をアナウンスする。
ソフト面 (こころのバリアフリー※・人的支援等に関する事項)	・鉄道駅におけるホームドア※本体設置や点検、その他駅の工事中など、ホーム上の変化がある際は、警備員配置、音声案内、駅員等の声かけ・見守り等の安全対策を講じる。 ・鉄道車両内における車椅子使用者・ベビーカー利用者用のスペースの優先的な利用について、乗客への周知・啓発を行う。

●：ガイドライン等に表示されている内容 ★：ガイドライン等に表示されていない内容 太字：高齢者、障害者等の意見の多かった内容

※便所(トイレ)等多くの事業者に共通する設備については各項目を参照。

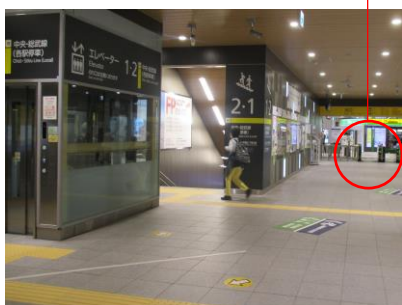
(参考)

UD 条例に基づく施設整備マニュアルに対応する事項

- ・改札口が無人的になる場合は、インターフォンが設けられているが、視覚障害者が呼出しボタンを見つけられないことや、聴覚障害者等がインターフォンでのコミュニケーションができない等の問題がある。こうしたことがないように、音声・文字による情報提供などコミュニケーション手段の確保について、多様な利用者を想定した対応を行う。

<例>

拡幅改札



◎エレベーターの出入口側に
拡幅改札があり、動線が錯そう
しにくい



◎子育て応援スペースとして
ベビーカースペースの周知・
啓発をしている



△無人改札の音声・文字による情
報提供がない問合せインターフ
ォンは障害者等にとってコミュ
ニケーションが難しい

◎：望ましい整備内容
△：課題のある整備内容

(2) バス

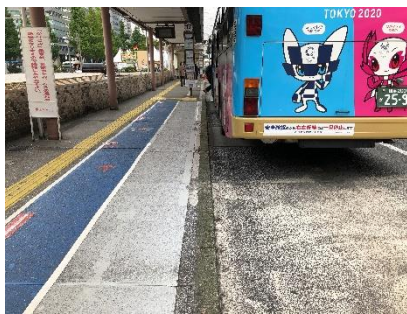
バリアフリー化促進に向けた配慮事項	
ハード面 (面的・一体的なバリアフリー化に関する事項)	- 乗換案内など運行に関する車内放送を可能な限り文字情報により提供する。 - バス車内における停留所案内はひらがなによる表示を併記又は連続表示する。
ソフト面 (こころのバリアフリー・人的支援等に関する事項)	- 車椅子使用者がバスを利用する際の他の乗客への協力をお願いなど、こころのバリアフリーの啓発を行う。 ★バス事業者、道路管理者、交通管理者が連携し、バス停留所付近における路上駐車を排除するための広報・啓発を充実する。 ★歩道に正着※するよう徹底する。路上駐車などにより歩道から離れて止まらざるを得ない場合は、車内放送でその旨を周知し、安全に乗降できるよう配慮する。

●:ガイドライン等に表示されている内容 ★:ガイドライン等に表示されていない内容 太字:高齢者、障害者等の意見の多かった内容

(参考)

UD 条例に基づく施設整備マニュアルに対応する事項
- 鉄道駅や病院等、特に利用者の多い施設から最寄りのバス停留所まで連続した誘導用ブロック※を設置する。 - 利用者の多いバス停では運行情報(現在位置等)を表示する装置を設け、音声と文字により接近情報を提供する。 - 歩道が狭く上屋やベンチの設置が困難なバス停留所においても、幅の狭いベンチや柵と一体となったベンチなど、可能な限り休憩できる設備を設ける。 - 沿道施設の公開空地※なども活用して歩行者の通行空間を確保し、可能な限り多くのバス停留所に上屋やベンチを設置する。

<例>



◎ 歩道に正着したバスでは乗降がしやすい



◎ バス停留所に運行情報を表示している装置があり、音声や文字により接近状況を提供している



◎ バス停留所に上屋やベンチなど、休憩のための設備が設けられている

◎:望ましい整備内容

(3) タクシー

バリアフリー化促進に向けた配慮事項	
ハード面 (面的・一体的なバリアフリー※化に関する事項)	• UD タクシー※の導入を推進する。 ★歩道が狭く上屋やベンチの設置が困難なタクシー乗降場においても、幅の狭いベンチや柵と一体となったベンチなど、可能な限り休憩できる設備を設ける。 ★鉄道駅や病院等、特に利用者の多い施設に隣接したタクシー乗降場は、可能な限り施設から連続した上屋を設置する。 ★鉄道駅や病院等、特に利用者の多い施設から最寄りのタクシー乗降場まで連続した誘導用ブロック※を設置する。
ソフト面 (こころのバリアフリー※・人的支援等に関する事項)	• 高齢者、障害者等への対応方法を学び、適切で親切な対応を行う。 • UD タクシーへの車椅子使用者の乗降介助をスムーズにできるよう教育研修を推進するなど、障害者等への乗車拒否がなくなるよう努める。 ★歩道に正着※するよう徹底する。

●:ガイドライン等に表示されている内容 ★:ガイドライン等に表示されていない内容 太字:高齢者、障害者等の意見の多かった内容

<例>



◎病院などの施設出入口からタクシー乗降場まで、連続した上屋が設置されている



◎タクシー乗降場に上屋や誘導用ブロックが設置されている

◎:望ましい整備内容

(4) 道路・信号機

① 歩道と車道の段差・横断歩道

バリアフリー化促進に向けた配慮事項

ハード面 (面的・一体的なバリアフリー化に関する事項)	- 視覚障害者が夜間においても安全な横断ができるよう、周辺住宅地への影響を十分に考慮し、夜間早朝における横断歩道の音響式信号機※の音響時間帯について配慮する。 - スマートフォンのアプリ※に連動して作動する音響式信号機など、新しい技術を取り入れて利便性を高める。 ★歩道と車道間の段差については、車椅子等使用者、視覚障害者等の全ての人が安全に移動し、また歩車道の境界を認識できるよう、誘導用ブロックを設置した上で、縁端が1cm程度の縁石ブロック※の整備を推進する。(図参照) ★歩道と車道間の段差の構造は、更新に応じて改善し、区内で統一を進める。 ★移動等円滑化促進地区(区全域)内の生活関連経路における交差点・横断歩道(特に横断距離が長い広域幹線道路・地域幹線道路)には、ゆとりシグナル(経過時間表示式信号機)※や青延長用押しボタン付き信号機※、音響式信号機の導入、エスコートゾーン※の整備を推進する。 ★音響式信号機の押しボタンは、視覚障害者が見つけやすく衝突の危険がない場所に設置されるよう、他の道路付属物との兼ね合いも含めて調整する。
--	--

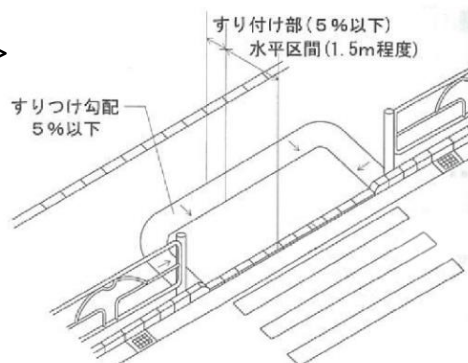
●:ガイドライン等に表示されている内容 ★:ガイドライン等に表示されていない内容 太字:高齢者、障害者等の意見の多かった内容

(参考)

UD 条例に基づく施設整備マニュアルに対応する事項

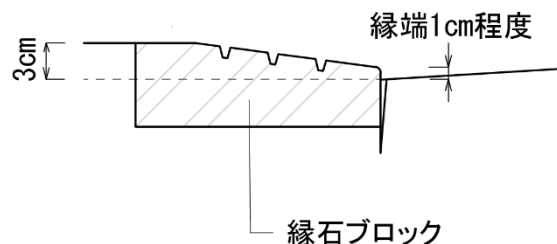
- 交差点や横断歩道の歩道部では、車椅子使用者が安全に通行できるよう、水平区間を設ける。(図参照)
- 整備にあたっては、誘導用ブロックとエスコートゾーン、音響の位置を揃えるなど、関係者(道路管理者や交通管理者等)による十分な調整を図る。
- 交通事故対策として、横断歩道部の車止め※の設置と、エスコートゾーン、誘導用ブロックの整備を一体的に推進する。

<例>



歩道

車道



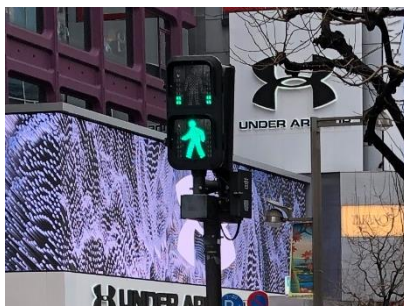
(図面中、信号機、視覚障害者誘導用ブロック※は省略している)

◎交差点や横断歩道の歩道部では、水平区間を設ける

◎誘導用ブロックを設置した上で、縁端1cm程度の縁石ブロックの整備を推進する



◎横断歩道における視覚障害者の安全な横断のため、エスコートゾーンが整備されている



◎横断歩道における高齢者等の安全な横断のため、ゆとりシグナル(経過時間表示式信号機)が整備されている



◎幹線道路などの横断距離が長い道路で、音響式信号機や青延長用押しボタン付き信号機の整備がされている

◎:望ましい整備内容

②歩道のある道路

バリアフリー化促進に向けた配慮事項

ハード面 (面的・一体的なバリアフリー※化に関する事項)	・経年劣化や根上がり、地盤沈下などによる舗装のがたつきを速やかに修繕する。 ・透水性舗装※は維持管理を適切に行い、目詰まりによる水溜りが発生しないよう配慮する。 ・工事中の道路では、安全に留意した回路を設定し、誘導用ブロック※やエスコートゾーン※の断絶が起これないようにする。また、交通誘導員などによる安全管理と人的支援による誘導を徹底する。(道路管理者より工事実施者へ適切に指導する) ・工事の仮復旧において、できる限り歩道のがたつきが起これないように配慮する。また仮復旧状態が長く続くことのないよう適切に原状回復を行う。 ・歩行空間として十分な幅員が確保できない歩道においては、沿道敷地内での通行空間やバスの待機場所を確保するなど、沿道敷地と連携した快適な歩行空間の形成を推進する。 ・生活関連施設において道路接続部への誘導用ブロックが設置されている場合は、道路側においても施設に向けた誘導用ブロックを設置する。 ★自転車通行空間については、青色で着色した自転車専用通行帯※による整備を基本とし、通行帯の幅員が確保できない場合には、自転車ナビマーク・ナビライン※により通行帯との連続性を確保することで、歩行者や自転車の通行の安全性を高める。 ★植栽ます部分で歩道の段差が発生しないよう、蓋をするなどして安全な通行環境を確保する。 ★幅員が狭く交通量が多い歩道の植樹帯については、低木を撤去して中高木の植樹ますに変更するなど、歩道の通行空間を確保する。 ★生活関連経路や他の道路においても、積極的に坂道における手すりやベンチ等の高齢者にやさしい道づくりを進める。 ★人通りが多い歩道や坂道などでは、沿道施設・敷地と連携し、高齢者や車椅子使用者等が休憩・退避できるような空間の確保や、手すり・ベンチの設置などを推進する。 ★路上駐輪施設を設置する場合は、大きく重たい子ども乗せ自転車の利用に配慮した設備を導入する。 ★区道と都道などの管理区域境界では、関係者間で十分に協議・調整し、誘導用ブロックの連続性を確保する。 ★開発等により道路と敷地の一体整備が行われる場合は、誘導用ブロックが設置される位置にマンホール等が設置されないようあらかじめ調整する。
--	---

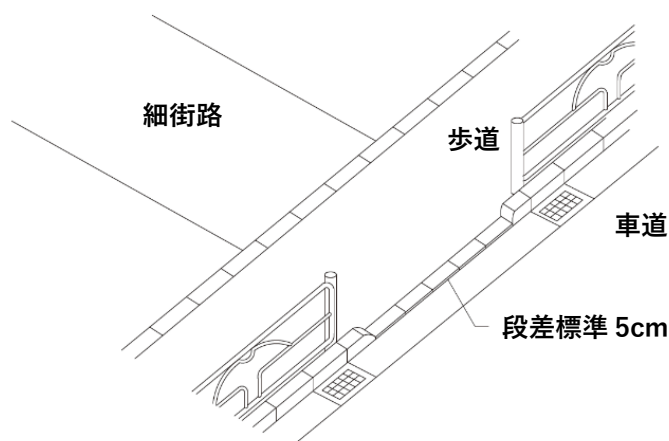
・:ガイドライン等に示されている内容 ★:ガイドライン等に示されていない内容 太字:高齢者、障害者等の意見の多かった内容

(参考)

UD 条例に基づく施設整備マニュアルに対応する事項

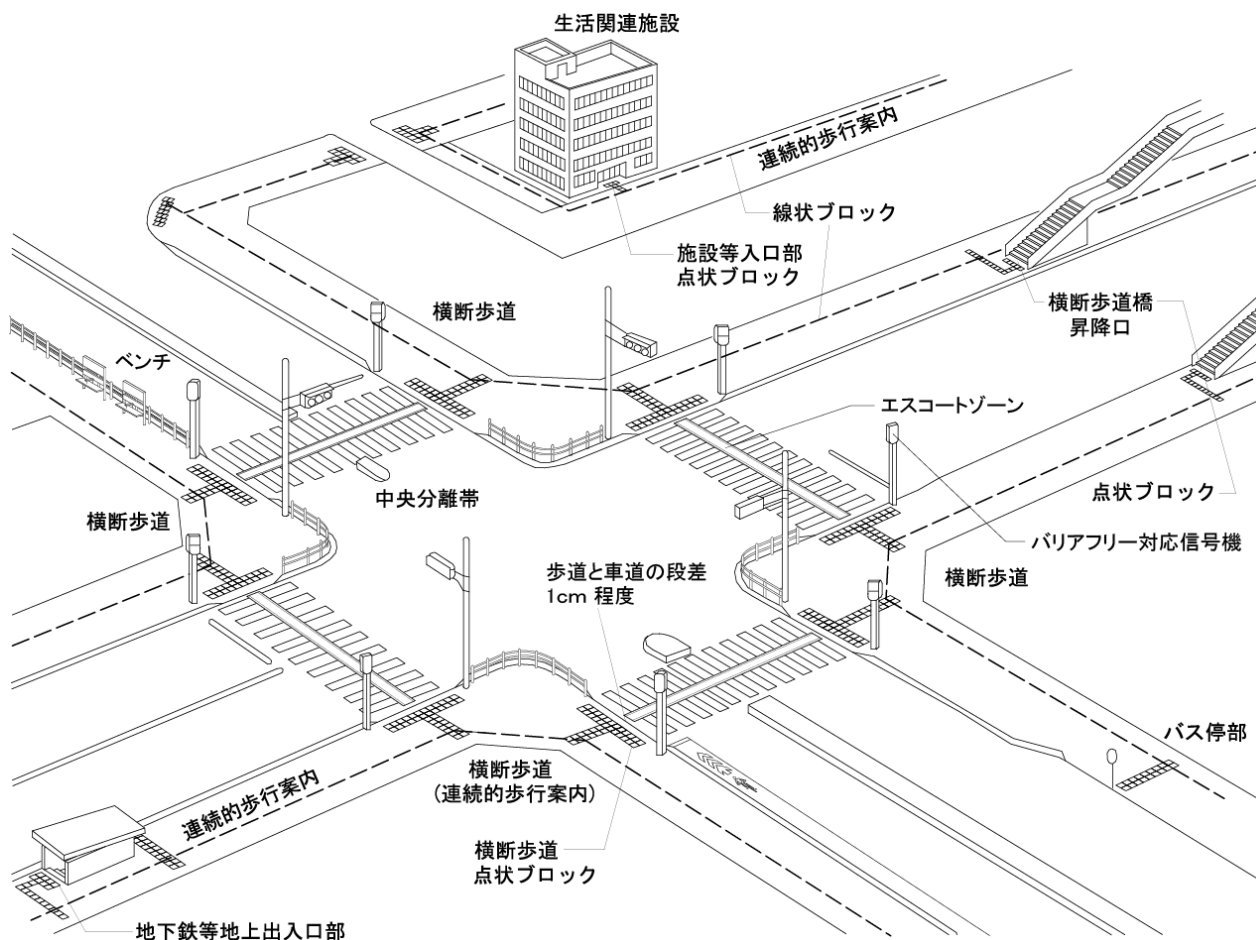
- ・都市計画道路※整備、無電柱化※の推進などにより、歩道の通行空間を確保する。
- ・可能な限りセミフラット方式※の構造とし、歩道の縦横断勾配※を改善する。
- ・幅の狭いベンチや柵と一体となったベンチなども活用し、可能な限り休憩できる設備を設ける。
- ・幅員の狭い道路と交差する場合、歩行者や車の交通量を踏まえ、歩道の切り下げを推進する。その際、視覚障害者のための誘導用ブロックの整備について留意する。(図参照)
- ・路上看板や駐輪などをなくし、歩道の通行空間を確保する。

<例>



- ・切り下げ部分の構造は「車乗り入れ部」に準ずる。
- ・切り下げ部分は材質や色を変えることにより、視覚的に注意喚起を図る。
- ・視覚障害者は横断歩道の箇所数を数えながら、目的地までの経路を通行する場合があるため、整備後の情報周知を図ることが重要である。

◎幅員の狭い道路と交差する場合、歩行者や車の交通量を踏まえ、歩道の切り下げを行う



◎交差点・横断歩道では、縁端1cm程度の縁石ブロック※の整備を推進するとともに、エスコートゾーンや誘導用ブロック、バリアフリー対応信号機※などの整備を一体的に行う



◎工事中安全に迂回できる経路に誘導用ブロックを仮設し、交通誘導員による安全な誘導に配慮する



△エスコートゾーンに断絶が起こっている



◎自転車通行空間の整備を進め、自転車が通行すべき位置を明示することにより、歩行者や自転車の通行の安全性を高める



△幅員が狭く交通量が多い歩道では、低木を撤去して中高木の植樹マスに変更するなど、歩道の通行空間を確保する



◎坂道に高齢者等が休憩するためのベンチが設けられている



◎柵と一体となったベンチなど、休憩のための設備が設けられている

◎:望ましい整備内容
△:課題のある整備内容

③歩道のない道路

バリアフリー化促進に向けた配慮事項

ハード面 (面的・一体的なバリアフリー※化に関する事項)	・経年劣化や地盤沈下などによる舗装のがたつきを速やかに修繕する。(再掲) ・工事中の道路では、安全に留意したう回路を設定し、交通誘導員などによる安全管理と人的支援による誘導を徹底する。(道路管理者より工事実施者へ適切に指導する)(再掲) ・工事の仮復旧において、できる限り舗装のがたつきが起こらないよう配慮する。(再掲) ・生活関連施設において道路接続部への誘導用ブロック※が設置されている場合は、道路側においても施設に向けた誘導用ブロックを設置する。(再掲) ★路側帯※の拡幅や路面標示による速度抑制など、道路の実状に応じた交通安全対策を実施する。また、ゾーン 30※などの交通規制による対策を活用し、歩行者が安全に通行できる環境を整備する。 ★一方通行化や利用者が集中する時間の車両通行止めなど交通規制により、歩行者の安全性を高める。
---	--

●:ガイドライン等に表示されている内容 ★:ガイドライン等に表示されていない内容 太字:高齢者、障害者等の意見の多かった内容

(参考)

UD 条例に基づく施設整備マニュアルに対応する事項

- ・生活関連施設へのアクセス経路となる路線では、交差点部等で生活関連施設への案内誘導のための表示を行う。
- ・無電柱化※の推進により歩行者の通行空間を確保する。(再掲)
- ・路上看板や駐輪などをなくし、歩行者の通行空間を確保する。

<例>

路側帯



◎ゾーン30による交通規制などの安全対策と連携した道路整備(狭さくや路側帯の拡幅、カラー化など)を進める



△沿道に店舗が並んでいるが歩道がなく、路側帯による歩行空間が狭い



◎狭さくなどの路面表示やポストコーンによる安全対策を実施し、歩行者の安全性に配慮している



◎:望ましい整備内容
△:課題のある整備内容

出典:
警視庁ホームページ

(5) 建築物・駐車場

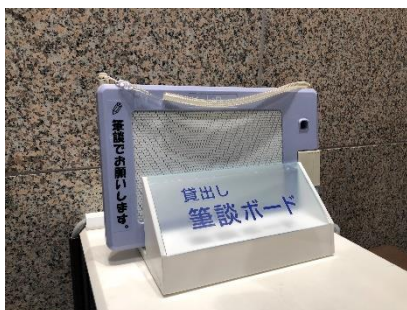
バリアフリー化促進に向けた配慮事項	
ハード面 (面的・一体的なバリアフリー化に関する事項)	・鉄道駅周辺におけるまちづくりや周辺の民間施設開発と連携し、鉄道駅における迂回が大きい出入口や乗換ルートのバリアフリー化を進める。(再掲) ・生活関連施設において道路接続部への誘導用ブロックが設置されている場合は、道路側においても施設に向けた誘導用ブロックを設置する。(再掲)
ソフト面 (こころのバリアフリー※・人的支援等に関する事項)	★車椅子使用者用便房をはじめとしたバリアフリー対応の設備の設置箇所や機能、使い方等について、従業員が利用者に説明できるよう理解を深める。 ★施設の出入口等から職員や従業員による案内や誘導をするなど、安心して利用できるような人的支援の体制の確保に努める。 ★大規模商業施設やショッピングモール等では、店内の各テナントにおいても高齢者、障害者等の利用に配慮した設備導入や人的支援、こころのバリアフリーのための教育啓発が行われるよう働きかける。 ★ベビーカーで施設内を利用できない公共施設では、双子の利用者や荷物の多い利用者等に配慮した人的支援を充実する。

●:ガイドライン等に表示されている内容 ★:ガイドライン等に表示されていない内容 太字:高齢者、障害者等の意見の多かった内容

(参考)

UD 条例に基づく施設整備マニュアルに対応する事項
・手話通訳や筆談対応など、聴覚障害者とのコミュニケーション手段を確保し、対応内容についてわかりやすく表示する。 ・車椅子使用者用駐車施設(幅 350cm 以上)は、建築物の出入口にできるだけ近い位置に設ける。 ・生活関連施設へのアクセス経路となる路線では、交差点部等で生活関連施設への案内誘導のための表示を行う。(再掲) ・生活関連施設の出入口に音声誘導を設置する。 ・利用者の多い施設や混雑する施設等では、休憩のためのスペースや、知的・精神・発達障害者等が気持ちを静めるためのカームダウン・クールダウンスペース※を設ける。 ・ホテルでは車椅子使用者対応のユニバーサルルーム※を設けるほか、一般の客室においても、段差解消や通路の幅員確保など、ユニバーサルルームに準じて高齢者、障害者等が利用しやすい客室を確保する。 ・各施設におけるバリアフリー対応設備の設置場所や機能について、ウェブサイトやパンフレットなどによる情報提供を行う。 ・高齢者、障害者等の施設利用にあたり、障害理解や適切な対応について職員等の研修を行うとともに、段差がある出入口での簡易スロープ板の活用や人的支援を充実する。

<例>



◎筆談ボードにより、聴覚障害者とのコミュニケーション手段が確保されている



◎車椅子使用者の円滑な移動のため、車椅子使用者用の駐車施設がエレベーターの近くに設置されている



◎段差がある出入口で、簡易スロープ板による対応を実施している

◎:望ましい整備内容

(6) 公園

バリアフリー化促進に向けた配慮事項

ハード面 (面的・一体的なバリアフリー※化に関する事項)	★駐輪が利用者の動線や案内板を見る際の支障とならないよう、適切な位置と台数の駐輪場を確保する。
---------------------------------	---

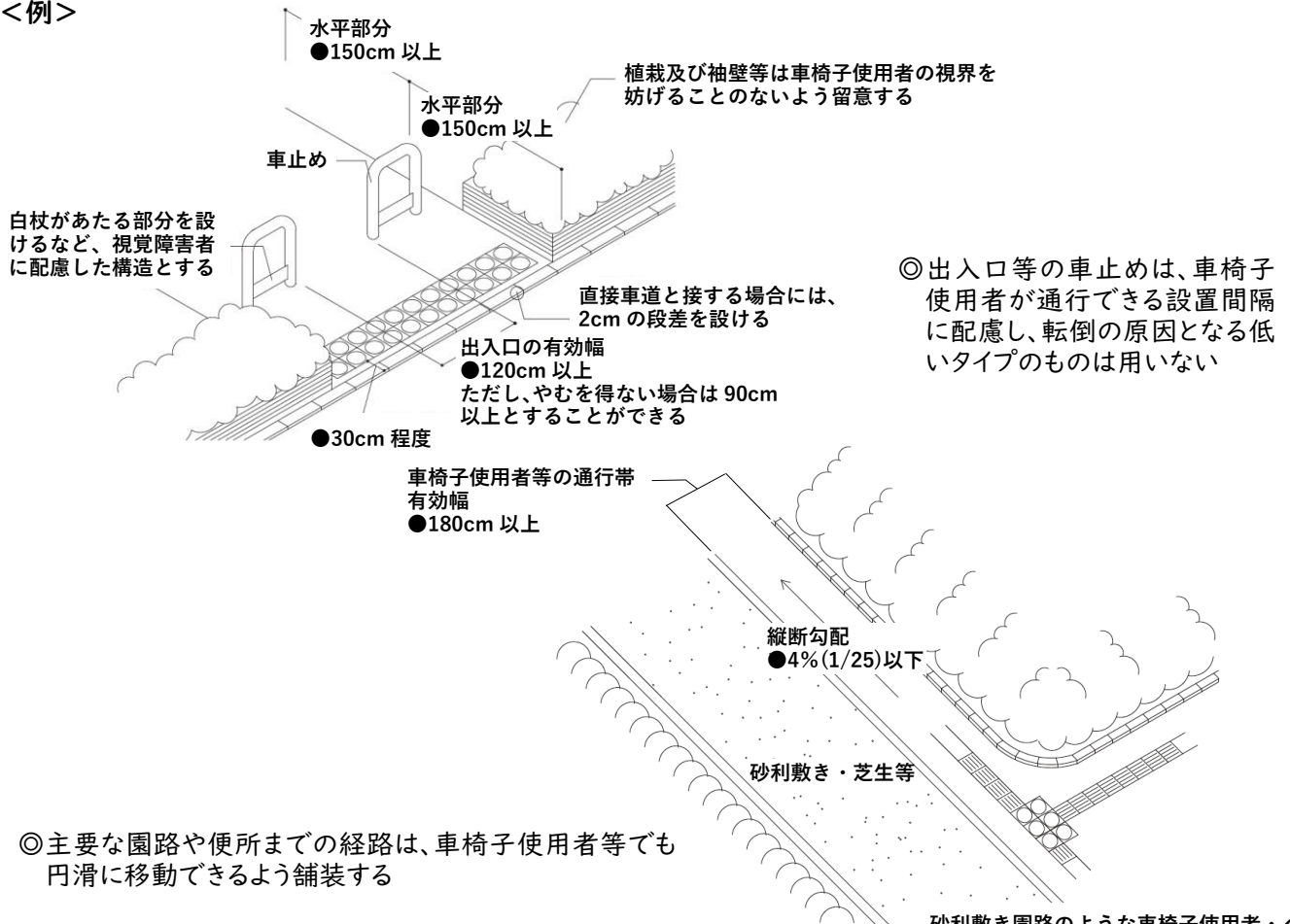
●:ガイドライン等に示されている内容 ★:ガイドライン等に示されていない内容 太字:高齢者、障害者等の意見の多かった内容

(参考)

UD 条例に基づく施設整備マニュアルに対応する事項

- ・主要な園路や便所までの経路は、車椅子使用者等でも円滑に移動できるよう舗装する。
- ・出入口等の車止め※は、車椅子使用者が通行できるよう設置間隔に配慮する。
- ・出入口等の車止めは、転倒の原因となる低いタイプのものは用いない。

<例>



砂利敷き園路のような車椅子使用者・ベビーカー等が通行しにくい舗装の場合には、円滑に通行できる舗装材による通行帯（有効幅 180cm 以上）を設ける。



△駐輪が案内板を見る際の支障とならないよう配慮する



◎車椅子使用者等の円滑な移動のため、移動経路がわかりやすく舗装されている

◎:望ましい整備内容
△:課題のある整備内容

(7) 施設と道路の連携

バリアフリー化促進に向けた配慮事項

ハード面 (面的・一体的なバリアフリー化に関する事項)	- 歩行空間として十分な幅員が確保できない歩道においては、沿道敷地内での建替え等の際に、歩行空間やバスの待機場所を設ける。 - 生活関連施設において道路接続部への誘導用ブロック※が設置されている場合は、道路側においても施設に向けた誘導用ブロックを設置する。(再掲) ★大規模建築物の公開空地※など、誰もが利用しやすく、休憩箇所としても利用できるように空間を確保するとともに、段差のない一体的な空間の整備に努め、沿道からのバリアフリー化されたアクセスや最寄りの車椅子使用者用便房の場所などをわかりやすく案内する。 ★地形による高低差等により道路と敷地の間に段差がある場合や、道路が階層構造の場合などでは、施設整備に合わせて施設の敷地内通路やエレベーター、緩やかなスロープなどを活用したバリアフリー化を図る。 ★人通りが多い歩道や坂道沿いの敷地などでは、高齢者や車椅子使用者等が休憩・退避できるような空間の確保や、手すり・ベンチなどを設置する。
--------------------------------	--

●:ガイドライン等に表示されている内容 ★:ガイドライン等に表示されていない内容 太字:高齢者、障害者等の意見の多かった内容

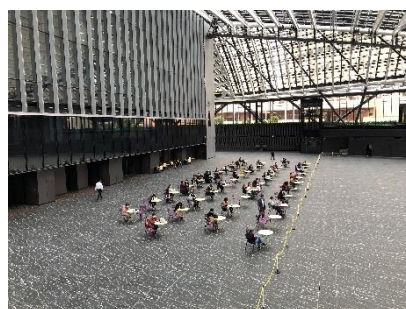
<例>



◎沿道敷地内に歩行空間やバスの待機場所が確保されている



◎道路と敷地内の施設出入口まで、素材・色などが統一された誘導用ブロックが連続して設置されている



◎大規模建築物の公開空地で、誰もが利用しやすく、休憩箇所としても利用できるように空間が確保されている



◎市街地再開発事業により、敷地と道路に段差のない一体的な歩行空間が確保されている



◎事業者間の連携により、駅や隣接施設間における移動経路の段差解消を図っている



◎道路整備により、敷地と道路の段差解消がされている

手すり



◎道路と高低差のある敷地で、敷地内に緩やかなスロープを設けている



◎歩行空間が狭い坂道沿いの敷地に、休憩施設が確保されている



◎急な勾配の坂道沿いの敷地に手すりが設置されている

◎:望ましい整備内容

(8) 視覚障害者誘導用ブロック※

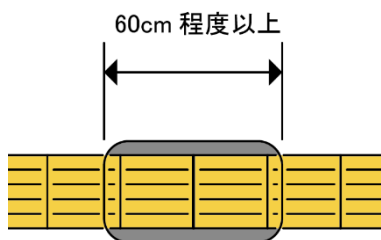
バリアフリー化促進に向けた配慮事項	
ハード面 (面的・一体的なバリアフリー※化に関する事項)	・設置箇所の床材・舗装との明度差あるいは輝度比※を十分に確保するため、誘導用ブロックの両脇に暗色(黒・グレー)の縁取りを行う。なお、整備当初は輝度比が確保されていても、時間が経つと汚れや色あせで目立ちにくくなることに留意する。 ・経年劣化や破損等により機能が果たされないことがないよう、定期的なメンテナンスを実施する。 ・工事中の道路では、安全に留意した回路を設定し、誘導用ブロックやエスコートゾーン※の断絶が起こらないようにする。また、交通誘導員などによる安全管理と人的支援による誘導を徹底する。(道路管理者より工事実施者へ適切に指導する)(再掲) ・生活関連施設において道路接続部への誘導用ブロックが設置されている場合は、道路側においても施設に向けた誘導用ブロックを設置する。(再掲) ・誘導用ブロックを連続的に設置する場合、壁や敷地境界から60cmなど一律の距離ではなく、歩行者の動線や沿道店舗等の状況を踏まえ、視覚障害者がもっとも人や物との衝突を避けることのできる位置への設置を検討する。 ・エスカレーターに向けた誘導用ブロックの設置については、国の方針等を踏まえつつ、当事者意見を踏まえて対応を検討する。 ★区道と都道などの管理区域境界では、関係者間で十分に協議・調整し、誘導用ブロックの連続性を確保する。(再掲) ★施設等で利用されることの多いステンレス製については、輝度比が確保されていても、反射により周囲との色の違いがわかりにくいことや、滑りやすい、鉗が抜け落ちやすいなど問題が多いことに留意し、黄色のものが望ましい。 ★誘導用ブロックを連続的に設置する場合、視覚障害者の方向感覚を阻害しないよう、不必要な曲がりはあるだけ避ける。特に、誘導用ブロックを設置する位置に、長さ60cm程度以上のマンホール等がある場合、マンホール管理者等と調整し、マンホール上に設置するよう努める。長さ60cm程度未満で、施工や維持管理上困難な場合、マンホールを挟んで連続的に設置する。(図参照) ★横断歩道先の歩道部に車止め※がある場合は、視覚障害者が車止めに衝突することがないように、線状ブロック※及びエスコートゾーンの連続設置による歩行経路の誘導を図る。(図参照) ★整備や工事等によって誘導用ブロックの設置方法が変わる場合は、事前に関係者に情報提供を行うよう努める。 ★歩道がない道路や狭い歩道・通路における誘導用ブロックの設置について、多様な利用者にとって使いやすく、かつ安全な歩行空間の形成のため、規格の半分の幅の誘導用ブロックの設置なども検討する。

●:ガイドライン等にも示されている内容 ★:ガイドライン等にも示されていない内容 太字:高齢者、障害者等の意見の多かった内容

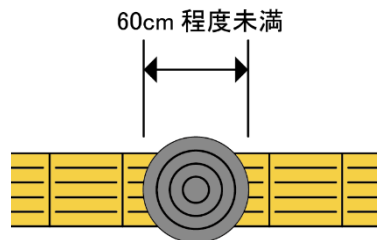
(参考)

UD 条例に基づく施設整備マニュアルに対応する事項
・基本的な形式・寸法は JIS 規格に統一する。 ・材質は十分な強度を持ち、滑りにくいものとする。 ・色彩は、道路、施設等共通で黄色を原則とする。 ・生活関連経路のうち、鉄道駅から公共施設や福祉施設、病院、大規模集客施設等、視覚障害者の利用が特に想定される経路においては、誘導用ブロックを連続的に設置する。 ・階段前や交差点などの危険箇所には、確実に点状ブロック※を設置する。

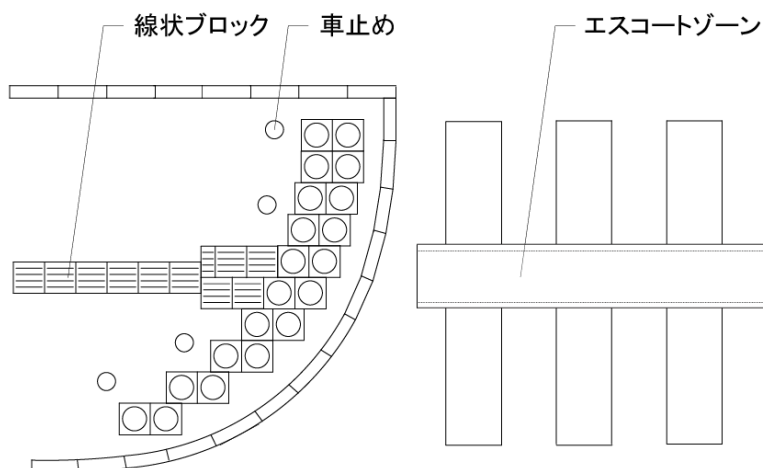
<例>



◎誘導用ブロックを設置する位置に、長さ60cm程度以上のマンホール等がある場合、マンホール上に設置するよう努める



◎長さ60cm程度未満で、施工や維持管理上困難な場合、マンホールを挟んで連続的に設置する



◎横断歩道先の歩道部に車止めがある場合は、視覚障害者が車止めに衝突することがないように、線状ブロックによる歩行経路の誘導を図る



◎誘導用ブロックの両脇に縁取りをすることで、わかりやすくなっている



△経年劣化等により誘導用ブロックが破損している



△区道と都道の管理区域境界で、誘導用ブロックが連続して設置されていない



◎ステンレス製の誘導用ブロックを用いる場合は、黄色のものが望ましい



★歩行空間が狭い場合は、規格の半分の幅の誘導用ブロック(2列・15cm)による視覚障害者の誘導を検討する(区外の例)



△階段部などの危険箇所に誘導用ブロックが設置されていない

◎:望ましい整備内容
△:課題のある整備内容
★:その他の整備内容

(9) 階段・エレベーター等

バリアフリー化促進に向けた配慮事項	
ハード面 (面的・一体的なバリアフリー※化に関する事項)	<エレベーター> エレベーターは、TOKYO2020 アクセシビリティ・ガイドライン※で17人乗りを標準、24人乗りを推奨されていることを踏まえ、利用実態や目的に合わせた十分な大きさ、基数を確保する。
ソフト面 (こころのバリアフリー※・人的支援等に関する事項)	<エレベーター> ★エレベーターの扉付近は物などを置かず、車椅子使用者が安全に転回したり、押しボタンの近くまでスムーズに行けるように留意する。

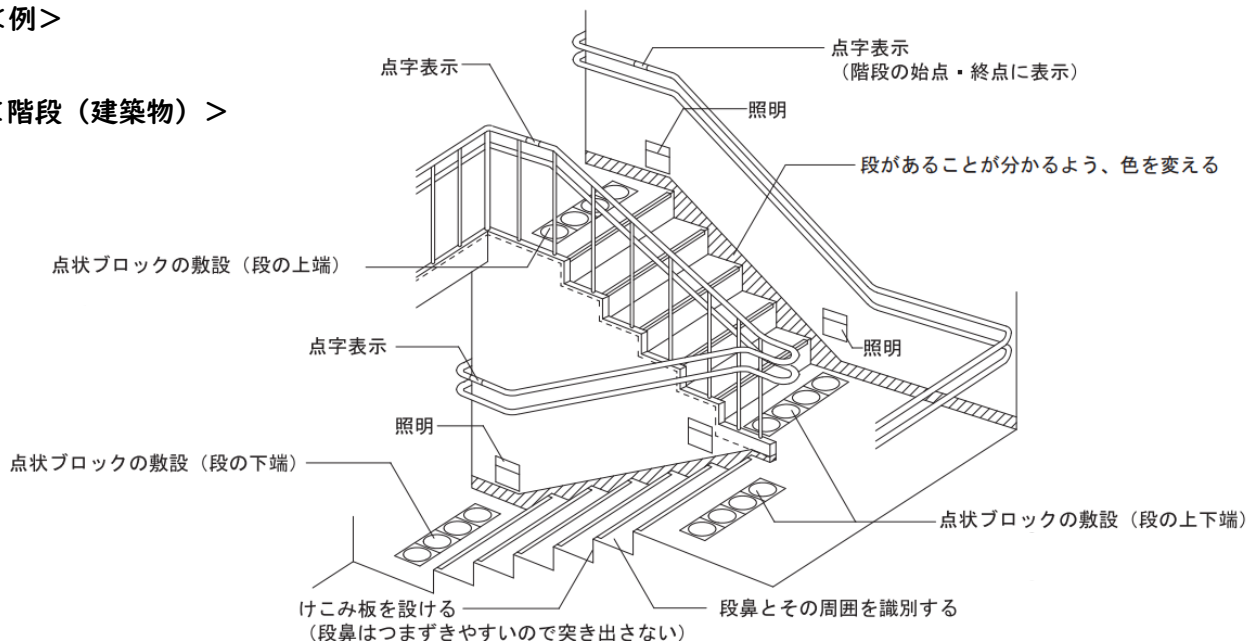
●:ガイドライン等に示されている内容 ★:ガイドライン等に示されていない内容 太字:高齢者、障害者等の意見の多かった内容

(参考)

UD 条例に基づく施設整備マニュアルに対応する事項
<階段> - 階段は高齢者や弱視者等が段差を識別しやすいよう段鼻を強調する。(図参照) - 階段の手すりは、視覚障害者が階段の傾斜を認識する使い方も想定し、ビーム型を推進する。 <エレベーター> - 障害者が利用しやすいようエレベーターの設備を改善する。 →障害者用押ボタン(開延長機能)、足元まで見える鏡、点字又は浮彫ボタン、聴覚障害者がコミュニケーションを図れるガラス窓やモニター等 - エレベーターのドアの開閉・進行方向・開放方向・到着階などを、音声と文字の両方で案内する。(図参照) - 視覚障害者がエレベーターの位置を把握できるよう、適切な誘導や音声案内などを工夫する。 - エレベーターは、主要な動線から大きな迂回が生じない位置に整備するとともに、出入口が複数ある場合は、2方向以上の出入口のバリアフリールート※を確保する。 - エレベーターは可能な限りスルー式を採用する。 - 視覚障害者に配慮し、乗降ロビーの扉や乗場ボタンは周囲の壁と異なる色とし、乗場が薄暗くならないよう配慮する。 - 利用実態に合わせて障害者やベビーカー利用者などが優先利用できるエレベーターを確保し、利用ルール・マナーについて周知・啓発を図る。 <エスカレーター> - 主要な動線となるエスカレーターは可能な限り上りと下りの両方を設ける。 - 高齢者が多く利用する施設等では、安心して利用できるようエスカレーターのスピードを調整する。

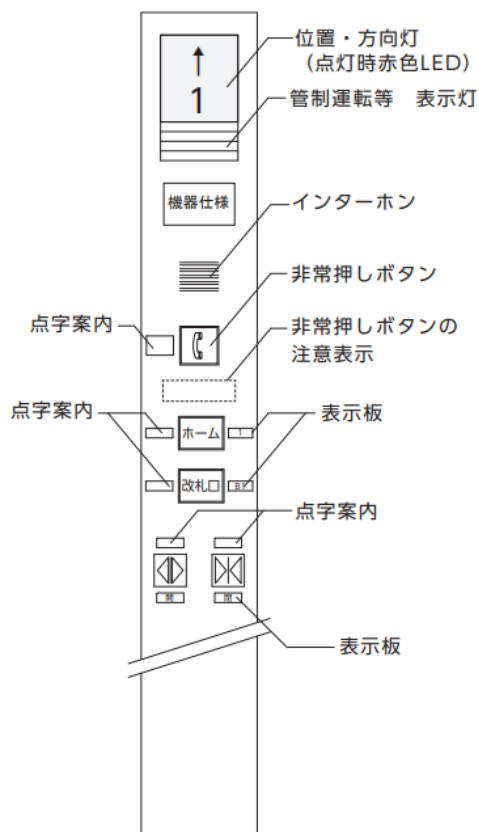
<例>

<階段(建築物)>

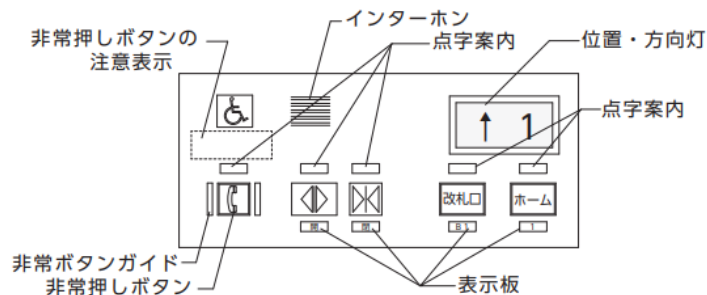


◎階段は高齢者や弱視者等が段差を識別しやすいよう段鼻を強調する

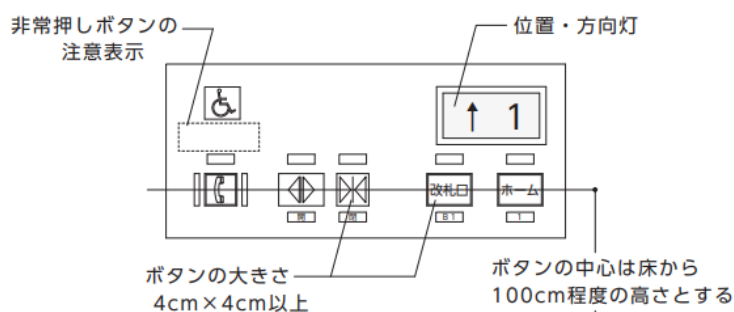
<一般操作盤>



<対応主操作盤>



<対応副操作盤>



◎エレベーターの進行方向などを、音声と文字の両方で案内する



△段鼻が強調されていない階段は、段差を認識しにくい



◎浮き出し文字のボタンは点字が読めない視覚障害者でも認識できる



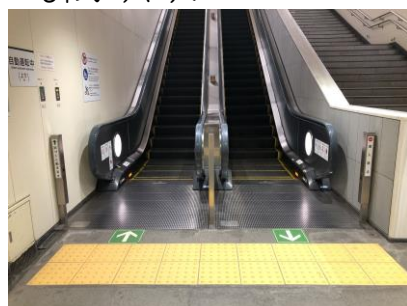
◎進行方向や扉の開く方向を文字で表示することで聴覚障害者でもわかりやすい



◎スルー式のエレベーターは、車椅子使用者等が転回する必要がなく利用しやすい



△弱視者等には、薄暗いエレベーターホールは利用しにくい



◎上りと下り両方のエスカレーターが設けられている

◎:望ましい整備内容
△:課題のある整備内容

(10) 便所(トイレ)

バリアフリー化促進に向けた配慮事項

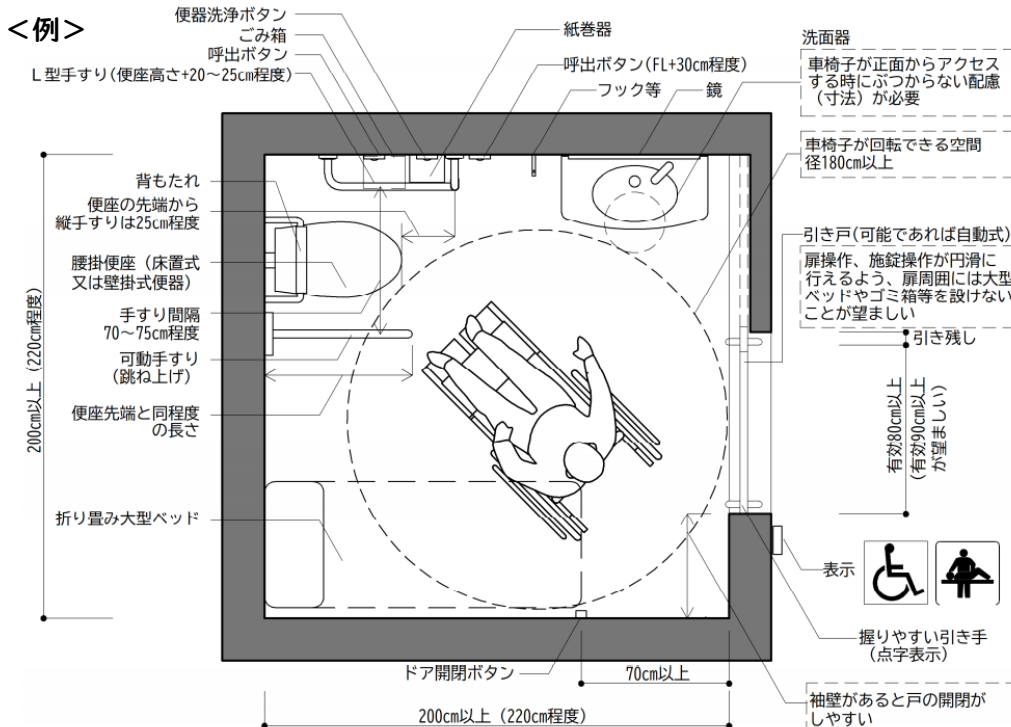
ハード面 (面的・一体的なバリアフリー※化に関する事項)	<便所全般> ★特に鉄道駅や高齢者、障害者等の利用が多い施設の周辺などでは、利用実態に合わせた十分な個数の便房を確保する。 <一般便所> ・各便房の空き状況が視覚的にわかるようにする。 ★視覚障害者が単独利用できるよう、便所出入口から便器までを誘導するラインを床面に設置するなど、他の視覚障害者施設での取組みを踏まえ検討する。
---	---

●:ガイドライン等に表示されている内容 ★:ガイドライン等に表示されていない内容 太字:高齢者、障害者等の意見の多かった内容

(参考)

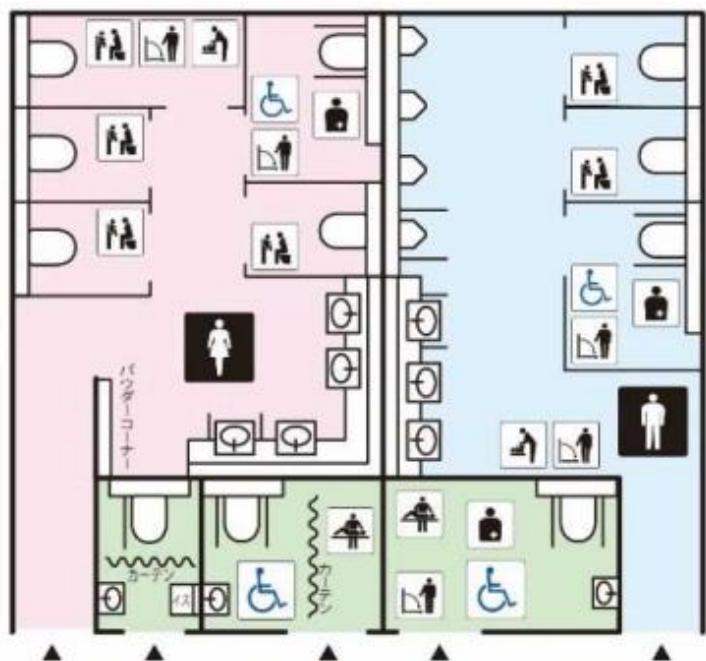
UD 条例に基づく施設整備マニュアルに対応する事項

<便所全般> ・性的マイノリティ(LGBT)※や異性介助に配慮した男女共用便房を確保する。 ・一般便所や車椅子使用者用便房内の各種設備の有無が中に入る前にわかるように、施設の総合案内や便所前の案内にピクトグラム※などで明記する。 ・聴覚障害者に非常時を知らせるフラッシュライト等を設置する。 ・視覚障害者の利用に配慮し、内部設備や自動洗浄等について音声案内を設ける。 <車椅子使用者用便房・だれでもトイレ> ・車椅子使用者が内部で転回したり、便器に近づくための十分な広さを確保し、便房内の設備が動線を阻害しないよう配置に留意する。(図参照) ・車椅子使用者が出入りする際、袖壁を設けるなど扉の取っ手を握りやすいようにする。また、押しボタンの周りに設備を配置しないなど、実際の使い勝手を想定して検討する。 ・紙巻器や便器洗浄ボタン、呼出ボタンの位置や形状を統一する。 ・車椅子使用者が利用しやすい便座の高さや洗面台の高さに留意する。 ・洗面台の蛇口はセンサー式(自動水栓)など操作が容易なものとする。 ・排泄や着替えの介助が可能な大型ベッドを設置する。 ・温水洗浄便座を設置する。 <一般便所> ・車椅子使用者用便房に利用が集中しないよう、一般便房にベビーカーでも入れる広めのブースやオストメイト※対応設備、乳幼児用設備を設けるなど、機能分散を進める。(図参照) ・一般便所の男女それぞれに乳幼児用設備を設ける(ベビーチェア、ベビーベッド、着替え台)。 ・個々の便房においてもドアの開閉が容易にできるなど、不便を感じない十分な大きさや構造を確保する。



(出典:高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省、令和3年3月))

◎車椅子使用者が内部で転回したり、便器に近づくための十分な広さを確保し、便房内の設備が動線を阻害しないよう配置に留意する



(出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省、令和3年3月))

◎一般便房にベビーカーでも入れる広めのブースやオストメイト対応設備、乳幼児用設備を設けるなど、機能分散を進める

<便房設備の表示例>



国際シンボルマーク
(障害のある人が
使える施設)



オストメイト
フラッグ



ベビーチェア



ベビーベッド



大型ベッド



着替え台



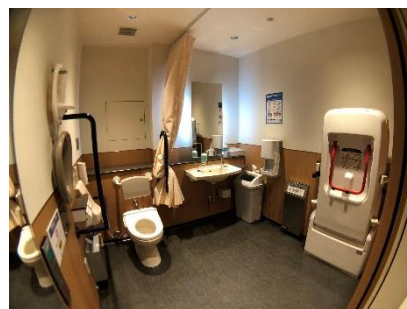
男女共用



◎便房の空き状況がフラッグ等で視覚的にわかり便利



◎便所内各種設備の有無が入る前にわかり利用しやすい



◎車椅子使用者の動線を阻害しない位置に大型ベッドなどが配置されている



△開閉ボタンが設備の間にあり、車椅子使用者には開閉しにくい



◎袖壁が設けられており、車椅子使用者が扉の取っ手を握りやすい



△オストメイト対応設備は、便器備え付けでなく、専用の流し台を設ける

◎：望ましい整備内容

△：課題のある整備内容

(11) 標識・案内設備等

バリアフリー化促進に向けた配慮事項	
ハード面 (面的・一体的な バリアフリー※化 に関する事項)	- 各施設の利用状況に応じた音声・音響案内を充実する。その際、音情報が過多にならない、干渉しないように配慮する。 →改札口、主要な出入口(駅・施設)、便所、エレベーター、エスカレーター、信号機等 - 鉄道駅ホーム上のエレベーター等の位置や改札から出入口までのバリアフリールート※、乗換ルートの案内が動線に沿って連続的に確認できるようにする。距離が記載されているとわかりやすい。 - 乗換駅や地下通路など、エリア内での標識・案内設備等のサインの統一について、鉄道事業者や民間商業施設等の連携による整備を図る。 ★聴覚障害者や外国人等に対し音声情報を適時文字で提供することに留意し、デジタルサイネージ※の活用などにより、非常時情報等を含めた情報発信を行う。 ★坂道が多い地域では、坂の位置や勾配の情報、駅までの利用しやすいルート等の表示があるとよい。 ★設備等の更新に合わせ、点字の情報も適切に更新し、古い情報や間違った情報が設置された状態とならないよう配慮する。 ★誘導サイン等の標識・案内設備は、当事者の意見を反映した継続的な改善を図る。(再掲)
ソフト面 (こころのバリア フリー※・人的支援 等に関する事項)	★施設のバリアフリー情報や施設までのバリアフリールート等をまとめたパンフレットやマップを作成する。

●:ガイドライン等に表示されている内容 ★:ガイドライン等に表示されていない内容 太字:高齢者、障害者等の意見の多かった内容 (参考)

UD 条例に基づく施設整備マニュアルに対応する事項
- ピクトグラム※等を用いて、駅や施設内のバリアフリー経路や設備等についてわかりやすく案内を表示する。 - 利用者の動線に合わせてわかりやすい位置・高さ・文字の大きさに情報提供し、光の反射などで情報が読み取りにくくならないように配慮する。 - 文字が読み取りにくい配色を使わない、隣り合う色との明度差を確保する、色の違いのみでしか判断できない情報としないなど、カラーユニバーサルデザイン※に配慮する。 - 近くの歩道や通路等からエレベーターのある駅出入口の案内がわかりやすいよう表示を工夫する。(再掲) - 駅から屋外への移動について、民間商業施設内のエレベーター利用も想定し、利用可能時間や動線について、鉄道事業者と民間商業施設が連携してわかりやすい案内を行う。

<例>



◎ 鉄道駅の乗換の経路や歩行距離等がわかりやすく案内されている



◎ 便所やエレベーターまでの距離が表示されている



◎ デジタルサイネージの活用による案内



◎ 園内のバリアフリールートや勾配が急な区間を表示している



△ 道路から鉄道駅のエレベーターの位置がわかりにくく、案内が不十分である



◎ 民間商業施設内のエレベーター利用可能時間等が案内されている

◎:望ましい整備内容
△:課題のある整備内容

第3章

地域別方針

ここでは、前章までの新宿区におけるバリアフリー※化促進に関する事項を踏まえ、まちあるきワークショップ※などでの当事者意見を参考に、区のまちづくりの方針を示す都市マスタープランの地域区分と整合を図った地域別のバリアフリー方針を定めます。

■ 都市マスタープランの地域区分



I 四谷地域

(1) 地域の概況

四谷地域は、JR 線、地下鉄丸ノ内線、南北線の複数の路線が乗り入れる四ツ谷駅があるほか、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のメイン会場として整備された国立競技場が立地しています。

また、地形はほぼ平坦ですが、若葉などに部分的な窪地があり、そこでは坂やがけが形成されています。



(2) 地域の主な現況と課題

・ 四ツ谷駅周辺



各鉄道間の乗換のバリアフリールート※は、駅舎外の地上の歩道を経由し、傾斜や移動距離もあるため、複雑でわかりにくくなっています。

また、サインによる案内なども不十分な状況のため、更なるバリアフリー※化が求められています。

・国立競技場周辺道路



交差点・横断歩道における視覚障害者等の安全な横断のためのエスコートゾーン※や音響式信号機等が設置されていない状況です。

・若葉、須賀町周辺道路



勾配の大きい坂道などがあり、高齢者等の移動が困難な状況です。

(3) バリアフリー化に向けた基本方針

1. 四ツ谷駅周辺における利便性の高いバリアフリー化を目指します。
2. 国立競技場周辺における東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーも見据えたバリアフリー化を目指します。
3. 誰もが安心して歩ける道路のバリアフリー化を目指します。
4. 地区の骨格となる主要道路のバリアフリー化を目指します。
5. 生活道路※の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

(4) 方針図

4. 地区の骨格となる主要道路のバリアフリー※化を目指します。

- 新宿通りや周辺道路の歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 交通安全対策に基づく主要道路のバリアフリー整備
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発

※新宿三丁目駅周辺の方針については、P107 の新宿駅周辺地域方針図(拡大図)を参照。

1. 四ツ谷駅周辺における利便性の高いバリアフリー化を目指します。

- ホームから地上までの円滑なバリアフリールート※の確保
- 利便性の高い乗換ルートの整備や、バリアフリールートの案内・人的支援の充実

5. 生活道路※の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

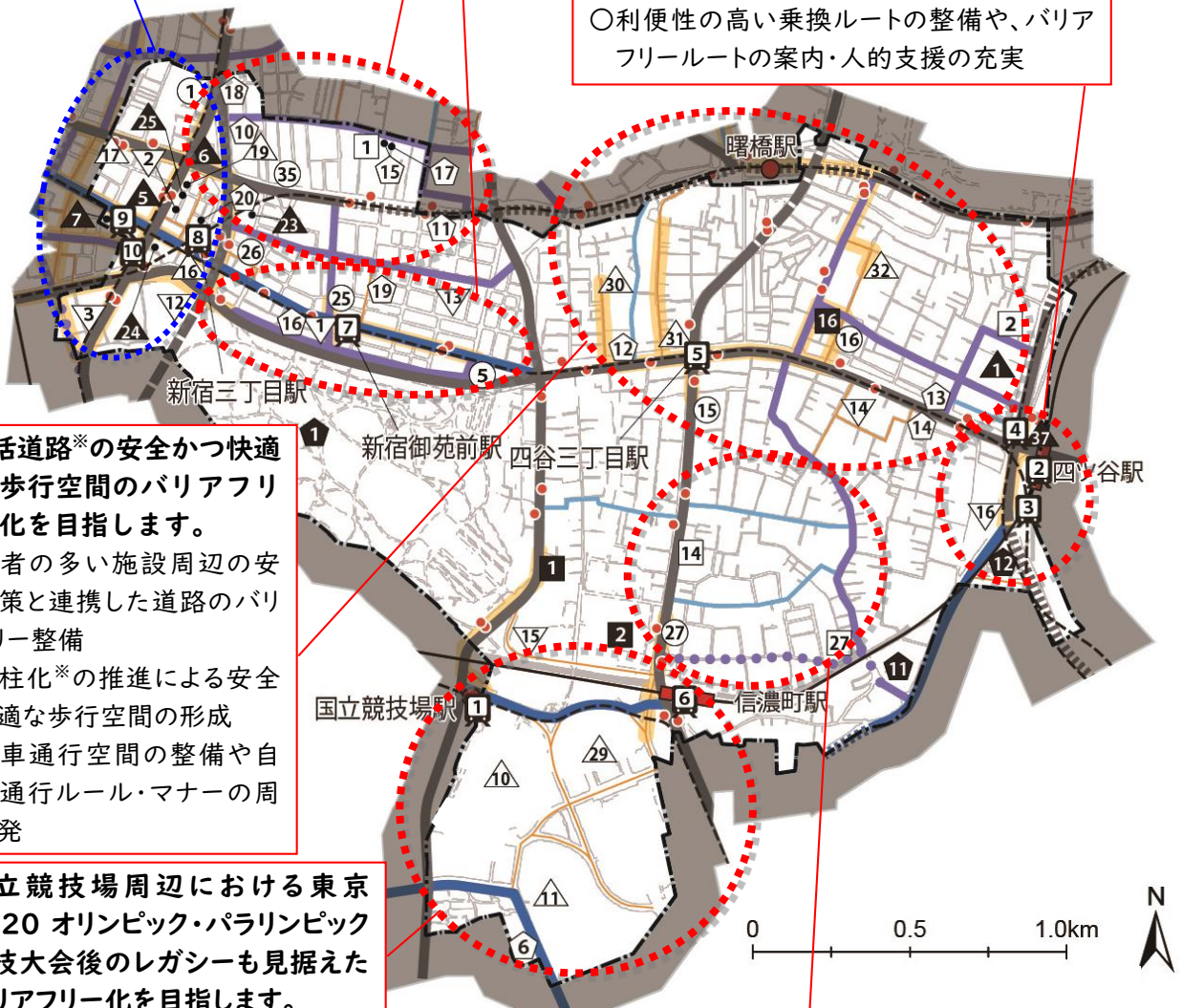
- 利用者の多い施設周辺の安全対策と連携した道路のバリアフリー整備
- 無電柱化※の推進による安全で快適な歩行空間の形成
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発

2. 国立競技場周辺における東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーも見据えたバリアフリー化を目指します。

- 車椅子使用者や視覚障害者等の更なる利便性向上のための、歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 鉄道駅や周辺施設と道路の一体的かつ連続的なバリアフリー整備
- 国立競技場周辺の道路や鉄道駅、周辺施設の案内・誘導サイン、ルートマップ等の更なる充実
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発

3. 誰もが安心して歩ける道路のバリアフリー化を目指します。

- 地区の主要な道路におけるバリアフリー整備
- 坂道における休憩施設や手すり等の設置
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発



生活関連経路

に定める主要な道路

広域幹線道路
地域幹線道路
地区内主要道路
主要区画道路
区画道路

(都市計画道路の整備状況)

完了 事業中 優先 計画
完了 事業中 優先 計画
完了 事業中 優先 計画
完了 事業中 優先 計画
完了 事業中 優先 計画

鉄道・駅

地下鉄/都電・駅/停留場

バス停

0 0.5 1.0km



四谷地域 生活関連施設一覧	
 旅客施設	 商業施設
 国立競技場駅(都営地下鉄[大江戸線])	 コモレ四谷
 四ツ谷駅(JR)	 伊勢丹新宿店
 四ツ谷駅(東京メトロ[丸ノ内線])	 新宿マルイメソ
 四ツ谷駅(東京メトロ[南北線])	 新宿マルイ本館
 四谷三丁目駅(東京メトロ[丸ノ内線])	 ビッグス新宿ビル(アクタス)
 信濃町駅(JR)	 ブラザー・交通公社新宿共同ビル
 新宿御苑前駅(東京メトロ[丸ノ内線])	 第2武蔵野ビル(コメ兵新宿店)
 新宿三丁目駅(都営地下鉄[新宿線])	 アトレ四谷
 新宿三丁目駅(東京メトロ[丸ノ内線])	 宿泊施設
 新宿三丁目駅(東京メトロ[副都心線])	 日本青年館ホテル
 公共施設・郵便局	 ヴィアイン新宿
 新宿区役所 第二分庁舎(保健所)・分館	 シタディーン新宿東京
 四谷特別出張所・四谷地域センター・四谷区民ホール・四谷図書館	 ホテルウイングインターナショナルプレミアム東京四谷
 四谷警察署	 ホテル京阪 東京四谷
 四谷税務署	 東急ステイ四谷
 新宿一郵便局	 ONSEN RYOKAN YUEN SHINJUKU
 新宿二郵便局	 アパホテル<新宿御苑前>
 四谷郵便局	 ホテルリステル新宿
 新宿年金事務所	 ホテルサンライト新宿
 福祉施設	 東横INN新宿御苑前駅3番出口
 新宿地域交流館	 東急ステイ新宿
 本塩町地域交流館・本塩町児童館	 都市公園等
 信濃町シニア活動館・信濃町子ども家庭支援センター	 新宿御苑
 地域子育て支援センターニ葉	 みなみもと町公園
 保健施設・病院	 若葉東公園
 林外科病院	 その他
 慶應義塾大学病院	 PMO 新宿御苑前
 四谷保健センター・四谷高齢者総合相談センター・新宿区社会福祉協議会東分室	 RAINBOW VILLAGE
 文化・教養・教育施設	 新四 curumu ビル
 国立競技場	 新宿高等学校
 明治神宮野球場	 花園小学校
 新宿バルト9・新宿マルイアネックス	 四谷小学校
 新宿ピカデリー	 四谷第六小学校
 EJ アニメシアター新宿・シネマート新宿	 四谷中学校
 聖徳記念絵画館	
 四谷ひろば(地域ひろば、東京おもちゃ美術館、CCAA アートプラザ)	
 消防博物館	
 新宿歴史博物館	

※複数の種別にまたがる複合施設については、下線の施設が該当する種別に分類しています。

2 簞笥地域

(1) 地域の概況

簞笥地域は、隣接区との境界に、複数の鉄道路線が乗り入れる飯田橋駅があるほか、情緒ある街並みが形成された神楽坂が立地しています。

また、地形は淀橋台地から神田川周辺の低地に向かって下り、坂の多い地域です。



(2) 地域の主な現況と課題

・飯田橋駅周辺



各鉄道間の乗換のバリアフリールート※は、駅舎外の地上の歩道を経由し、移動距離もあります。また、駅前は各方面からの動線が集中し、歩行空間が狭く混雑しています。

サインによる案内なども不十分な状況のため、更なるバリアフリー※化が求められています。

・神楽坂通り



情緒ある街並みが形成されているエリアで人通りが多く、急勾配の坂道が続いています。
また、沿道敷地との段差が多い状況です。

・大久保通り



周辺に公共施設等が多く、都市計画事業※による歩道の幅員確保や青延長用押しボタン付き信号機※の設置等、安全な通行・横断環境の整備が必要です。

(3) バリアフリー化に向けた基本方針

1. まちづくりと連携した飯田橋駅周辺における利便性の高いバリアフリー化を目指します。
2. 神楽坂地区における街並みや景観に配慮したバリアフリー化を目指します。
3. 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。
4. 地区の骨格となる主要道路のバリアフリー化を目指します。

4. 地区の骨格となる主要道路のバリアフリー※化を目指します。

1. まちづくりと連携した飯田橋駅周辺における利便性の高いバリアフリー化を目指します。

- 歩行空間の形成

 - 歩道のない道路における安全対策と連携したバリアフリー整備
 - 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発

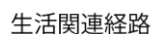
2. 神楽坂地区における街並みや景観に配慮したバリアフリー化を目指します。

 - 沿道施設と連携した坂道における歩道施設の設置や、敷地と道路の段差の解消
 - 沿道施設等によるサポートや歩道のゆずりあいなど、こころのバリアフリー*の徹底

- 大久保通りや牛込中央通りの歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 牛込中央通り沿道施設と連携した歩行空間の確保や、敷地と道路の段差解消
- 利用者の多い施設周辺の生活道路※における安全対策と連携したバリアフリー整備

- 沿道施設と連携した坂道における休憩施設の設置や、敷地と道路の段差解消

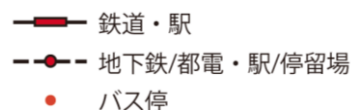
- 沿道施設等によるサポートや歩道でのゆずりあいなど、こころのバリアフリー※の徹底



(都市計画道路の整備状況)



特定道路



筆筍地域 生活関連施設一覧	
 旅客施設	 保健施設・病院
 11 市ヶ谷駅(東京メトロ[有楽町線])	 5 東京新宿メディカルセンター
 12 市ヶ谷駅(東京メトロ[南北線])	 文化・教養・教育施設
 13 牛込神楽坂駅(都営地下鉄[大江戸線])	 7 赤城生涯学習館
 14 神楽坂駅(東京メトロ[東西線])	 20 矢来能楽堂
 15 飯田橋駅(東京メトロ[南北線])	 34 東京理科大学 神楽坂キャンパス
 16 飯田橋駅(東京メトロ[有楽町線])	 商業施設
 17 市ヶ谷駅(都営地下鉄[新宿線])	 9 セントラルプラザ・東京都心身障害者福祉センター・東京都社会福祉協議会
 18 市ヶ谷駅(JR)	 宿泊施設
 19 飯田橋駅(JR)	 7 防衛省共済組合市ヶ谷会館(ホテルグランドヒル市ヶ谷)
 20 飯田橋駅(都営地下鉄[大江戸線])	 21 ヴィアイン飯田橋後楽園
 21 飯田橋駅(東京メトロ[東西線])	 都市公園等
 公共施設・郵便局	 13 白銀公園
 6 筆筍町特別出張所・牛込筆筍地域センター・牛込筆筍区民ホール	 その他
 17 牛込警察署	 4 保健会館新館国井記念館
 22 牛込郵便局	 17 愛日小学校
 福祉施設	 18 牛込第一中学校
 3 中町地域交流館・中町図書館・中町児童館	 19 牛込第三中学校
 4 東五軒町地域交流館・東五軒町児童館	 20 細工町高齢者在宅サービスセンター
 5 北山伏地域交流館・北山伏児童館	 21 市谷小学校・市谷幼稚園
 19 筆筍町高齢者総合相談センター	 22 津久戸小学校

※複数の種別にまたがる複合施設については、下線の施設が該当する種別に分類しています。

3 榎地域

(1) 地域の概況

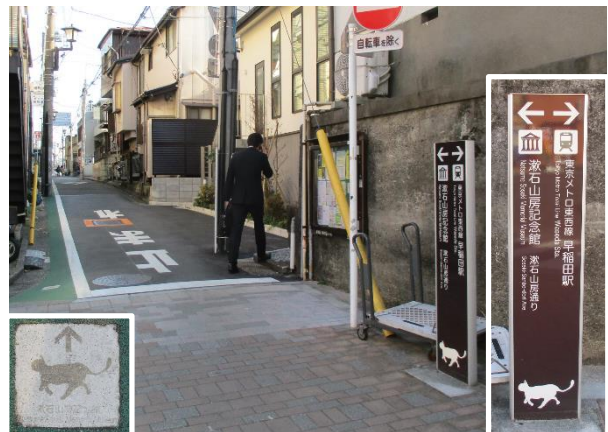
榎地域は、幹線道路沿道に商店が軒を連ね、南側の市谷仲之町周辺や、区画整理が行われた早稲田鶴巻町等では、閑静な住宅地が形成されているとともに、漱石山房記念館をはじめ、寺社や文化財などの文化資源が数多く点在する地域です。

また、外苑東通りの整備により沿道市街地の姿が変化していくことが想定され、これを契機とした住民主体のまちづくりが期待される地域です。



(2) 地域の主な現況と課題

・ 漱石山房記念館周辺



漱石山房記念館は、数々の名作を世に送り出した「漱石山房」のあった地に、初の本格的な記念施設として建てられました。このような特色ある施設へのわかりやすい案内・誘導サイン等が重要です。

・江戸川橋通り



歩道幅員が狭く、急な横断勾配※があるため、車椅子使用者等の通行の安全性が低い状況です。

・外苑東通り



現在、都市計画事業※中であり、道路整備の機会を捉えて音響式信号機※やエスコートゾーン※などのバリアフリー※整備が必要です。

(3) バリアフリー化に向けた基本方針

1. 公共施設や文化施設周辺におけるバリアフリー化を目指します。
2. 都市計画事業等と連携した道路のバリアフリー化を目指します。
3. 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。
4. 地区の骨格となる主要道路のバリアフリー化を目指します。

(4) 方針図

3. 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー※化を目指します。

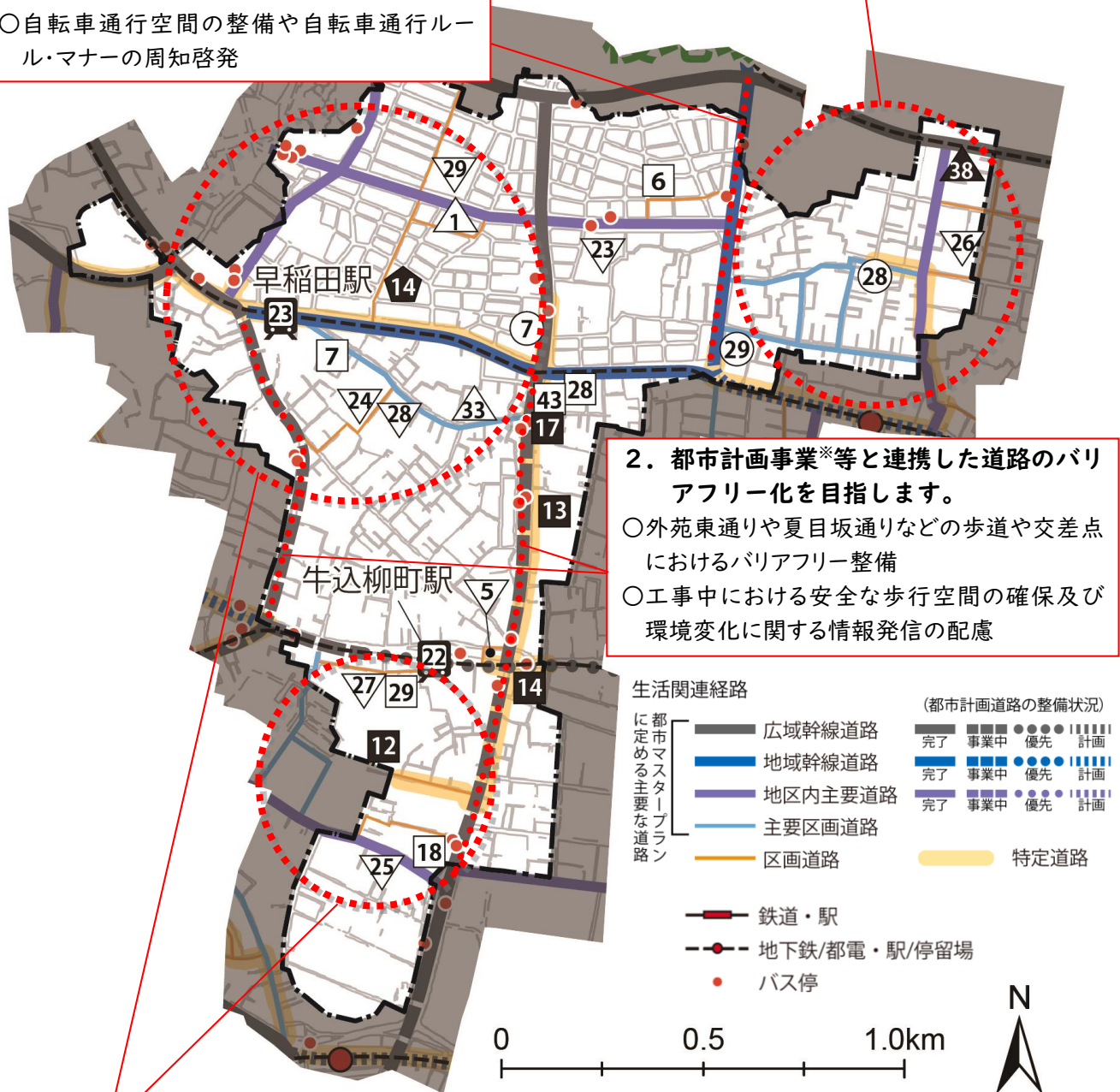
- 江戸川橋通りの平坦性確保など、歩道のバリアフリー整備
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発

4. 地区の骨格となる主要道路のバリアフリー化を目指します。

- 主要な道路や生活道路※における安全対策と連携したバリアフリー整備

2. 都市計画事業※等と連携した道路のバリアフリー化を目指します。

- 外苑東通りや夏目坂通りなどの歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 工事中における安全な歩行空間の確保及び環境変化に関する情報発信の配慮



1. 公共施設や文化施設周辺におけるバリアフリー化を目指します。

- 利用者の多い施設周辺の生活道路における安全対策と連携したバリアフリー整備
- 駅や周辺施設、道路における案内・誘導サイン、ルートマップ等の更なる充実
- 坂道における休憩施設や手すり等の設置
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発

榎地域 生活関連施設一覧	
 旅客施設	17 牛込保健センター・新宿生活実習所・ 榎町高齢者総合相談センター
22 牛込柳町駅(都営地下鉄[大江戸線])	 文化・教養・教育施設
23 早稲田駅(東京メトロ[東西線])	 1 鶴巻図書館
 公共施設・郵便局	 33 漱石山房記念館
7 榎町特別出張所・榎町地域センター	 商業施設
28 新宿改代町郵便局	 38 マルエツ江戸川橋店
29 新宿天神郵便局	 都市公園等
 福祉施設	 14 鶴巻南公園
6 山吹町地域交流館	 その他
7 早稲田南町地域交流館・早稲田南町児童館	 5 松永ビル
18 薬王寺地域ささえあい館・薬王寺児童館	 23 新宿山吹高等学校
28 榎町子ども家庭支援センター	 24 牛込第二中学校
29 地域子育て支援センター原町みゆき	 25 牛込仲之小学校
43 シャロームみなみ風	 26 江戸川小学校
 保健施設・病院	 27 成城中・高等学校
12 ICR 附属クリニカルリサーチ東京病院	 28 早稲田小学校
13 神経研究所附属晴和病院	 29 鶴巻小学校
14 柳町病院	

※複数の種別にまたがる複合施設については、下線の施設が該当する種別に分類しています。

4 若松地域

(1) 地域の概況

若松地域は、江戸時代の武家屋敷のなごりで、大規模な敷地が数多く残り、国立国際医療研究センター病院や東京女子医科大学病院、障害者福祉センターなどの福祉・医療施設が多く立地しており、高齢者、障害者等の来訪者が特に多い地域となっています。

また、環状4号線の整備により沿道市街地の姿が変化していくことが想定され、これを契機とした住民主体のまちづくりが期待される地域です。



(2) 地域の主な現況と課題

・女子医大通り



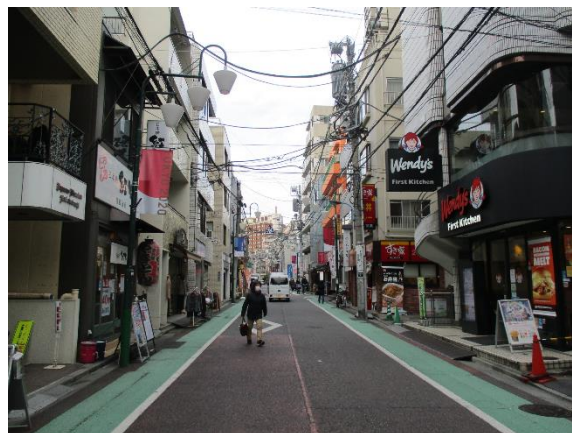
幅員が狭く段差も多い歩道のため、車椅子利用者等の通行が困難な状況です。

・箱根山通り周辺



国立国際医療研究センター病院や障害者福祉センターなどの福祉・医療施設周辺は坂道が多く、高齢者や車椅子使用者等の移動が困難な状況です。

・あけぼのばし商店街



賑わいがあり人通りの多い商店街ですが、店舗入口に段差があるところが多く、歩行空間も狭い状況です。

(3) バリアフリー※化に向けた基本方針

1. 女子医大通り周辺における一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。
2. 賑わいのある商店街周辺におけるバリアフリー化を目指します。
3. 公園や商業施設周辺におけるバリアフリー化を目指します。
4. 高齢者や障害者等への配慮とこころのバリアフリー※の推進を目指します。

(4) 方針図

4. 高齢者や障害者等への配慮とこころのバリアフリー※の推進を目指します。

- 福祉・医療・公共施設など、当事者の利用が多いエリアであることや坂道が多いことなどの案内・情報発信の充実
- 坂道における休憩施設や手すり等の設置
- 困っている人への声かけや手助けなど、こころのバリアフリーの徹底

1. 女子医大通り周辺における一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。

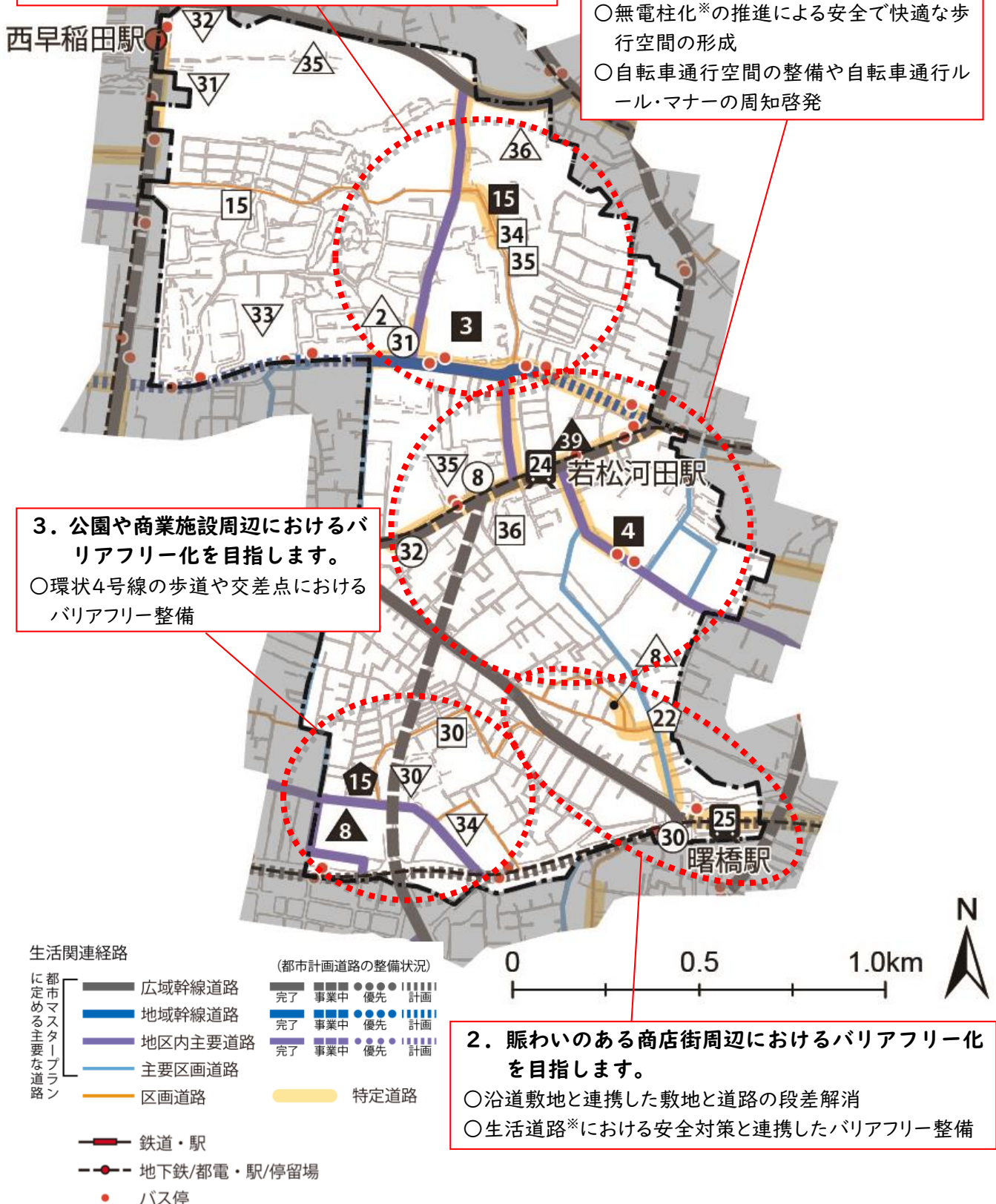
- 女子医大通りの沿道施設と連携した歩行空間の確保や、敷地と道路の段差解消
- 女子医大通りや周辺道路の歩道、交差点におけるバリアフリー整備
- 無電柱化※の推進による安全で快適な歩行空間の形成
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発

3. 公園や商業施設周辺におけるバリアフリー化を目指します。

- 環状4号線の歩道や交差点におけるバリアフリー整備

2. 賑わいのある商店街周辺におけるバリアフリー化を目指します。

- 沿道敷地と連携した敷地と道路の段差解消
- 生活道路※における安全対策と連携したバリアフリー整備



若松地域 生活関連施設一覧	
 旅客施設	 文化・教養・教育施設
 24 若松河田駅(都営地下鉄[大江戸線])	 2 戸山図書館・戸山生涯学習館
 29 曙橋駅(都営地下鉄[新宿線])	 8 住吉町生涯学習館
 公共施設・郵便局	 35 学習院女子大学・高等科・中等科
 8 若松町特別出張所・若松地域センター	 36 早稲田大学 戸山キャンパス
 30 新宿住吉郵便局	 商業施設
 31 新宿戸山郵便局	 8 富久クロス
 32 牛込抜弁天郵便局	 39 ライフ若松河田駅前店
 福祉施設	 宿泊施設
 15 戸山シニア活動館・若松町高齢者総合相談センター	 22 パールホテル新宿曙橋
 30 富久町児童館	 都市公園等
 34 障害者福祉センター	 15 富久さくら公園
 35 全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)	 その他
 36 東京視覚障害者生活支援センター	 30 総合芸術高等学校
 保健施設・病院	 31 戸山高等学校
 3 国立国際医療研究センター病院	 32 西早稲田中学校
 4 東京女子医科大学病院・東京女子医科大学(河田町キャンパス)	 33 東戸山小学校
 15 国立感染症研究所	 34 富久小学校
	 35 余丁町小学校

※複数の種別にまたがる複合施設については、下線の施設が該当する種別に分類しています。

5 大久保地域

(1) 地域の概況

大久保地域の東西に走る大久保通り、大久保駅周辺には繁華街、後背地には住宅地が形成され、大久保通りや職安通り沿道に多国籍の店舗が軒を連ね、都内でも有数の多文化のまちとなっています。

また、職安通りの南側には、多くの宿泊施設が立地しています。



(2) 地域の主な現況と課題

・歌舞伎町地区周辺



周辺は多くの宿泊施設が立地しています。
また、歩道上での駐輪が多く、車椅子使用者等の移動に配慮した空間の確保が必要です。

・新大久保駅周辺



新大久保駅周辺は、近隣の病院や多国籍の店舗の利用者、教育施設の学生などで混雑しています。

・つつじ通り（補助72号線）



自転車通行空間が整備されました。併せて自転車通行ルール・マナーの周知や、交差点におけるバリアフリー※整備が求められています。

(3) バリアフリー化に向けた基本方針

1. 歌舞伎町地区における一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。
2. 誰もが安心して歩ける主要施設周辺のバリアフリー化を目指します。
3. 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。
4. 地区の骨格となる主要道路のバリアフリー化を目指します。

(4) 方針図

4. 地区の骨格となる主要道路のバリアフリー※化を目指します。

- 病院や教育施設など利用者の多い施設
周辺の歩道や交差点におけるバリアフリ
ー整備
- 自転車通行空間の整備や自転車通行
ルール・マナーの周知啓発

3. 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

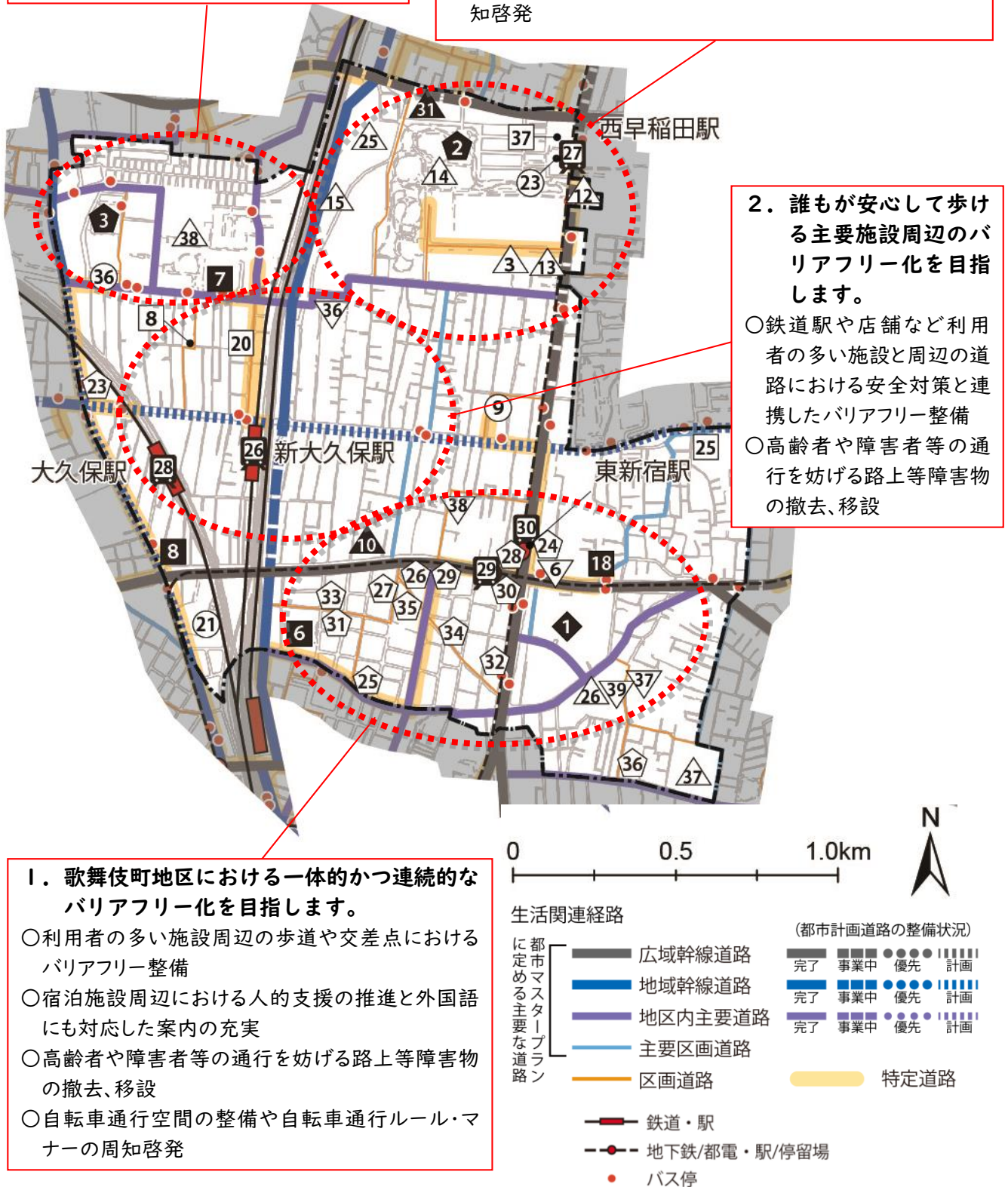
- 明治通りやつつじ通りなどの交差点におけるバリアフリー整備
- 主要な道路や生活道路※における安全対策と連携したバリアフリー整備
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発

2. 誰もが安心して歩ける主要施設周辺のバリアフリー化を目指します。

- 鉄道駅や店舗など利用者の多い施設と周辺の道路における安全対策と連携したバリアフリー整備
- 高齢者や障害者等の通行を妨げる路上等障害物の撤去、移設

Ⅰ. 歌舞伎町地区における一体的かつ連続的な
バリアフリー化を目指します。

- 利用者の多い施設周辺の歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 宿泊施設周辺における人的支援の推進と外国語にも対応した案内の充実
- 高齢者や障害者等の通行を妨げる路上等障害物の撤去、移設
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発



大久保地域 生活関連施設一覧	
🚉 旅客施設 26 新大久保駅(JR) 27 西早稲田駅(東京メトロ[副都心線]) 28 大久保駅(JR) 29 東新宿駅(都営地下鉄[大江戸線]) 30 東新宿駅(東京メトロ[副都心線]) ○ 公共施設・郵便局 9 大久保特別出張所・大久保地域センター・大久保図書館 21 新宿都税事務所 23 新宿北郵便局 36 東京行政評価事務所 福祉施設 8 百人町地域交流館・百人町児童館 20 大久保高齢者総合相談センター 25 子ども総合センター 37 東京ヘレンケラー協会 保健施設・病院 6 東京都保健医療公社大久保病院・東京都健康プラザ「ハイジア」 7 東京山手メディカルセンター 8 春山記念病院 18 東新宿保健センター・新宿区医師会区民健康センター △ 文化・教養・教育施設 3 中央図書館・こども図書館 12 元気館 13 新宿コズミックススポーツセンター 14 新宿スポーツセンター 15 大久保スポーツプラザ 25 ベルサール高田馬場 26 新宿文化センター 37 東京医科大学 38 桜美林大学 新宿キャンパス	▲ 商業施設 10 ドン・キホーテ新宿店 31 オレンジコートショッピングセンター 宿泊施設 23 HUNDREDSTAYTokyoShinjukuServicedApartments&Hotel 24 相鉄フレッサイн 東新宿駅前 25 アパホテル<新宿 歌舞伎町中央> 26 アパホテル<東新宿 歌舞伎町> 27 アパホテル<東新宿 歌舞伎町タワー> 28 アパホテル<東新宿駅前> 29 アパホテル<東新宿歌舞伎町東> 30 イーホテル東新宿 31 スーパーホテル東京・新宿歌舞伎町 32 ビスポークホテル新宿 33 プレミアホテル-CABIN-新宿 34 新宿グランベルホテル 35 東横INN新宿歌舞伎町 36 東京ビジネスホテル 都市公園等 2 戸山公園 3 百人町ふれあい公園 大規模建築物 1 新宿イーストサイドスクエア その他 6 クリオ東新宿売番館 36 戸山小学校 37 新宿中学校 38 大久保小学校 39 天神小学校

※複数の種別にまたがる複合施設については、下線の施設が該当する種別に分類しています。

6 戸塚地域

(1) 地域の概況

戸塚地域に位置する高田馬場駅は、JR山手線、西武新宿線、地下鉄東西線の複数の路線が乗り入れており、駅周辺部の業務商業、教育施設の立地により、区内では新宿駅に次ぐ乗降客数を誇る駅となっています。

また、福祉施設周辺では、誘導用ブロック※が連続的に整備されており、多くの視覚障害者が利用しています。



(2) 地域の主な現況と課題

・ 高田馬場駅周辺



各鉄道間の乗換のバリアフリールート※は、駅舎外の地上の歩道を経由し、移動距離もあるため、複雑でわかりにくくなっています。

また、サインによる案内なども不十分な状況のため、更なるバリアフリー※化が求められています。

・ 日本点字図書館周辺



誘導用ブロックが連続的に設置され、多くの視覚障害者が通行していますが、利用実態に合わせた更新や設置方法の検討が求められています。

・ 諏訪通り



現在、街路築造工事を実施中であり、道路整備の機会を捉えた歩道や交差点などのバリアフリー整備が必要です。

(3) バリアフリー化に向けた基本方針

1. まちづくりと連携した高田馬場駅周辺における利便性の高いバリアフリー化を目指します。
2. 福祉施設等が集積したエリアにおける一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。
3. 賑わいのある早稲田通り周辺におけるバリアフリー化を目指します。
4. 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

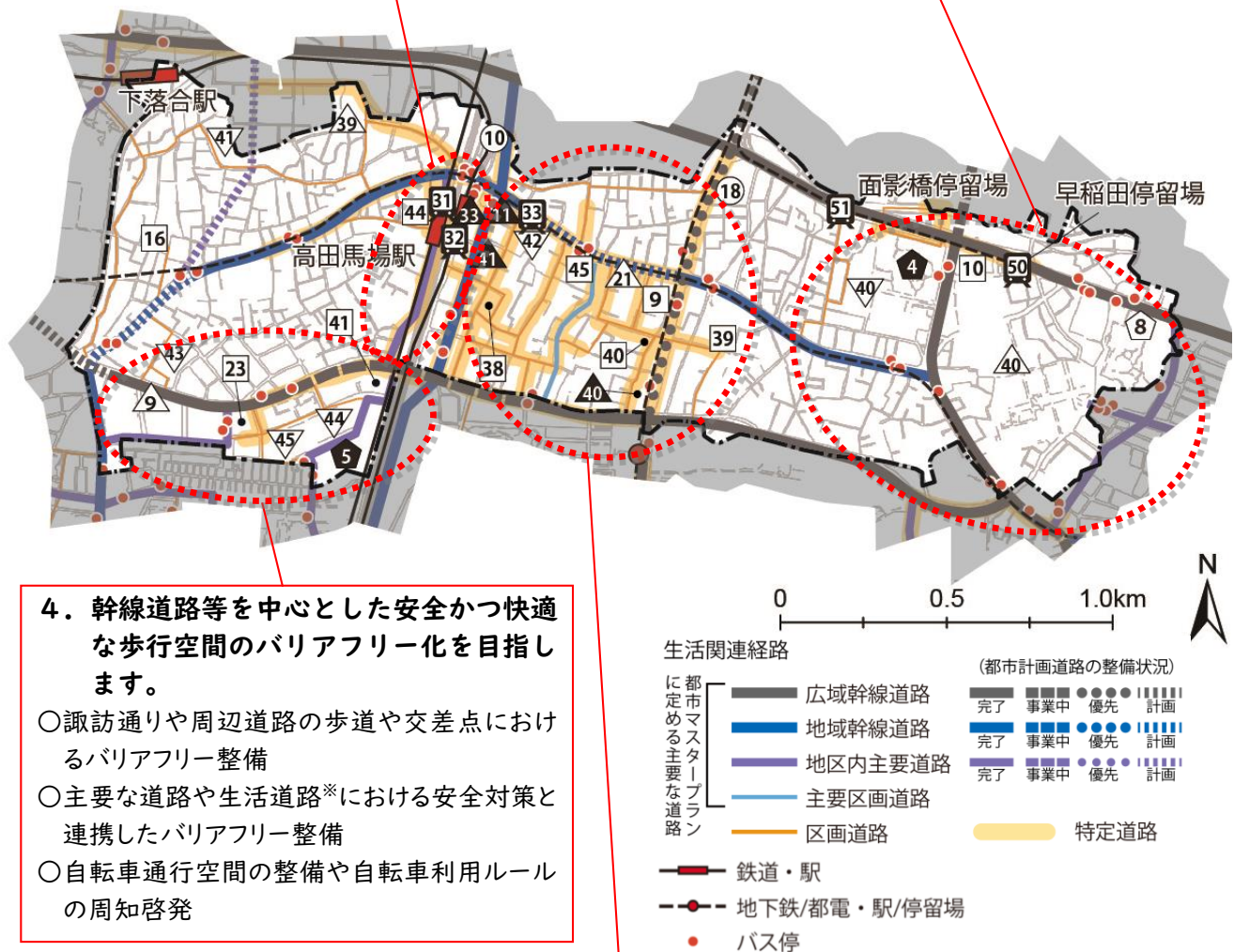
(4) 方針図

1. まちづくりと連携した高田馬場駅周辺における利便性の高いバリアフリー※化を目指します。

- 利便性の高い乗換ルートの整備や、バリアフリールート※の案内・人的支援の充実
- 利用者の多い施設周辺の歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 坂道における休憩場所や手すり等の設置

3. 賑わいのある早稲田通り周辺におけるバリアフリー化を目指します。

- 沿道施設と連携した敷地と道路の段差解消
- 坂道における休憩場所や手すり等の設置



4. 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 諏訪通りや周辺道路の歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 主要な道路や生活道路※における安全対策と連携したバリアフリー整備
- 自転車通行空間の整備や自転車利用ルールの周知啓発

2. 福祉施設等が集積したエリアにおける一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。

- 利用者の多い施設周辺の歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 幅員が狭い生活道路における誘導用ブロック※の維持管理と当事者の意見を踏まえた整備方法の検証
- 鉄道駅に隣接する敷地と連携した利便性の高いバリアフリールートの確保
- 沿道施設と連携した注意喚起看板の設置や、路上駐車対策などによる安心・安全な移動の確保
- 困っている人への声かけや手助けなど、こころのバリアフリー※の推進

戸塚地域 生活関連施設一覧	
 旅客施設	 商業施設
 高田馬場駅(JR)	 FIビル(ドン・キホーテ 高田馬場駅前店他)
 高田馬場駅(西武)	 BIGBOX 高田馬場
 高田馬場駅(東京メトロ[東西線])	 オリニック早稲田店
 早稲田停留場(都電荒川線)	 高田馬場ヒルサイドパレス(ピーコック・しまむら)
 面影橋停留場(都電荒川線)	 宿泊施設
 公共施設・郵便局	 リーガロイヤルホテル東京
 戸塚特別出張所・戸塚地域センター	 都市公園等
 戸塚警察署	 甘泉園公園
 福祉施設	 西戸山公園
 高田馬場地域交流館・高田馬場第二児童館	 その他
 西早稲田地域交流館	 戸塚第一小学校
 高田馬場シニア活動館	 戸塚第三小学校・高田馬場第一児童館
 新宿けやき園	 戸塚第二小学校・戸塚第二幼稚園
 日本点字図書館	 新宿 NPO 協働推進センター
 日本視覚障害者団体連合	 新宿西戸山中学校
 東京都盲人福祉協会	 西戸山小学校
 障害者生活支援センター	
 高田馬場福祉作業所・新宿リサイクル活動センター	
 新宿区社会福祉協議会・戸塚高齢者総合相談センター	
 文化・教養・教育施設	
 西戸山生涯学習館	
 早稲田松竹映画劇場	
 東京富士大学	
 早稲田大学 早稲田キャンパス	

※複数の種別にまたがる複合施設については、下線の施設が該当する種別に分類しています。

7 落合第一地域

(1) 地域の概況

落合第一地域は、西武新宿線の整備に伴い宅地化が進行し、台地部を中心に閑静な住宅地としての骨格が形成されています。

また、地形は豊島台地の高台、神田川や妙正寺川によって浸食された下町低地、台地と低地を結ぶ斜面地によって構成され、坂が多い地域です。



(2) 地域の主な現況と課題

・聖母坂通り



落合第一特別出張所や聖母病院が沿道に立地し、最近では車椅子使用者等が通行しやすい道路整備がされてきました。

今後は沿道施設等と連携した更なるバリアフリー※化が求められています。

・新目白通り



幹線道路の交差点は横断距離が長いため、高齢者や視覚障害者等の安全な横断環境が求められています。

・中落合周辺道路



急な坂道が多く、高齢者等のための休憩施設や手すりの設置などが求められています。

(3) バリアフリー化に向けた基本方針

1. 聖母坂通り周辺における一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。
2. 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。
3. 地区の骨格となる主要な道路のバリアフリー化を目指します。
4. 生活道路※の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

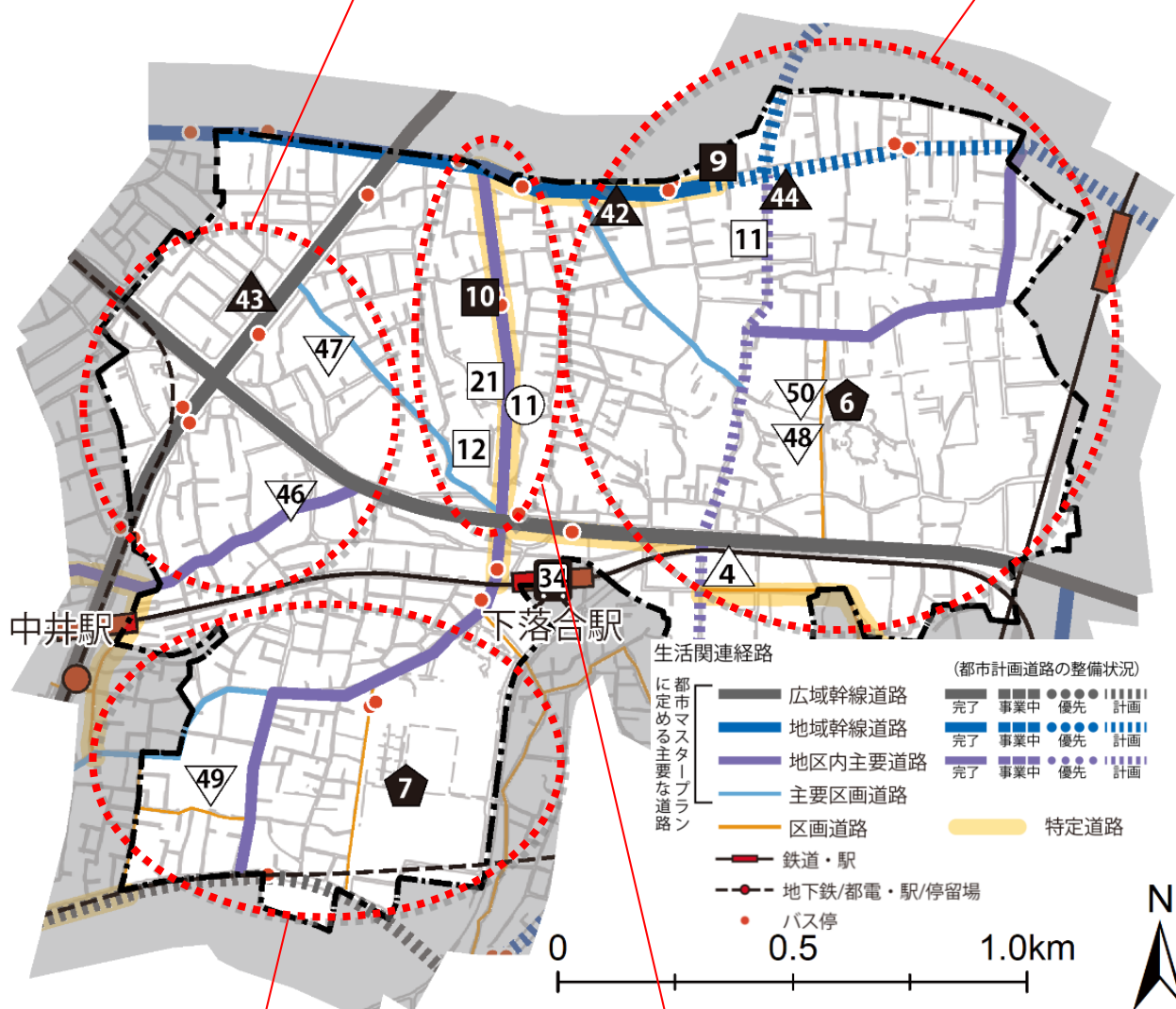
(4) 方針図

2. 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー※化を目指します。

- 新目白通りや山手通りの歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発
- 商店街における沿道敷地と連携した敷地と道路の段差解消
- 坂道における休憩施設や手すり等の設置

4. 生活道路※の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発
- 坂道における休憩施設や手すり等の設置



3. 地区の骨格となる主要な道路のバリアフリー化を目指します。

- 上落中通りの歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 無電柱化※の推進による安全で快適な歩行空間の形成
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発

1. 聖母坂通り周辺における一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。

- 聖母坂通り沿道の敷地と連携した歩行空間の確保や坂道における休憩施設の設置、敷地と道路の段差解消
- 聖母坂通りや周辺道路の歩道や交差点におけるバリアフリー整備

落合第一地域 生活関連施設一覧	
 旅客施設	 商業施設
 34 下落合駅（西武）	 42 オーケー下落合店
 公共施設・郵便局	 43 オリニック中落合店
 11 落合第一特別出張所・落合第一地域センター・落合保健センター	 44 ピーコックストア目白店
 福祉施設	 都市公園等
 11 下落合地域交流館	 6 おとめ山公園
 12 中落合地域交流館・中落合子ども家庭支援センター	 7 落合中央公園
 21 落合第一高齢者総合相談センター	 その他
 保健施設・病院	 46 中落合高齢者在宅サービスセンター
 9 目白病院	 47 落合第一小学校
 10 聖母病院	 48 落合第四小学校
 文化・教養・教育施設	 49 落合第二小学校
 4 下落合図書館	 50 落合中学校

※複数の種別にまたがる複合施設については、下線の施設が該当する種別に分類しています。

8 落合第二地域

(1) 地域の概況

落合第二地域は、西武池袋線・新宿線の開通、幹線道路の整備に伴い宅地化が進行し、台地から中井の斜面地までは閑静な住宅地としての骨格が形成されています。

また、地形は豊島台地の高台、妙正寺川によって浸食された下町低地、台地と低地を結ぶ斜面地によって構成され、坂が多い地域です。



(2) 地域の主な現況と課題

・ 中井駅周辺



西武新宿線側には南北自由通路や駅前広場が整備されましたが、出入口やエレベーター、都営大江戸線との乗換ルートなどの案内が不十分な状況です。

また、駅周辺に坂道が多く、下ってきた自転車と歩行者などが交錯しています。

・中井駅前通り



中井駅の乗換ルートである中井駅前通りの商店街では、店舗入口に段差があるところが多く、歩行空間も狭い状況です。

また、誘導用ブロック※が中井駅出入口において、連続していない状況です。

・西落合周辺道路



自動車の通過交通が多く、沿道には公共施設や福祉施設、学校施設などもあり、安全な歩行空間が求められます。

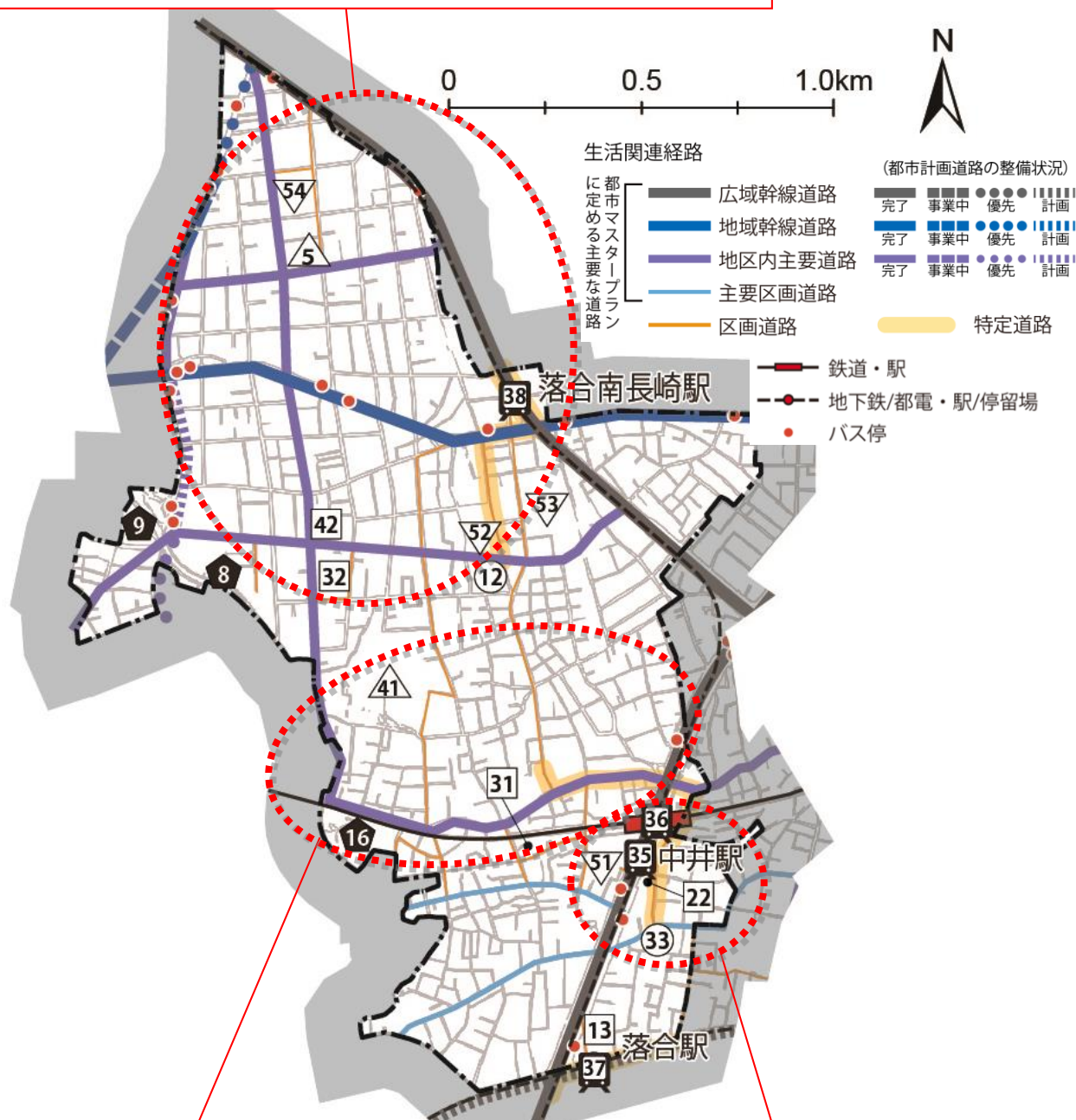
(3) バリアフリー※化に向けた基本方針

1. 中井駅周辺における利便性の高いバリアフリー化を目指します。
2. 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。
3. 地区の骨格となる主要な道路のバリアフリー化を目指します。

(4) 方針図

2. 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー※化を目指します。

- 新青梅街道や周辺道路の歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 交通安全対策に基づく生活道路※のバリアフリー整備
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発



3. 地区の骨格となる主要な道路のバリアフリー化を目指します。

- 中井駅前交差点部におけるバリアフリー整備
- 中井通りや生活道路における安全対策と連携したバリアフリー整備
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発
- 坂道における休憩施設や手すり等の設置

1. 中井駅周辺における利便性の高いバリアフリー化を目指します。

- 各事業者間の連携による連続的なバリアフリー整備
- 中井駅周辺のバリアフリールート※の案内・人的支援の充実
- 商店街における沿道敷地と連携した敷地と道路の段差解消

落合第二地域 生活関連施設一覧	
 旅客施設	 文化・教養・教育施設
 35 中井駅(都営地下鉄[大江戸線])	 5 西落合図書館
 36 中井駅(西武)	 41 目白大学 新宿キャンパス
 37 落合駅(東京メトロ[東西線])	 都市公園等
 38 落合南長崎駅(都営地下鉄[大江戸線])	 8 西落合公園
 公共施設・郵便局	 9 妙正寺川公園
 12 落合第二特別出張所・落合第二地域センター	 16 落合公園
 33 新宿上落合郵便局	 その他
 福祉施設	 51 落合第五小学校
 13 上落合地域交流館・上落合児童館	 52 落合第三小学校
 22 落合第二高齢者総合相談センター	 53 落合第二中学校
 31 中井児童館	 54 落合第六小学校
 32 西落合児童館	
 42 あゆみの家	

※複数の種別にまたがる複合施設については、下線の施設が該当する種別に分類しています。

9 柏木地域

(1) 地域の概況

柏木地域は、小滝橋通り等の幹線道路沿いには業務商業ビルが建ち並び、JR 中央線北側では区画整理が行われた住宅地が形成され、南側では細街路が多い地域です。

また、青梅街道沿道の副都心エリアの周辺は、都市計画道路※の整備や市街地再開発事業が進んでいます。



(2) 地域の主な現況と課題

・新宿大ガード西交差点



交差点・横断歩道における視覚障害者等の安全な横断のためのエスコートゾーン※が未設置であり、周辺の敷地との段差が多い状況です。

・ 青梅街道



現在工事中であり歩道が狭く、動線の変更や舗装のがたつきがあり、誘導用ブロック※が部分的に未整備な状況です。

・ 小滝橋通り

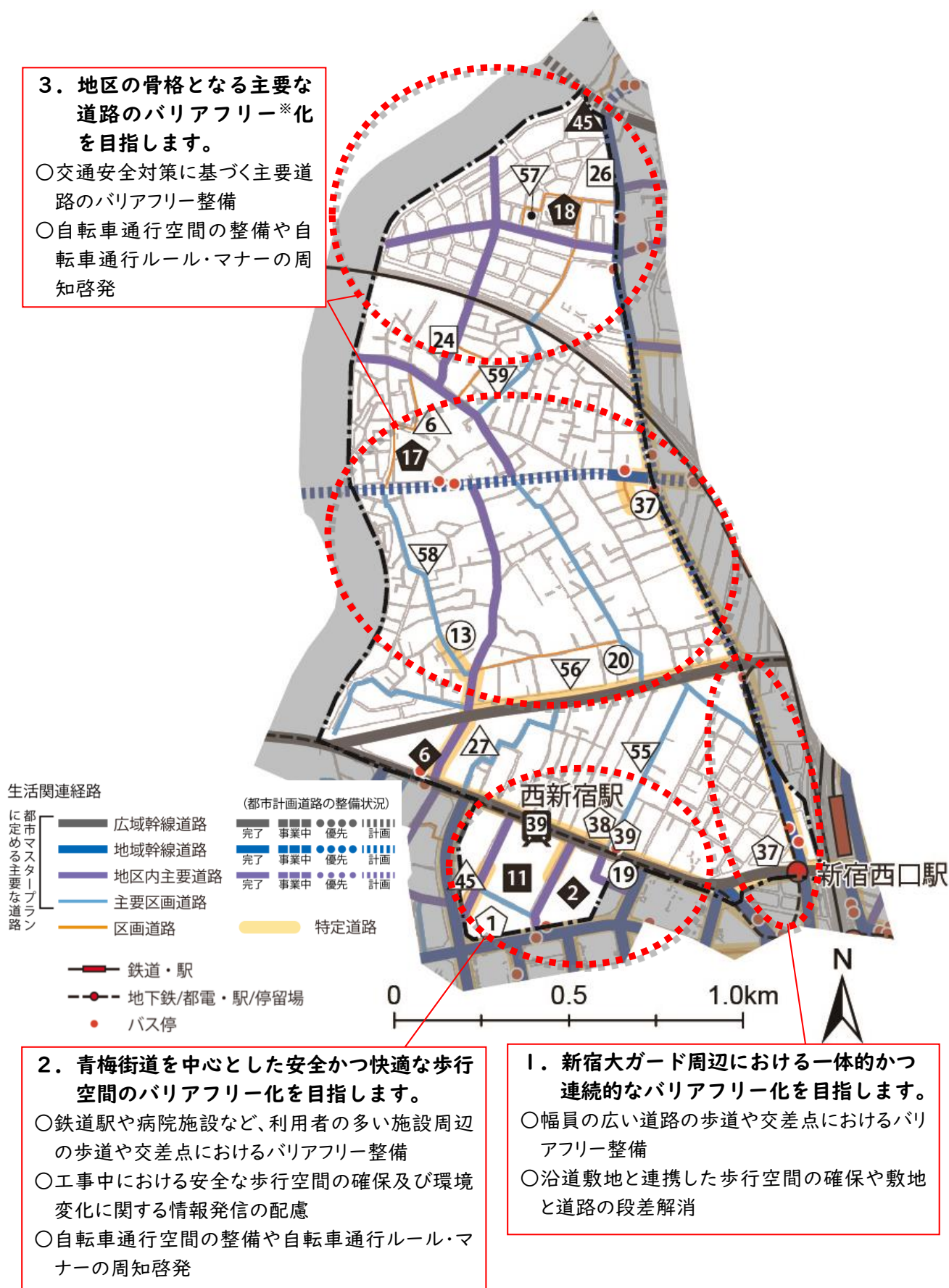


通勤時などは歩道上を走行する自転車が多く、歩行者と自転車が交錯している状況です。

(3) バリアフリー※化に向けた基本方針

1. 新宿大ガード周辺における一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。
2. 青梅街道を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。
3. 地区の骨格となる主要な道路のバリアフリー化を目指します。

(4) 方針図



柏木地域 生活関連施設一覧	
 旅客施設	 宿泊施設
 西新宿駅（東京メトロ〔丸ノ内線〕）	 ヒルトン東京
 公共施設・郵便局	 イビス東京新宿
 柏木特別出張所・北新宿地域交流館・ 柏木地域センター・北新宿第一児童館	 ホテルローズガーデン新宿
 新宿警察署	 西鉄イン新宿
 新宿税務署	 都市公園等
 東京法務局新宿出張所	 北新宿公園
 福祉施設	 北柏木公園
 柏木高齢者総合相談センター	 大規模建築物
 東京都子供家庭総合センター	 新宿アイランドタワー
 保健施設・病院	 新宿フロントタワー
 東京医科大学病院	 その他
 文化・教養・教育施設	 西新宿中学校
 北新宿図書館・北新宿第二地域交流館・ 北新宿子ども家庭支援センター・北新宿生涯学習館	 大智学園高等学校
 ベルサール新宿グランド	 東京母子愛育会保育園
 産業会館（BIZ 新宿）	 柏木小学校
 商業施設	 淀橋第四小学校・淀橋第四幼稚園
 いなげや新宿小滝橋店	

※複数の種別にまたがる複合施設については、下線の施設が該当する種別に分類しています。

10 新宿駅周辺地域

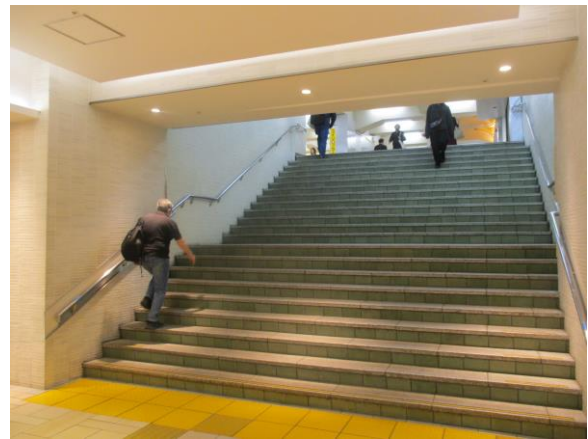
(1) 地域の概況

新宿駅周辺地域は、都心部と郊外を結ぶ重要な交通拠点である鉄道駅やバスターミナルが立地しています。新宿駅東口は、歌舞伎町や新宿通りの百貨店を中心とする繁華街として、また、新宿駅西口は、駅舎に続く百貨店や商業地に加え、淀橋浄水場の廃止に伴い建設された超高層ビルの林立する業務商業の集積するまちとして、大きく発展を遂げています。



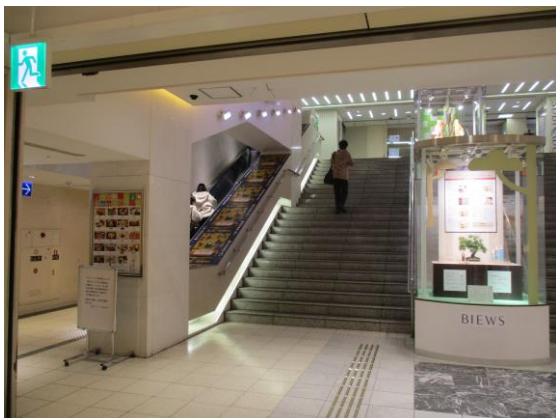
(2) 地域の主な現況と課題

・新宿駅



新宿駅は乗換の経路が複雑で段差があり、歩行者流動の集中や交錯が多く、駅の出入口がわかりにくい状況です。

・新宿駅東口周辺



地下通路と鉄道駅・商業施設などの各施設間には段差があり、車椅子使用者等の単独での移動が困難な状況です。

・新宿駅西口周辺



地域内の階層移動は、階段での移動又は道路を大きく迂回した移動が基本となっており、車椅子使用者等の移動が困難な状況です。

(3) バリアフリー※化に向けた基本方針

1. 新宿グランドターミナルの一体的な再編と連携した利便性の高いバリアフリー化を目指します。
2. まちづくりと連携した新宿三丁目駅周辺における利便性の高いバリアフリー化を目指します。
3. 超高層ビルが林立する新宿駅西口周辺における一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。
4. 歌舞伎町地区における安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。
5. 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。
6. 地区の骨格となる主要な道路のバリアフリー化を目指します。
7. 高齢者や障害者等への配慮とこころのバリアフリー※の推進を目指します。

6. 地区の骨格となる主要な道路のバリアフリー※化を目指します。

○再開発事業等のまちづくりと連携した歩道や交差点におけるバリアフリー整備

○無電柱化※の推進による安全で快適な歩行空間の形成

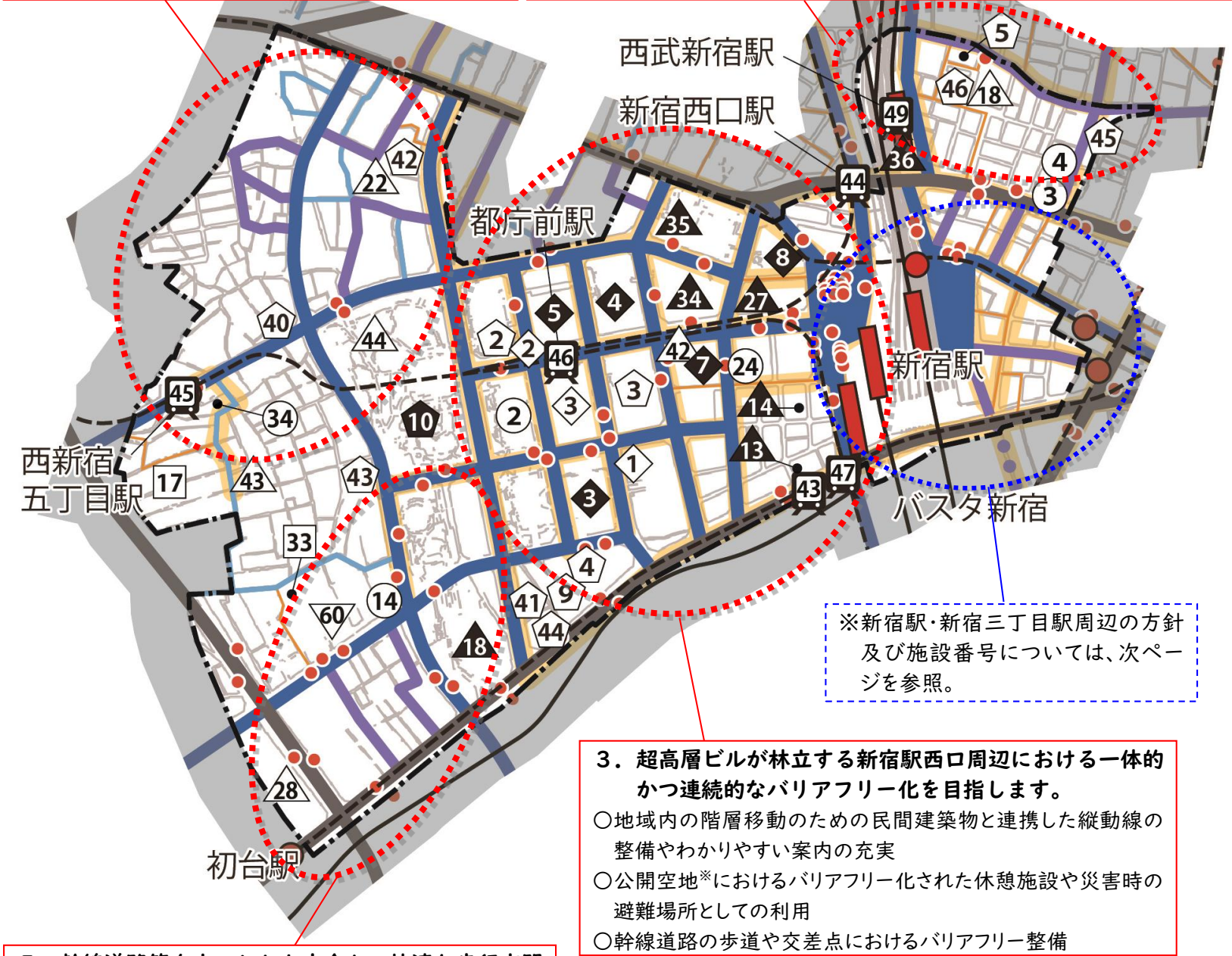
4. 歌舞伎町地区における安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

○利用者の多い施設周辺の歩道や交差点におけるバリアフリー整備

○沿道の敷地と連携した歩行空間の確保や敷地と道路の段差解消

○高齢者や障害者等の通行を妨げる路上等障害物の撤去、移設

○自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発



5. 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

○公共施設や商業施設周辺の歩道や交差点におけるバリアフリー整備

○生活道路※における安全対策と連携したバリアフリー整備

3. 超高層ビルが林立する新宿駅西口周辺における一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。

○地域内の階層移動のための民間建築物と連携した縦動線の整備やわかりやすい案内の充実

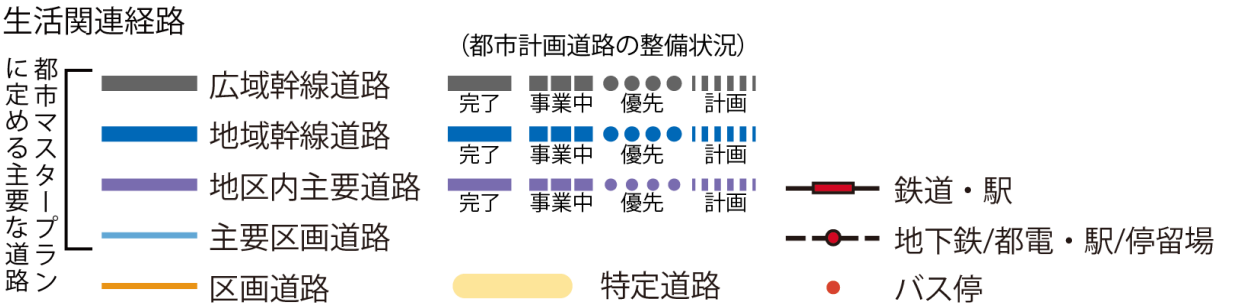
○公開空地※におけるバリアフリー化された休憩施設や災害時の避難場所としての利用

○幹線道路の歩道や交差点におけるバリアフリー整備

※新宿駅・新宿三丁目駅周辺の方針及び施設番号については、次ページを参照。

新宿駅周辺地域 生活関連施設一覧	
旅客施設	新宿センタービル
新宿駅(都営地下鉄[新宿線])	新宿野村ビル
新宿西口駅(都営地下鉄[大江戸線])	西武新宿ペペ・新宿プリンスホテル
西新宿五丁目駅(都営地下鉄[大江戸線])	宿泊施設
都庁前駅(都営地下鉄[大江戸線])	2 ハイアットリージェンシー東京
新宿駅(都営地下鉄[大江戸線])	3 京王プラザホテル
西武新宿駅(西武)	4 新宿ワシントンホテル
公共施設・郵便局	5 アパホテル新宿歌舞伎町タワー
2 東京都庁・島しょ保健所	9 新宿ワシントンホテル新館
3 新宿区役所 第一分庁舎	40 東急ステイ西新宿
4 新宿区役所 本庁舎	41 サンメンバーズ東京新宿
14 角筈特別出張所・角筈地域センター・角筈図書館・角筈区民ホール	42 ダイワロイネットホテル西新宿
24 新宿郵便局	43 ザノット東京新宿
34 西新宿四郵便局	44 京王プレッソイン新宿
福祉施設	45 シタディーンセントラル新宿東京
17 西新宿シニア活動館・角筈高齢者総合相談センター	46 ホテルウィングインターナショナル新宿
33 西新宿児童館	都市公園等
文化・教養・教育施設	10 新宿中央公園
18 新宿東宝ビル・ホテルグレイスリー新宿	駐車場
22 芸能花伝舎	1 西新宿第四駐車場
28 東京オペラシティ	2 都庁前駅駐車場
42 エ学院大学 新宿キャンパス	3 都庁大型駐車場
43 新宿養護学校	大規模建築物
44 エコギャラリー新宿	3 新宿 NSビル
商業施設	4 新宿三井ビル
3 ヤマダ電機 LABI 新宿西口館	5 新宿住友ビル
14 ヨドバシカメラ新宿西口本店	7 エステック情報ビル
18 新宿パークタワー・パークタワーホール・パークハイアット東京	8 新宿エルタワー
27 ブックファースト新宿店	その他
	60 西新宿小学校

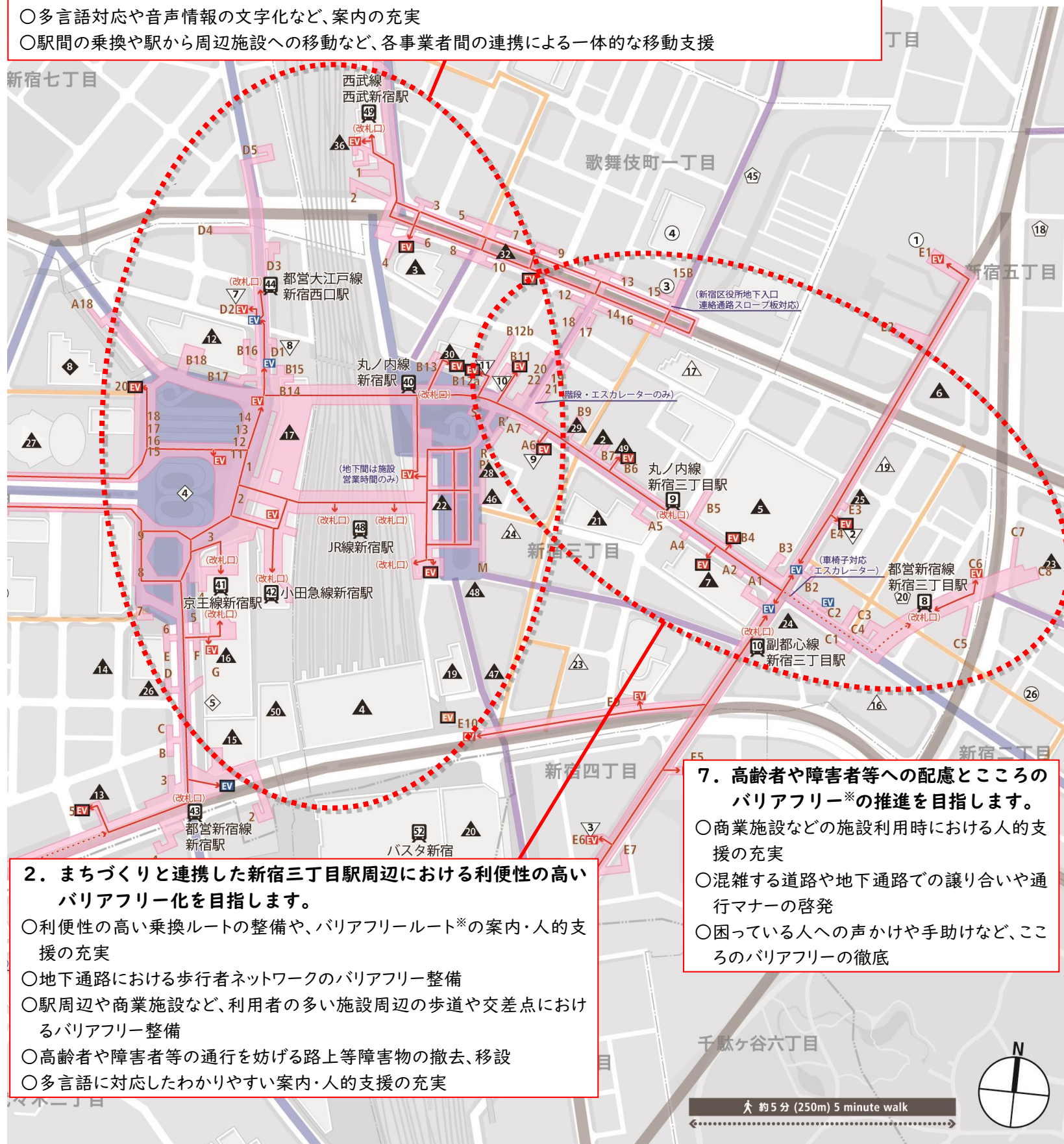
※複数の種別にまたがる複合施設については、下線の施設が該当する種別に分類しています。



【新宿駅周辺拡大図】

1. 新宿グランドターミナルの一体的な再編と連携した利便性の高いバリアフリー※化を目指します。

- 各事業者間の連携による一体的かつ連続的なバリアフリー整備
- 再編と併せた駅周辺の施設や道路のバリアフリー整備
- 当事者の意見を踏まえたバリアフリー整備
- 多言語対応や音声情報の文字化など、案内の充実
- 駅間の乗換や駅から周辺施設への移動など、各事業者間の連携による一体的な移動支援



2. まちづくりと連携した新宿三丁目駅周辺における利便性の高いバリアフリー化を目指します。

- 利便性の高い乗換ルートの整備や、バリアフリールート※の案内・人的支援の充実
- 地下通路における歩行者ネットワークのバリアフリー整備
- 駅周辺や商業施設など、利用者の多い施設周辺の歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 高齢者や障害者等の通行を妨げる路上等障害物の撤去、移設
- 多言語に対応したわかりやすい案内・人的支援の充実

7. 高齢者や障害者等への配慮とこころのバリアフリー※の推進を目指します。

- 商業施設などの施設利用時における人的支援の充実
- 混雑する道路や地下通路での譲り合いや通行マナーの啓発
- 困っている人への声かけや手助けなど、こころのバリアフリーの徹底

新宿駅周辺地域 生活関連施設一覧	
旅客施設	▲ ビックロ
40 新宿駅(東京メトロ[丸ノ内線])	▲ ルミネエスト
41 新宿駅(京王)	▲ 110ビル
42 新宿駅(小田急)	▲ ブックファースト新宿店(再掲)
43 新宿駅(都営地下鉄[新宿線])(再掲)	▲ ヨドバシカメラ新宿東口
44 新宿西口駅(都営地下鉄[大江戸線])(再掲)	▲ 丸井新宿東口ビル
48 新宿駅(JR)	▲ 新宿アルタ
49 西武新宿駅(西武)(再掲)	▲ 新宿サブナード
52 バスタ新宿	▲ 西武新宿ペペ・新宿プリンスホテル(再掲)
公共施設・郵便局	▲ FFビル
3 新宿区役所 第一分庁舎(再掲)	▲ ドン・キホーテ 新宿東南口店
4 新宿区役所 本庁舎(再掲)	▲ ミラザ新宿
文化・教養・教育施設	▲ T&T IIIビル
23 K's cinema	▲ 新宿ミロード
24 新宿武蔵野館 1・2・3	宿泊施設
商業施設	45 シタディーンセントラル新宿東京(再掲)
2 紀伊国屋書店新宿本店	駐車場
3 ヤマダ電機 LABI 新宿東口館	4 新宿駅西口駐車場
4 ルミネ2・ルミネ the よしもと	5 新宿駅南口駐車場(京王地下駐車場)
12 小田急ハルク	大規模建築物
13 ヤマダ電機 LABI 新宿西口館(再掲)	6 新宿エルタワー(再掲)
14 ヨドバシカメラ新宿西口本店(再掲)	その他
15 ルミネ 1	7 141ビル
16 京王百貨店	8 新宿パレットビル
17 小田急百貨店	9 新宿中村屋ビル
19 FLAGS	10 ヒューリック新宿ビル
20 ニュウマン新宿・ルミネ 0	11 NEWNO・GS 新宿

四谷地域 生活関連施設一覧(一部再掲)	
旅客施設	商業施設
8 新宿三丁目駅(都営地下鉄[新宿線])	5 伊勢丹新宿店
9 新宿三丁目駅(東京メトロ[丸ノ内線])	6 新宿マルイメン
10 新宿三丁目駅(東京メトロ[副都心線])	7 新宿マルイ本館
公共施設・郵便局	▲ ビッグス新宿ビル(アクタス)
1 新宿区役所 第二分庁舎(保健所)・分館	▲ ブラザー・交通公社新宿共同ビル
26 新宿二郵便局	▲ 第2武蔵野ビル(コメ兵新宿店)
文化・教養・教育施設	宿泊施設
16 新宿バルト9・新宿マルイアネックス	18 ホテルサンライト新宿
17 新宿ピカデリー	20 東急ステイ新宿
19 EJ アニメシアター新宿・シネマート新宿	その他
	2 RAINBOW VILLAGE
	3 新四 curumu ビル

※複数の種別にまたがる複合施設については、下線の施設が該当する種別に分類しています。

生活関連経路		エレベーター	
に定める主要な道路	広域幹線道路	EV 地上～地下間	EV 枠なし：始終電間または24時間利用可
	地域幹線道路	EV 地上間	EV 枠あり：時間制限あり
	地区内主要道路	EV 地下間	
	主要区画道路	バリアフリールート	
	区画道路	係員対応が必要なルート	
	地下通路		

(令和3年3月時点)

第4章

移動等円滑化促進方針の実現に向けて

Ⅰ こころのバリアフリー等のソフト施策

全体方針及び地域別方針では、主に施設管理者等が配慮する事項として、施設整備だけでなく、こころのバリアフリー※や人的支援などのソフト施策についても示してきました。

ここでは、促進方針の実現に向けて、区民のこころのバリアフリーの促進や情報提供、マナーの向上など、主に区や区民が取り組むソフト施策について示します。

Ⅰ-Ⅰ こころのバリアフリーの促進

(Ⅰ) こころのバリアフリーの促進に向けた配慮事項

「こころのバリアフリー」とは、障害に対する差別や理解不足からくる「こころの障壁（バリア）」をなくし、障害のある人もない人も共に支え合う地域共生社会を目指すことです。

促進方針では、当事者団体ヒアリングやまちあるきワークショップ※等を通して、区民が取り組むこころのバリアフリーや人的支援等の配慮事項について、基本的な事項と、特定の施設利用者等が対象となる個別事項に分けて、以下のとおり整理しました。区民に促進方針の内容を広く周知し、配慮事項に基づいた行動を働きかけることで、こころのバリアフリーの促進を図ります。

こころのバリアフリーの促進に向けた配慮事項（基本的な事項）

- ・ 多様な障害者の困りごとや支援の方法を学び、理解する。
- ・ 聴覚障害、内部障害※、精神障害、発達障害など、外見では障害があることがわかりにくい人がいることに留意し、適切な手助けや気配りをするよう努める。
- ・ 性的マイノリティ（LGBT）※など、多様な生き方を認め合い、理解を深める。
- ・ 障害の社会モデル※¹を理解し、障害者等から何らかの配慮を求められた時など、支援や周囲への声かけ等の合理的配慮※²を行う。
- ・ 日常生活で困ったときのほか、緊急時や災害時等に周囲の手助けをお願いしやすくするヘルプカード※や、聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用される耳マーク等の普及を推進する。
- ・ マニュアル等に基づいた配慮だけでなく、一人ひとりの特性や状況によって適切な対応が変化することを理解し、高齢者、障害者等の**当事者の意向に沿って対応**する。

太字：高齢者、障害者等の意見の多かった内容

※Ⅰ「障害の社会モデル」とは

「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という考え方をいいます。

※Ⅱ「合理的配慮」とは

障害者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、配慮を求められた人が負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために行う配慮のことをいいます。

■ 配慮事項の取り組み例



右記の3つのマークは、聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方に配慮を求める場合に掲示するほか、施設や交通機関等の窓口などで、それぞれの対応が可能であることを示すマークとしても使用されています。



耳マーク



手話マーク



筆談マーク

(出典：公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン
(国土交通省、平成30年5月))

こころのバリアフリーの促進に向けた配慮事項（個別事項）

- ・施設利用者や施設管理者等は、配慮に欠けた行動や対応により、高齢者、障害者等の移動や利用の支障となることがないように努める。
- ・施設利用者は、施設内の駐車場を利用する際、車椅子使用者用駐車施設を必要とする人が利用できるよう配慮する。
- ・施設利用者は、エレベーターや車椅子使用者用便房を必要とする人が利用できるよう配慮する。
- ・施設利用者は、エスカレーターでは、片側の手足などが麻痺しているため右側の手すりを掴む人や、子どもの安全のために手を繋いで2列で乗る人がいることに配慮する。
- ・公共施設をはじめ、飲食店、病院、宿泊施設等において、盲導犬や介助犬など、身体障害者補助犬※の受け入れを拒んではならない。
- ・誘導用ブロック※は視覚障害者が移動するために必要なものであることを理解し、誘導用ブロック周辺に物や自転車を置いたりせず、歩行者が立ち止まる際は、視覚障害者の歩行の支障とならないよう配慮する。
- ・視覚障害者のための音声案内など、歩行中にスマートフォンやイヤホンを利用している障害者に、周囲の人が移動の妨げとならないように配慮し、狭い歩道や通路では譲り合って通行する。
- ・鉄道やバスの優先席は、優先席を必要とする人が利用できるよう配慮する。
- ・車椅子使用者が鉄道やバスなどに乗車する際、車椅子使用者が困っている場合には、他の乗客も声掛け、協力することで、互いに気持ちよく利用できるよう配慮する。
- ・車椅子使用者が歩道通行時に平坦な道を利用できるよう、歩行者はすれ違いの際に配慮する。

太字：高齢者、障害者等の意見の多かった内容



エスカレーター『歩かず立ち止まろう』
キャンペーンポスター
(出典：東京都ホームページ)



補助犬同伴に関する啓発ポスター
(出典：厚生労働省ホームページ)

(2) こころのバリアフリー※の促進に向けた取組み

区の障害者福祉施策を総合的かつ計画的に展開していくための「新宿区障害者計画(令和3年3月策定)」では、個別目標として「こころのバリアフリーの促進」を掲げ、啓発活動や教育による障害理解の促進や交流機会の拡大、充実による理解の促進などを図ることとしています。

促進方針では、まちあるきワークショップ※等で特に意見の多かった内容を踏まえ、障害者計画に基づいた取組みについて示します。

①ヘルプカード※の作成及び配布

ヘルプマーク※やヘルプカードは、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自分の障害への理解や支援を求めるためのものです。

ヘルプマークやヘルプカードの周知啓発により、これらを身に着けた方を見かけた周囲の人達が、電車内で席を譲る、困っているようであれば声をかける等の行動をとることが自然にできる共生社会の実現を進めていきます。



②新宿区内障害者福祉施設共同バザール・障害者作品展

新宿区内障害者福祉施設共同バザール・障害者作品展は、障害のある方の日頃の活動と地域生活を広く紹介することで、障害のある方とない方の相互理解を深め、こころのバリアフリーを促進することを目指し、毎年、障害者週間(12月3日～12月9日)に合わせて開催しています。

これまで、知的障害の疑似体験や車椅子体験、ステージパフォーマンスなど、様々な催しを実施してきました。

引き続き、こうした機会を通して、障害理解の促進に取り組んでいきます。



令和元年度 新宿区内障害者福祉施設共同バザール・障害者作品展の様子

③ユニバーサルデザインまちづくりガイドブックの配布

区では、区民参加型ワークショップを開催し、生活者や利用者の視点からユニバーサルデザイン※についてまとめたガイドブックを作成しています。

誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちにしていけるためのまちづくりの工夫や、配慮が必要な様々な人の紹介、お店でできるおもてなしの対応例、災害時・防災訓練時の配慮、区民一人ひとりが実践するところのバリアフリー等の内容を広く周知し、ユニバーサルデザインまちづくり※を進めるため、ガイドブックを配布しています。

しんじゅく 新宿区 ユニバーサルデザインまちづくり ガイドブック	
イメージキャラクター 「ユーディ」	
第一章 ユニバーサルデザインってなんだろう	11
第二章 さまざまな人が暮らす新宿	25
第三章 さまざまなニーズへの対応を知ろう	35
1. おもてなし	35
2. 貼り紙やチラシ	43
3. 施設整備	51
4. 防災訓練	65
第四章 わたしたちができることはなんだろう	71

④ユニバーサルデザインまちづくり普及啓発動画の配信

区では、全ての人が安全で、安心して、快適に暮らすことができるまちの実現を図る「ユニバーサルデザインまちづくり」の取組みを、区民の皆さんにもっと知ってもらうため、動画を作成しました。

動画では、身近なモノにあるユニバーサルデザインの考え方を、クイズ形式で紹介しています。また、区内施設（四ツ谷駅、コモレ四谷など）における誰もが移動・利用しやすくなる工夫について、気づき・発見を紹介しています。

動画は右記の二次元バーコード※を読み取ることで視聴できます。



(3) こころのバリアフリーの促進における新たな課題

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、人々の生活に大きな影響を与え、高齢者、障害者等の外出においてもこれまでとは異なる困りごとが生まれています。また、「新しい生活様式(ニューノーマル)」が推奨される中、デジタル技術を活用したリモート化や無人化が進み、高齢者、障害者等には使うことが難しい技術があったり、コミュニケーション上の問題が生まれたりしています。「新しい生活様式(ニューノーマル)」においても、人による支援が必要な人がいることに留意し、引き続き情報収集に努めます。

■ 新型コロナウイルス感染症の影響等による困りごと例

- ・ ソーシャルディスタンス確保の影響で声を出すこと、相手に触ることへの抵抗が強くなり、声掛けが減ってホームや横断歩道等で危険を感じている。
- ・ 介助(接触)が必要な視覚障害者、知的障害者等はヘルパーが頼みにくく外出機会が減っている。
- ・ 聴覚障害者が、マスクにより口形を読み取ることができずコミュニケーションに困難を感じている。
- ・ 店舗や駅、金融機関等で無人化やディスプレイによる処理が増え、視覚障害者等が利用できない。

1-2 情報提供

高齢者、障害者等の円滑な移動を確保するためには、施設や道路のバリアフリー※化を行うとともに、施設や道路のバリアフリーに関する情報の提供や情報アクセス、コミュニケーション支援が重要です。

また、近年ではアプリ※開発などのデジタル技術が進展し、情報提供手段が増えている一方で、一部の高齢者や障害者にとっては移動等に関する情報入手が困難な状況であることに留意する必要があります。

(1) バリアフリーに関する情報の提供

施設や道路のバリアフリーに関する情報については、その情報を管理する施設管理者等や自治体、公益財団法人等により個別に情報提供が行われ、経路検索等のサービスも普及しています。利用者が容易に情報を入手でき、使い勝手を良くするためには、今後の情報社会の進展を踏まえ、情報の共通化などが重要です。

情報提供については、区では現在、「新宿らくらくバリアフリーマップ」や「音声道案内」を作成し、施設や道路に関する情報提供を行っています。

○新宿らくらくバリアフリーマップ

「新宿らくらくバリアフリーマップ」は、高齢者や障害者、子ども連れの家族などに、区内の公共施設や商業施設、公園等のバリアフリー情報を提供するオンラインマップです。PC とスマートフォンに対応し、現在地付近のバリアフリー施設や、利用したいバリアフリー情報の検索が簡単にできます。

また、バリアフリーマップを促進方針の中に位置づけることで、区は、バリアフリー法※に基づき、施設管理者や道路管理者に対して、情報の提供を求めることができます。

今後も適切に情報の管理、更新を図っていきます。



「新宿らくらくバリアフリーマップ」のイメージ

○音声道案内

「新宿区らくらくバリアフリーマップ」とあわせ、視覚障害者のために、区内の主要施設について近くの駅から地図によらない「音声道案内」を作成しています。

再生

停止

文字拡大

文字縮小

新宿区役所 本庁舎までのJR 新宿駅 東口改札からおよそ徒歩11分、距離500メートルの道案内を行います。

目的地は東口改札を背にして、およそ右まえ2時うえの方向にあります。

点字ブロックは、ほぼ完全に敷設しており、道案内も点字ブロックに沿って説明します。

1 改札口を背にして構内を正面12時の方向へ15メートルほどすすむと、T字形の点字ブロックがあります。参考あり。

(参考: 点字ブロックのある改札口より案内します。有人改札は左側にあります。参考おわり)

「音声道案内」の作成例(※図中に記載の内容が音声として流れます)

(2) 情報アクセス

新宿区公式ホームページでは、インターネット利用の習熟度、障害の有無、年齢に関わらず、利用される全ての方が状況に応じて快適に閲覧できるホームページの実現に努めます。

また、ウェブサイトのアクセシビリティ※に関する JIS 規格 (JIS X 8341-3:2016 「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部:ウェブコンテンツ」) の対応 (適合レベルAAに一部準拠することを目指す) を進めていきます。

今後の取り組みとして、運用ルールの見直し等により、作成・更新するウェブページのアクセシビリティを確保できるよう努めます。

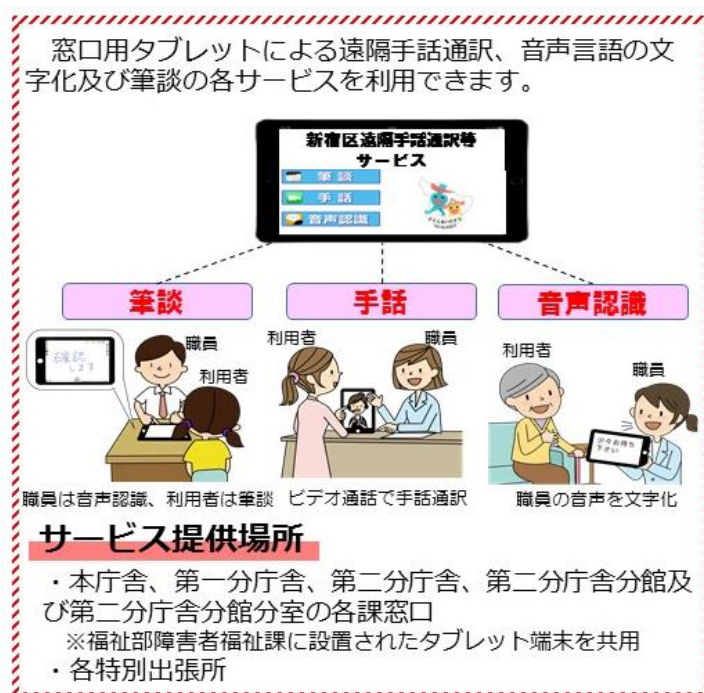


新宿区公式ホームページの一例

(3) 障害の特性に応じたコミュニケーション支援

区では、令和2年6月に施行した「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」に基づき、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、意思疎通を図る際に手話等の手段が必要な来庁者が行政手続等を行う際に、タブレット端末やスマートフォン等を利用した遠隔手話通訳等サービスを実施しています。

この他にも手話通訳者・要約筆記者の設置など、コミュニケーション支援の充実について今後も取り組んでいきます。



窓口用タブレットによる遠隔手話通訳等サービス

Ⅰ-3 その他のソフト施策

こころのバリアフリー※や情報提供のほか、まちあるきワークショップ※等で特に意見の多かった内容で、関連する施策について示します。

(1) 自転車通行ルール・マナーの啓発

一部の自転車利用者が、「歩道は歩行者優先」、「車道の左側を走る」などの基本的な交通ルールを守らない等、不適切な利用をすることで、歩行者が危険を感じることや、歩行者の通行を妨害するケースがあります。

区では、全ての人が快適に道路を活用できるよう、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」や「新宿区自転車ネットワーク計画」を策定し、放置自転車の撤去や駐輪場の整備、自転車通行空間の整備を推進するとともに、自転車等を利用する人の通行ルール・マナー等の向上を図るため、「自転車安全利用五則」※の周知・啓発等に取り組んでいます。



自転車通行ルール・
マナーの啓発のための
街頭活動



区内小学校での
交通安全教室

(2) 路上等障害物による通行の障害の防止

区では、区民等が公共の場所を快適に通行することができるようするため、「新宿区路上等障害物による通行の障害の防止に関する条例」を制定し、駅周辺や繁華街を中心に、区民や警察署、道路管理者と連携し、路上等障害物の設置者への指導等に取り組んでいます。



(3) 災害時を想定した高齢者、障害者等への支援や対応の充実

促進方針では、区立小中学校など51箇所の避難所を生活関連施設に設定しており、バリアフリー※化の促進に向けた取組みの働きかけを行います。

一方で、避難所がバリアフリー化されるだけでは、高齢者や障害者等の誰もが災害時に安心して避難でき、避難所での生活ができるわけではありません。災害時には放送などの音声による情報発信が増え、十分な情報を得られない聴覚障害者等が困るなど、高齢者や障害者等の災害リスクはとて高くなります。

区では、女性、子ども、高齢者、障害者など多様な視点を取り入れた避難所運営の検討を行い、高齢者、障害者等への支援体制の一層の充実を図るため、配慮を要する方の視点でのワークショップを実施しています。

また、災害時には、隣近所の人との助け合いが重要であり、日頃の地域との交流や、避難の支援が必要な人は、可能な範囲で支援が必要なことを近所や町会の人などに知っておいてもらうことが大切です。

区では、高齢者や障害者等だけでなく、家族や支援者等の日頃の備えや防災の知識、実際に災害が起こった場合の行動を身につけていただくため、「要配慮者防災行動マニュアル」を配布しています。



令和元年度第1回ワークショップの様子



2 移動等円滑化促進方針策定後の進め方

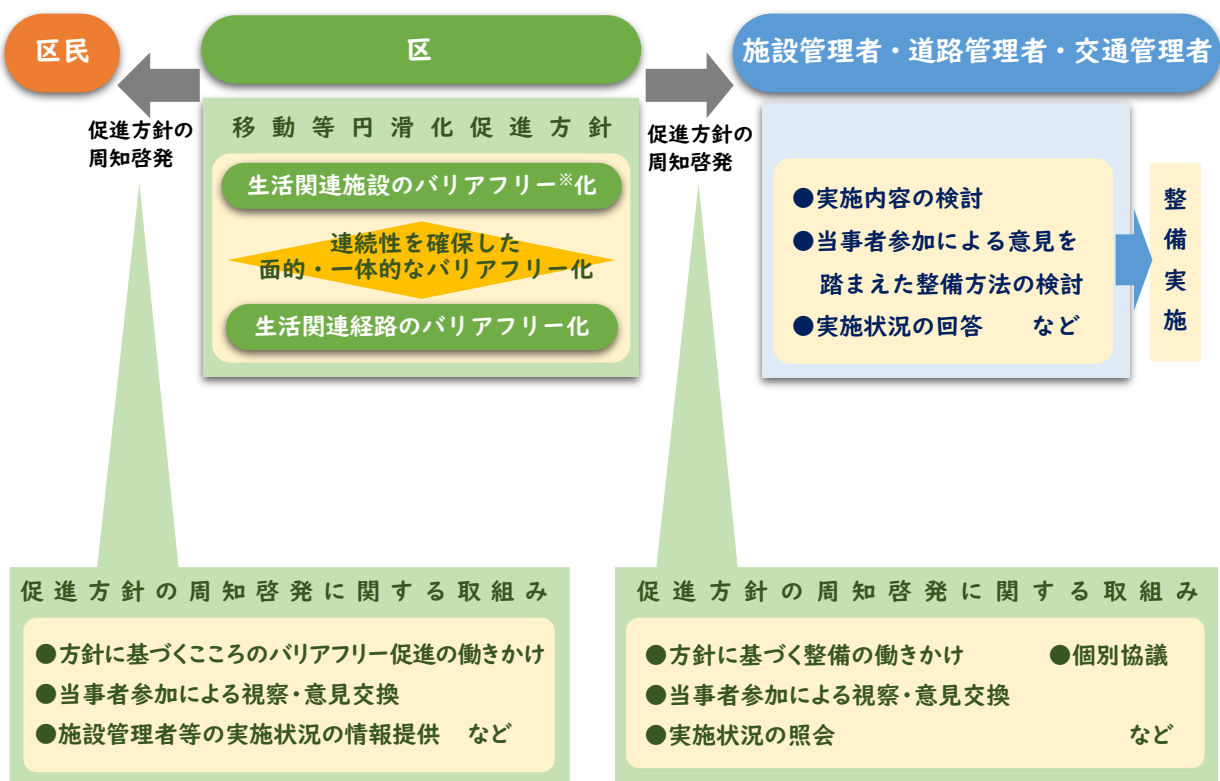
2-1 移動等円滑化促進方針の周知啓発

促進方針に基づくこころのバリアフリー※の促進や整備の働きかけなど、区民や施設管理者等へ促進方針の内容について広く周知啓発していきます。

また、区では、施設管理者等の促進方針に基づく整備の実施状況を取りまとめ、区のホームページ等において公開するなど、区民に情報提供していきます。

特に、特徴的な取組みについては、区による現地確認や高齢者、障害者等の当事者参加による意見交換などを活用し、それらの内容を施設管理者等にフィードバックしていくことで、取組み内容の更なる充実を図っていきます。

■ 移動等円滑化促進方針の周知啓発イメージ

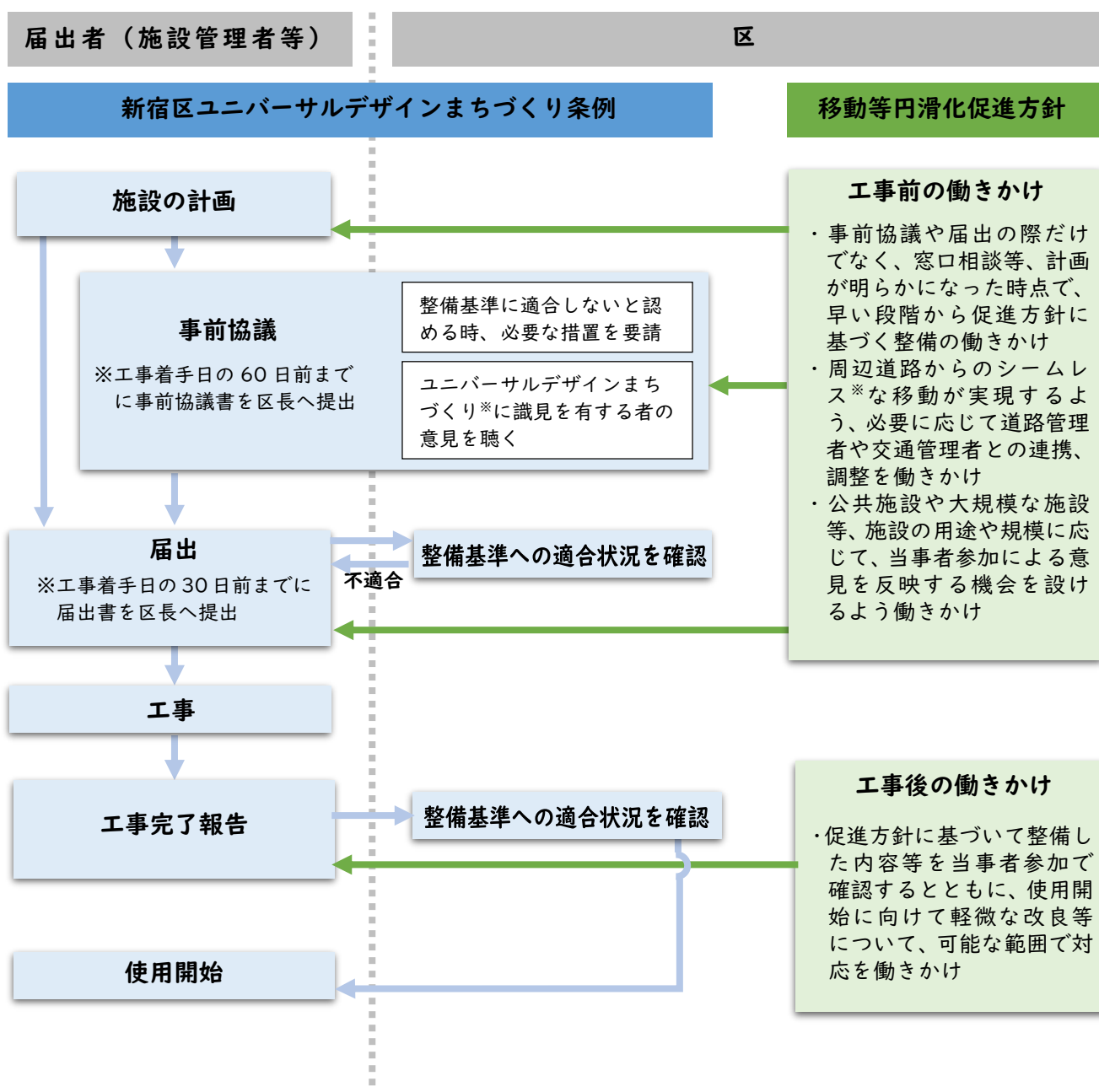


2-2 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく手続きにおける関わり方

UD 条例により、区は新設等をしようとする施設について、事前協議や届出、工事完了報告の制度により、条例で定める整備基準に適合させるよう努め、施設整備の強化を行います。

促進方針では、生活関連施設の改修や生活関連経路上の施設の新設などについて、UD 条例に基づく届出や事前協議の機会をとらえ、「第2章 4-2 バリアフリー化促進に向けた配慮事項」や「第3章 地域別方針」で示す面的・一体的なバリアフリー化を働きかけていきます。特に、周辺道路との連続性を確保するよう、必要に応じて道路管理者や交通管理者との調整や、促進方針に基づいた整備について、高齢者、障害者等の当事者参加による意見を反映するよう努めます。

■ UD 条例に基づく手続きにおける関わり方のイメージ



2-3 バリアフリー法※に基づく届出制度

バリアフリー法において、移動等円滑化促進地区では、旅客施設の建設、道路の新設等であって、他の施設と接する部分について、移動等円滑化に支障を及ぼすおそれのあるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する 30 日前までに区に届け出ることとされています。

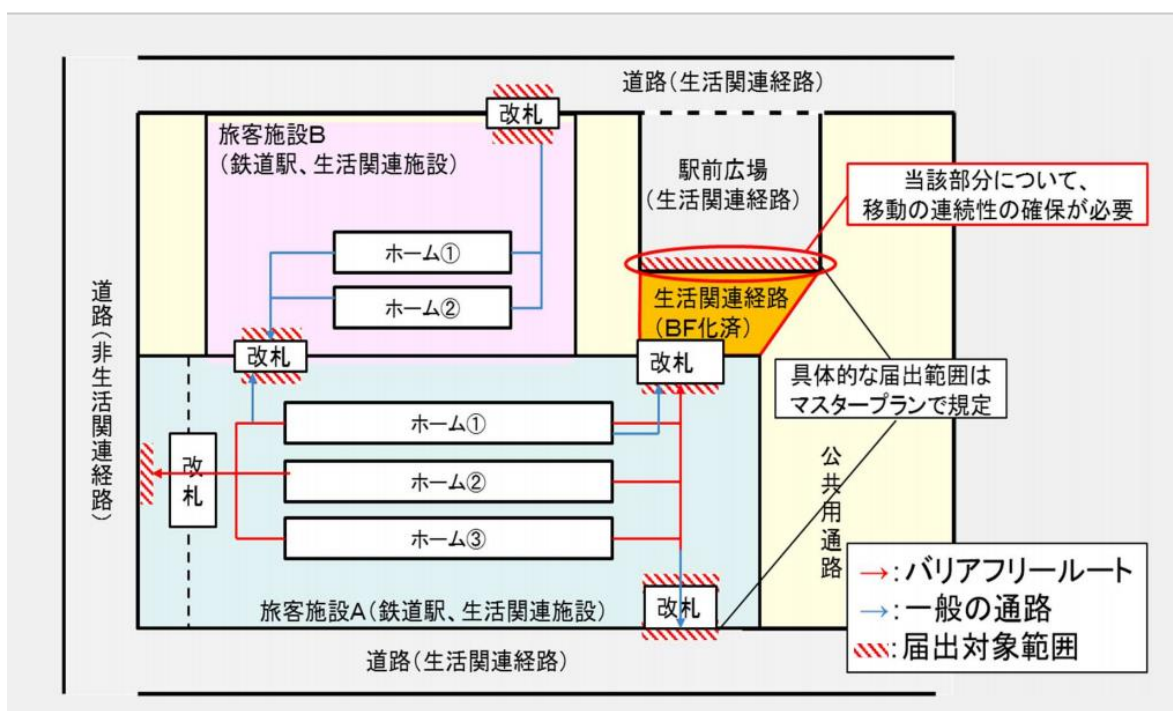
また、区は、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置の実施を要請することができます。

これらの届出制度の活用により、移動の連続性の確保に努めます。

届出対象となる施設及び行為は次のとおりです。

届出対象となる施設	届出対象となる行為
区内全ての旅客施設 (生活関連施設)	下記の部分の新設又は構造若しくは配置の変更 ・ホームから他の旅客施設（生活関連施設）との間の経路 ・ホームから生活関連経路である道路（駅前広場を含む道路法による道路）との間の経路 ・当該施設に接する公共用通路等（道路以外）※との間の経路 ・ホームから連続したバリアフリールート※となる出入口
道路 (生活関連経路)	下記に接する道路（駅前広場を含む道路法による道路）の新設、改築又は修繕 ・旅客施設（生活関連施設）の出入口 ・旅客施設（生活関連施設）に接する公共用通路等（道路以外）※

※公共用通路（道路以外）：旅客施設の営業時間内において、常時一般交通の用に供されている一般交通用施設※（道路以外）であって、旅客施設の外部にあるもの（自由通路など）



届出対象範囲のイメージ

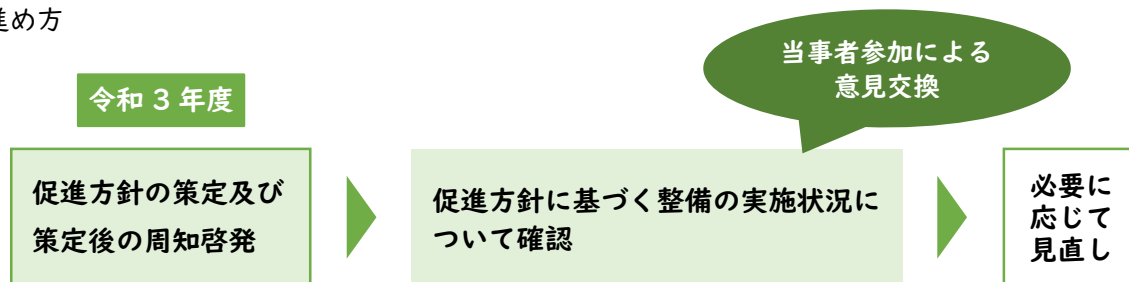
（出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン）

2-4 移動等円滑化促進方針に基づく整備の確認

促進方針策定後は、2-1 から 2-3 に示したとおり、施設管理者等に促進方針の周知啓発を行うとともに、UD 条例やまちづくり、道路整備事業等と連携を図るなど、バリアフリー※化の促進に向けて取り組んでいきます。

また、バリアフリー法では、おおむね 5 年ごとに、促進方針に基づく整備の実施状況について、調査、分析等を行うよう努めることとなっており、高齢者、障害者等の当事者参加による意見交換などを活用し、適切に進めるとともに、必要に応じて促進方針の見直しを行っていきます。

■ 進め方



資料編

I 参考資料

(1) バリアフリー法に関する社会的背景と経緯

<ハートビル法と交通バリアフリー法>

今日の我が国では、本格的な高齢社会の到来や、ノーマライゼーションの理念の浸透、ユニバーサルデザインの考え方の導入により、あらゆる人の利用を念頭に置いた環境づくりが求められています。

このような背景の中、平成 6 年に、不特定多数の人たちが利用し、又は主に高齢者、身体障害者等が利用する建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が制定されました。

さらに、平成 12 年には、公共交通機関と駅などを中心とした地区のバリアフリー化を目標として「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定されました。

<バリアフリー法>

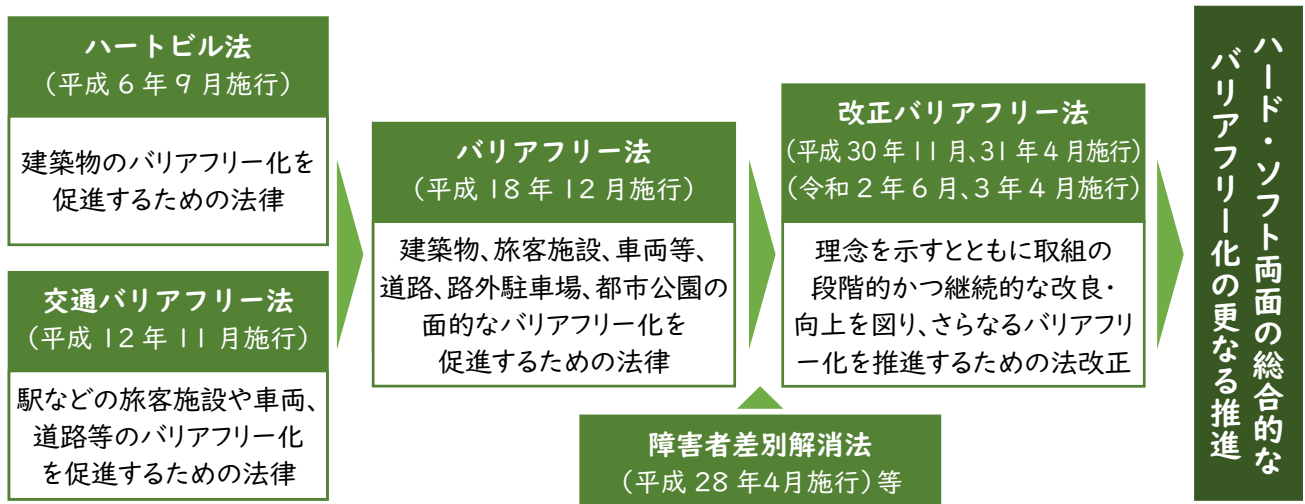
平成 18 年には、対象者を拡大するとともに、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が制定されました。

<改正バリアフリー法>

平成 26 年に批准した国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」、平成 28 年に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」などを受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした更なる取組みの推進を図るため、バリアフリー法が改正されました（平成 30 年 11 月一部施行・平成 31 年 4 月全部施行）。

さらに、施設管理者等によるソフト面の対策強化やこころのバリアフリーの更なる取組の推進を図るための法改正が行われています（令和 2 年 6 月一部施行、令和 3 年 4 月全部施行）。

■ バリアフリー法に関する社会的背景と経緯



(2) 改正バリアフリー法の概要

濃い緑字は平成30年11月1日、平成31年4月1日施行
 緑字は令和2年6月19日施行
 黄緑字は令和3年4月1日施行

1. 基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

2. 国が定める基本方針

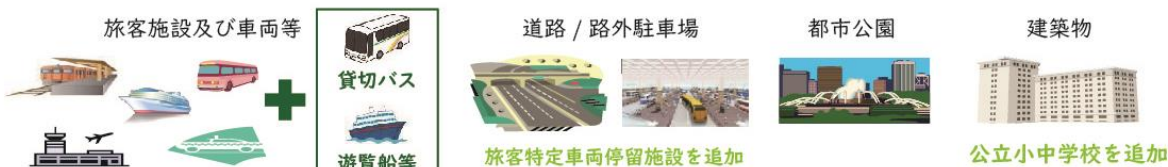
- 移動等円滑化の意義及び目標
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の指針
- 基本構想の指針
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- 情報提供に関する事項
- その他移動等の円滑化の促進に関する事項

3. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

4. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、**情報提供、優先席、車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務**
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守（新設等は義務、既存は努力義務）
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務（一定規模以上の公共交通事業者等）

【バリアフリー化基準適合義務の対象施設】



5. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成する**マスタープラン**や基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「**心のバリアフリー**」に関する**教育啓発特定事業**を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進（マスタープランには具体の事業について位置づけることは不要）
- ・定期的な評価・見直しの努力義務

【マスタープラン及び基本構想のイメージ】



6. 当事者による評価

- ・高齢者・障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価（移動等円滑化評価会議）

国土交通省資料をもとに作成

(3) 移動等円滑化基準等の概要

移動等円滑化基準やガイドライン等は、建築物や道路等のバリアフリー化を実施する際に活用するもので、促進方針の検討においても以下に示す移動等円滑化基準等を活用しています。

■ 移動等円滑化基準等の概要

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	道 路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和3年3月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 令和2年12月
	路外駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	建 築 物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 令和2年10月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	都市公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成24年3月改正
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 令和3年3月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 令和3年3月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔役務編〕	国土交通省 令和3年3月
	道 路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成23年8月
	都市公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成24年3月改訂
	建 築 物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和3年3月改正
条例等	公共交通・道路・都市公園・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	東京都 平成31年3月改正
		新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル	新宿区 令和2年8月
	道 路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
		新宿区移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	新宿区 平成25年3月
	都市公園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
		新宿区移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	新宿区 平成25年3月
	建 築 物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）	東京都 令和3年3月改正
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
	駐 車 場	東京都駐車場条例	東京都 令和元年6月改正
		障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	東京都 平成25年8月

(4) 国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の概要及び目標

移動等円滑化の促進に関する基本方針は、バリアフリー法に基づき、バリアフリー化を総合的かつ計画的に推進するため、各種施設等のバリアフリー化の整備目標等を定めた基本方針のことで、概要を以下に整理します。

1. 移動等円滑化の意義及び目標

次ページに掲載

2. 施設設置管理者が講ずべき措置

<移動等円滑化に関する協議への応諾義務>

- ・ 新たに公共交通事業者等に対し設けられた、移動等円滑化に関する協議への応諾義務について、関係者との積極的な連絡調整・建設的な議論の重要性を記載

<適切な役務の提供>

- ・ 新たに公共交通事業者等に対し遵守義務が設けられた、役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）に関連し、公共交通事業者等に求められる措置（マニュアル作成や教育訓練を通じた対応方法習得、体制確保等）を記載

<高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進>

- ・ 新たに施設設置管理者による広報・啓発活動の努力義務が設けられた、優先席・車椅子利用者用駐車施設等の「高齢者障害者等用施設等」の適正利用について、施設設置管理者に求められる措置（職員等関係者への周知、ポスターの掲示や車内放送による呼びかけ、適正利用が必要な施設である旨の表示等）を記載

3. 移動等円滑化促進方針の指針

<移動等円滑化促進地区の要件>

- ・ マスタープランの対象区域である移動等円滑化促進地区の要件について、
 - 地区全体の面積がおおむね 400ha 未満の地区であること
 - 生活関連施設のうち旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものが所在すること という要件を削除

4. 基本構想の指針

<重点整備地区の要件>

- ・ 基本構想の対象区域である重点整備地区の要件について、
 - 地区全体の面積がおおむね 400ha 未満の地区であること
 - 生活関連施設のうち旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものが所在すること という要件を削除

5. 移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保

<高齢者障害者等用施設等の適正な利用の基本的考え方>

- ・ 国民に対し、高齢者、障害者等による高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる、適正な配慮を行う責務が課されたことを受け、高齢者障害者等用施設等の類型ごとに、適正な利用に係る基本的な考え方を提示

（「移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正について（令和3年4月施行）（国土交通省）」を基に作成）

移動等円滑化の促進に関する基本方針では、バリアフリー化の目標として、令和7年度末までに全国で以下の事項を達成することを目標としています。

■ 各施設等の移動等円滑化の目標（船舶及び航空に関するものは省略）

施設・車両等			令和7年度末までの目標（全国値）
鉄軌道	鉄軌道駅		・ 3,000人以上/日及び基本構想の生活関連施設に位置づけられた2,000人以上/日の施設を原則100% ・ 利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ・ 大規模駅ではバリアフリールートの複数化 ・ 可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小
		ホームドア・可動式ホーム柵	・ 全体で3,000番線 ・ 10万人/日以上以上の駅は800番線
	鉄軌道車両		・ 約70%
バス	バスターミナル		・ 3,000人以上/日及び基本構想の生活関連施設に位置づけられた2,000人以上/日の施設を原則100% ・ 利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	乗合バス	ノンステップバス	・ 約80%（リフト付きバス等を除く）
		リフト付きバス等	・ 適用除外認定車両の約25% ・ 指定空港への路線のバリアフリー車両導入50%
	貸切バス	リフト付きバス等	・ 約2,100台
タクシー	福祉タクシー車両		・ 約90,000台 ・ 各都道府県における総車両数の25%をユニバーサルデザインタクシーとする
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路		・ 約70%
都市公園	特定公園施設（園路・広場）		・ 2ha以上の施設の約70% ・ 利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	駐車場		・ 2ha以上の施設の約60% ・ 利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	便所		・ 2ha以上の施設の約70% ・ 利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
路外駐車場	特定路外駐車場		・ 約75%
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物（2,000㎡以上の特別特定建築物）		・ 約67% ・ 床面積の合計が2,000㎡未満の施設のバリアフリー化促進 ※公立小学校等は文部科学省の目標に沿ってバリアフリー化を実施
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		・ 道路・交通の状況に応じ必要な部分について原則100%（音響式・エスコートゾーン）
基本構想等	促進方針の作成		・ 約350自治体
	基本構想の作成		・ 約450自治体
心のバリアフリー			・ 「心のバリアフリー」の用語の認知度を約50% ・ 高齢者、障害者等の立場を理解して行動できている人の割合を原則100%

（「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終とりまとめ）（国土交通省）」を基に作成）

(5) 新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会設置要綱及び委員名簿

新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第24条の2に基づく、移動等円滑化促進方針の策定を行うため、同法第24条の4に規定する新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 移動等円滑化促進方針(案)の策定に関すること。
- (2) 移動等円滑化促進地区(案)の選定に関すること。
- (3) その他バリアフリーの推進のため区長が必要であると認めた事項に関すること。

(委員の構成)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障害者団体等を代表する者
- (3) 関係行政機関
- (4) 施設設置管理者
- (5) 公安委員会
- (6) 区の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要であると認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成31年(2019年)4月19日から平成34年(2022)年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長、副会長各1人を置く。

- 2 会長は、第3条第2項第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選出される前に招集する会議は、区長が招集する。

（意見聴取等）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（協議結果の報告）

第8条 会長は、第2条に掲げる事項の協議等の結果を区長に報告するものとする。

（事務局）

第9条 協議会の事務を処理するため、事務局を新宿区都市計画部都市計画課に置く。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項、その他必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会 委員名簿

No.	区 分		所 属	役 職 ・ 氏 名
1	学識経験者		中央大学 教授	(会長) 秋山 哲男
2			日本大学 准教授	(副会長) 江守 央
3	障害者団体		新宿区障害者団体連絡協議会	丹羽 太一
4				小沢 隆
5				新谷 友良
6				馬場 雄一
7				亀山 恵
8				藤野 照美
9	高齢者団体		新宿区高齢者クラブ連合会	太田原 武 (第1回協議会) 山田 勲 (第2回協議会以降)
10	子育て等団体		子育てメッセ実行委員会	鶴巻 祐子
11	町会		新宿区町会連合会	大塚 光男 (第2・3・4・5回協議会) 大浦 正夫 (第6回協議会)
12	商店会		新宿区商店会連合会	武居 正
13	関係行政機関	国	国土交通省 関東運輸局 交通政策部	バリアフリー推進課長
14		地方自治体	東京都 都市整備局 都市基盤部	交通政策担当課長
15	施設設置管理者	国道	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所	交通対策課長
16		都道	東京都 第三建設事務所	補修課長
17		鉄道	東京地下鉄(株) 鉄道統括部 計画課	移動円滑化設備整備促進担当課長
18			東日本旅客鉄道(株) 東京支社 総務部 企画室	企画調整課長
19			東京都 交通局	建設工務部 計画担当課長
20			西武鉄道(株)	鉄道本部 計画管理部 鉄道計画課長
21			小田急電鉄(株)	交通企画部 課長
22			京王電鉄(株)	鉄道事業本部 計画管理部 計画担当課長
23		バス タクシー	(社)東京バス協会	専務理事
24			(社)東京ハイヤー・タクシー協会	新宿支部 支部長
25			(公財)東京タクシーセンター	指導部 次長 施設関係首席兼務
26		建物	(株)三越伊勢丹 伊勢丹新宿本店	総務業務部 渉外 次長
27		地下街	新宿サブナード(株)	総務部 調整担当部長
28	公安委員会		警視庁 交通部交通規制課	都市交通管理室長
29			新宿警察署	交通課長
30			戸塚警察署	交通課長
31			四谷警察署	交通課長
32			牛込警察署	交通課長
33	区		総合政策部	総合政策部長
34			総務部	総務部長
35			福祉部	福祉部長
36			子ども家庭部	子ども家庭部長
37			みどり土木部	みどり土木部長
38			都市計画部	都市計画部長
39			新宿駅周辺整備担当部	新宿駅周辺整備担当部長

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

あ行

■ 青延長用押しボタン付き信号機(高齢者等感応式信号)

「青延長用押しボタン」又はタッチ式スイッチの下部スイッチを機能させると、歩行者青時間の延長を行うことができる信号機のこと。

■ アクセシビリティ

高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、施設やサービス、情報等にアクセスし、利用できること。

■ アプリ

アプリケーションソフトウェアの略称。目的にあった作業をする応用ソフトウェアとして、主にスマートフォンに導入されるもの。

■ 一般交通用施設

道路、駅前広場、通路その他の一般交通に関する施設のこと。

■ 移動等円滑化基準

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律を実施するため定められた旅客施設、車両、道路、信号機、路外駐車場、都市公園、建築物等に関する基準のこと。

■ 移動等円滑化の促進に関する基本方針

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に基づき、バリアフリー化を総合的かつ計画的に推進するため、各種施設等のバリアフリー化の整備目標等を定めた基本方針のこと。

■ 移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(道路移動等円滑化基準)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する

法律に基づいて、特定道路の新設または改築や同基準に準じたその他の道路の整備を行うにあたり適合すべき基準のこと。

■ インターロッキングブロック

車両などの荷重が掛かったとき、ブロック間の目地に充填した砂によりブロック相互のかみ合わせ効果(荷重分散効果)が得られる舗装ブロックのこと。

■ エスコートゾーン

道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性の向上を図るため、横断歩道上に視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと。

■ 縁石ブロック

歩行者の安全を確保するため、道路の歩行者が歩く部分と車両が通行する部分などの境界に設置されるコンクリートブロックのこと。

■ 横断勾配

道路の路線直角方向の勾配のこと。

■ オストメイト

様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のための『ストーマ(人工肛門・人工膀胱)』を造設した人のこと。

■ 音響式信号機

信号機が青になったことを視覚障害者に知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機のこと。

か行

■ カームダウン・クールダウンスペース

知的、精神、発達障害者等が人の多さや喧噪でパニックを起こした際、あるいはそれを予防する際に気持ちを静めるための休憩室のこと。

■ カラーユニバーサルデザイン

多様な色覚に配慮して、情報がなるべく全ての人に正確に伝わるように、利用者の視点に立ってデザインすること。

■ 輝度比

輝度(cd/m^2)とは、ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものである。輝度比は視覚障害者誘導用ブロックの輝度／舗装路面の輝度で示され、舗装路面上における視覚障害者誘導用ブロックの視認性を表す指標として用いられる。

■ 車止め

歩道や建築物の出入口などに、車両の進入抑止や交通流の整流化等の目的で設置される杭のこと。

■ 公開空地

建築物の敷地において、歩行者が自由に通行し、又は利用できる空地のこと。

■ 交通政策基本法

交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とした法律のこと（平成 25 年 11 月制定）。

■ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図る法律のこと（平成 18 年 6 月制定）。

■ 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）

公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するための措置、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設の整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図る法律のこと（平成 12 年 5 月制定）。

■ 合理的配慮

障害者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、配慮を求められた人が負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために行う配慮のこと。

■ 声かけ・サポート運動

お客さまに鉄道などの施設を安全に安心してご利用いただけるよう、お困りのお客さまに対して社員から積極的にお声かけを行うとともに周囲のお客さまからもお声かけにご協力いただく取組みのこと。

■ こころのバリアフリー

障害に対する差別や理解不足からくる「こころの障壁（バリア）」をなくし、障害のある人もない人も共に支え合う地域共生社会を目指すこと。

さ行

■ サービス介助士

公益財団法人日本ケアフィット共育機構が実施する資格制度。高齢者や障害者を手伝うときの「おもてなしの心」と「介助技術」を学び、相手に安心していただきながら手伝いができる人を育成している。

■ シームレス

機能やサービスがよく連携していて（一貫性があり）利用者にとって快適であるさま。

■ 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックのこと。

■ 自転車安全利用五則

自転車に乗る時に守るルール（平成 19 年 7 月 交通対策本部決定）で、「自転車は、車道が原則、歩道は例外」、「車道は左側を通行」、「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」、「安全ルールを守る（飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認）」、「子どもはヘルメットを着用」の五つのこと。

■ 自転車専用通行帯

車両通行帯が設けられた道路において、自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された車両通行帯のこと。

■ 自転車ナビマーク・ナビライン

自転車が通行すべき部分と進行すべき方向を明らかにした路面標示のこと。

■ 重点整備地区

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）に基づき、区市町村が、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を定める地区として、駅を中心とした地区や公共施設等が集まる地区など、一定の範囲を定めるもの。

■ 障害の社会モデル

「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方のこと。

■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律のこと（平成 25 年 6 月制定）。

■ 新宿区交通バリアフリー基本構想

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）に基づき、当該区市町村の区域内の重点整備地区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想として定めたもの。区では、平成 17 年 4 月に策定した。

■ 身体障害者補助犬

盲導犬、介助犬及び聴導犬のこと。身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬のこと。

■ スムース歩道

車道方向にはハンプ（凸部）構造とすることで自動車の走行速度を低減するとともに歩道と横断歩道の段差を解消して、歩道と横断歩道の通行がスムーズになること。

■ 生活道路

一般道路のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路のこと。

■ 正着

バスやタクシーが停留所等との隙間を空けずに停車すること。

■ 性的マイノリティ（LGBT）

性的指向や性自認等に関してのありようが性的多数派とは異なるとされる人のこと。LGBT とは、「lesbian」（レズビアン、女性同性愛者）、「gay」（ゲイ、男性同性愛者）、「bisexual」（バイセクシュアル、両性愛者）、「transgender」（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとった、性的マイノリティの一部を示す語であり、性的マイノリティの総称として用いられることもある。

■ セミフラット方式

歩道面が車道面より高く、縁石天端の高さより低くした歩車道分離方法のこと。

■ 線状ブロック

視覚障害者誘導用ブロックの種類の一つで誘導ブロックとも言われる。進行方向を示すブロックで、線が並んだ形状をしているもの。

■ ゾーン 30

生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を定めて時速 30 キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内におけるクルマの走行速度や通り抜けを抑制するもの。

た行

■ デジタルサイネージ

屋外、店頭、公共空間など、あらゆる場所でディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムのこと。

■ 点状ブロック

視覚障害者誘導用ブロックの種類の一つで警告ブロックとも言われる。危険個所や誘導対象施設等の位置を示すブロックで、点が並んでいる形状をしているもの。

■ TOKYO2020 アクセシビリティ・ガイドライン

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の各会場のアクセシビリティに配慮が必要なエリアと、そこへの動線となるアクセシブルルート、輸送手段、組織委員会による情報発信・表示サイン等のバリアフリー基準、ならびに関係者の接遇トレーニング等に活用する指針となるもの。

■ 透水性舗装

局地的な集中豪雨の発生で、河川や下水道への急激な負荷による道路冠水等の水害発生に対応するため、雨水の一部を地下に浸透させる舗装工法のこと。

■ 道路移動等円滑化基準の経過措置

道路をバリアフリー化するにあたっては、規定値以上の有効幅員を備えた歩道を設置することが基本となるが、バリアフリー化が必要な道路の中には、沿道に堅固な建築物が並んでいる場合など、必要な歩道の有効幅員を満たすには非常に長い期間を必要とする場合も想定される。このため、少しでもバリアフリー化を推進するための経過措置として、やむを得ない場合には、歩道の有効幅員を縮小することや、歩車道非分

離とした上で車両の速度抑制を図ることができる。

■ 特定事業計画

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）に基づき、公共交通、道路、交通安全施設について、バリアフリー化の具体的内容、配慮すべき重要事項、実施予定期間などを明示した計画のこと。区では、平成 19 年 3 月に高田馬場駅周辺地区、平成 20 年 3 月に新宿駅周辺地区で特定事業計画を定めた。

■ 特定道路

生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路（国土交通大臣が指定）で、道路の新設又は改築等を行う際に道路の移動等円滑化基準（省令）又は地方公共団体の条例への適合義務が生じるもの。

■ 都市計画事業

国土交通大臣又は都道府県知事の認可を得て実施される都市計画施設（都市計画で定める道路、公園等）の整備に関する事業のこと。

■ 都市計画道路

円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境の確保のため、都市計画法に基づき定める都市施設のこと。

な行

■ 内部障害

内臓などの機能が低下している状態であり、身体障害者福祉法では、心臓機能障害、腎臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、呼吸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の 7 つが定められている。

■ 二次元バーコード

バーコードの拡張版として、水平、垂直の 2 方向に情報を持たせ、保持できる情報量を向上させたコー

ド情報のこと。代表的な規格として「QR コード」が挙げられる。スマートフォンのアプリとカメラを用いて電子決済やウェブサイトへの誘導等ができる。

■ ノンステップバス

床面を 35 センチ程度まで下げて乗降口のステップ（階段）をなくしているバス車両のこと。

は行

■ バス接近表示システム

バスがいくつ手前のバス停留所まで到着したかを知らせる装置のこと。

■ バリアフリー

高齢者、障害者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去する考え方のこと。

■ バリアフリー対応信号機

音響式信号機、ゆとりシグナル（経過時間表示式信号機）、歩行者感应制御信号機、青延長用押しボタン付き信号機（高齢者等感应式信号）を総称したもの。

■ バリアフリーマップ

地方公共団体、地域団体等が地域におけるバリア又はバリアフリー情報を収集し、印刷配布・ウェブ上での公表その他の方法により一般に公開しているもの。

■ バリアフリールート

駅舎等の出入口から通路、改札口等を経て車両等の乗降口に至る経路において、高齢者、障害者等の移動に際して段差、狭小な出入口等がなく、かつ、安全に連続して通行することができる経路のこと。

■ ピクトグラム

表現対象を視覚イメージとして抽象化し、文字以外のシンプルな図記号によって表したもの。

■ フルフラットバス

ノンステップバスよりさらに、車内の通路後方にある

段差を解消したバス車両のこと。

■ ヘルプカード

障害のある人が普段から持っておくことで、日常や緊急時・災害時等の困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするもの。

■ ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、心臓や腎臓の機能障害など内部障害の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークのこと。

■ ホームドア

プラットホーム縁端部に設けた壁とドアにより、プラットホームと線路を仕切り、列車到着時のみドア部が開閉する設備のこと。プラットホームからの転落、列車との接触、線路内への侵入の防止に効果がある。

■ 歩行者感应制御信号機

歩行者用画像感知器により、歩行者の挙動を捉えて、青時間中に渡りきれない歩行者を感知した場合に青時間を延長する信号機のこと。

ま行

■ 無電柱化

災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、電線を地下に埋設することなどにより、電柱または電線の道路上への設置を抑えたり、道路上の電柱又は電線を撤去したりすること。

や行

■ ゆとりシグナル（経過時間表示式信号機）

青時間の残り時間や赤時間の待ち時間を表示する信号機のこと。

■ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力等に関わらず、誰もが利用できるよう生活環境その他の環境を作りあげること。

■ ユニバーサルデザインタクシー（UD タクシー）

健康な方はもちろん、車椅子使用の方、ベビーカー利用の家族、高齢者、妊娠中の方など「誰もが利用しやすいタクシー」のこと。

■ ユニバーサルデザインまちづくり

都市施設に関し、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が安全に、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちの実現を図るための取組みのこと。

■ ユニバーサルドライバー研修

タクシー事業者団体が実施しているもので、お客様の多様なニーズや特性の理解、円滑なコミュニケーションの確保など、タクシー乗務員の接遇と介助の向上を目指すための研修のこと。

ら行

■ リフト付き・エレベーター付きリムジンバス

乗降リフト（又はエレベーター）が搭載されており、車椅子のままバスの乗り降りができるバスのこと。

■ 路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって不特定多数の人が利用できる駐車場のこと。

わ行

■ ワークショップ

区民参加によるまちづくり手法の一つ。一般的に、地域に係わる立場や経験、考え方の異なる人が参加し、知恵と工夫を出しあい、地域の抱える課題の整理や解決方策等を検討し、参加者全員の協働作業を通じて成果をとりまとめていくこと。

■ ワンステップバス

乗降口のステップ（階段）が1段であるバス車両のこと。

新宿区移動等円滑化促進方針

令和3年11月 発行

編集・発行

新宿区 都市計画部 都市計画課
東京都新宿区歌舞伎町1-4-1
03(5273)3547(直通)

印刷物作成番号

2021-5-4001
